

# R 1 營繕 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築

図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名
A-01	特記仕様書-1	A-17	矩形図-2(改修後)	S-03	柱小屋伏図、軸組図(現況)	B-01	外構工事特記仕様書(1)
A-02	特記仕様書-2	A-18	平面詳細図(現況)	S-04	柱小屋伏図、軸組図(改修後)	B-02	外構工事特記仕様書(2)
A-03	特記仕様書-3	A-19	平面詳細図(改修後)	S-05	鉄骨詳細図(現況)	B-03	外構全体平面図、付近見取図
A-04	特記仕様書-4	A-20	展開図(現況)-1	S-06	鉄骨詳細図(改修後)	B-04	現況平面図
A-05	特記仕様書-5	A-21	展開図(改修後)-1	S-07	鉄骨補強詳細図-1	B-05	外構平面図
A-06	附近見取図・配置図	A-22	展開図(現況)-2	S-08	鉄骨補強詳細図-2	B-06	外構詳細図
A-07	仕上表	A-23	展開図(改修後)-2	S-09	下屋構造図-1		
A-08	平面図(現況)	A-24	展開図(現況)-3	S-10	下屋構造図-2		
A-09	平面図(改修後)	A-25	展開図(改修後)-3	S-11	鉄骨構造基準図-1		
A-10	立面図(現況)	A-26	建具伏図・建具表(現況)	S-12	鉄骨構造基準図-2		
A-11	立面図(改修後)	A-27	建具伏図・建具表(改修後)	S-13	鉄骨構造基準図-3		
A-12	天井伏図・屋根伏図(現況)	A-28	部分詳細図-1	S-14	鉄骨構造基準図-4		
A-13	天井伏図・屋根伏図(改修後)	A-29	部分詳細図-2	S-15	鉄骨構造基準図-5		
A-14	矩形図-1(現況)	A-30	部分詳細図-3	M-01	管工事仕様書		
A-15	矩形図-1(改修後)	S-01	基礎伏図、基礎詳細図(現況)	M-02	給排水設備図(改修後)		
A-16	矩形図-2(現況)	S-02	基礎伏図、基礎詳細図(改修後)	M-03	給排水設備図(改修前)		

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当


I. 工事概要	
1. 工事名称	R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築
2. 工事場所	阿南市新野町室ノ久保
3. 敷地面積	40.421.00㎡
4. 工事種目	工事内容：耐震補強、改修、増築 構造規模：建築面積 285.12㎡、床面積 281.31㎡、鉄骨造 地上1階
5. 工事区分	A. 既存建物一部解体撤去 B. 耐震補強及び改修 C. 外構工事(応増築を含む)
6. 工期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。 ※完成年月日＝発注者側の工期の完成日 竣工年月日＝施工者側の完成日

## II. 建築工事仕様書

項目	特記事項
1章 一般共通事項 ① 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。 「本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、原則として徳島県建設工事指名業者名簿に登録された業者より選定すること。」</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。</li> <li>・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。</li> <li>・本工事においては、8時から17時までの間で行うこと。</li> <li>・本工事の工期内には、別途R1営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 温室解体工事の工期を含んでいる。</li> </ul> <p>・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議するものとする。騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内なら1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p>

項目	特記事項
② 工事関係図書	<p>◎交通誘導警備員については、警備法に基づき警備員とし、図示する場所に100日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている(義務付けられていない))、警備員は、延100人(昼100人：うち検定合格警備員100人)を見込んでいる。</li> <li>・警備法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</li> <li>・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</li> <li>・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</li> <li>・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</li> </ul> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>
③ 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は復旧すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当時は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、営繕課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「6. 材料・製品等◎県産木材の使用」を準用する。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p>
④ 工事現場管理	

項目	特記事項																																																																																																	
	<p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用電気工物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工物に必要と認められる電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</li> <li>・一般用電気工物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</li> </ul> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <p>なお、本工事に限る個別契約を処分許可業者と交わすこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">処分許可業者の会社名(処分区分)</th> <th rowspan="2">優良</th> <th colspan="2">所在地</th> </tr> <tr> <th>処分費(税抜、円)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">金属(処分)</td> <td>(株)旭金属</td> <td>○</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>33.2 (km)</td> <td></td> <td>0</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガラス</td> <td>(株)フクブル</td> <td></td> <td>徳島市上八万町田中1148番地1 徳島市上八万町田中1148番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23.5 (km)</td> <td></td> <td>3,700</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃プラ</td> <td>(株)丸八木村商店</td> <td></td> <td>吉野川市鴨島町鴨島652-1 吉野川市鴨島町鴨島652-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40.1 (km)</td> <td></td> <td>10,000</td> <td>m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート(無筋 有筋)</td> <td>泉南クリーン(有)(中間処分)</td> <td></td> <td>阿南市津乃峰町西分178-1 阿南市津乃峰町西分178-1, 179, 180</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.9 (km)</td> <td></td> <td>800</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木材</td> <td>徳島興産</td> <td>○</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.9 (km)</td> <td></td> <td>10,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石膏ボード</td> <td>樹青藍</td> <td></td> <td>阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.9 (km)</td> <td></td> <td>23,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄骨・軽量鉄骨(有価金属)</td> <td>(株)日徳</td> <td>○</td> <td>阿南市橋町南新田10-29 阿南市橋町南新田10-29</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.6 (km)</td> <td></td> <td>-23,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サッシ スチール(有価金属)</td> <td>虎尾商事(有)</td> <td></td> <td>阿南市橋町東中浜174番地 阿南市橋町東中浜174番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8 (km)</td> <td></td> <td>-25,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サッシ アルミ(有価金属)</td> <td>(株)旭金属</td> <td>○</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>33.2 (km)</td> <td></td> <td>-130,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アベスト含有成形板</td> <td>(株)明和ケーン</td> <td></td> <td>三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956</td> <td></td> </tr> <tr> <td>116.8 (km)</td> <td></td> <td>20,000</td> <td>m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合については、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生土、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	種類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地		処分費(税抜、円)	単位	金属(処分)	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12		33.2 (km)		0	t	ガラス	(株)フクブル		徳島市上八万町田中1148番地1 徳島市上八万町田中1148番地		23.5 (km)		3,700	t	廃プラ	(株)丸八木村商店		吉野川市鴨島町鴨島652-1 吉野川市鴨島町鴨島652-1		40.1 (km)		10,000	m <sup>3</sup>	コンクリート(無筋 有筋)	泉南クリーン(有)(中間処分)		阿南市津乃峰町西分178-1 阿南市津乃峰町西分178-1, 179, 180		6.9 (km)		800	t	木材	徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号		1.9 (km)		10,000	t	石膏ボード	樹青藍		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地		1.9 (km)		23,000	t	鉄骨・軽量鉄骨(有価金属)	(株)日徳	○	阿南市橋町南新田10-29 阿南市橋町南新田10-29		4.6 (km)		-23,000	t	サッシ スチール(有価金属)	虎尾商事(有)		阿南市橋町東中浜174番地 阿南市橋町東中浜174番地		6.8 (km)		-25,000	t	サッシ アルミ(有価金属)	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12		33.2 (km)		-130,000	t	アベスト含有成形板	(株)明和ケーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956		116.8 (km)		20,000	m <sup>3</sup>
種類	処分許可業者の会社名(処分区分)				優良	所在地																																																																																												
		処分費(税抜、円)	単位																																																																																															
金属(処分)	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12																																																																																															
	33.2 (km)		0	t																																																																																														
ガラス	(株)フクブル		徳島市上八万町田中1148番地1 徳島市上八万町田中1148番地																																																																																															
	23.5 (km)		3,700	t																																																																																														
廃プラ	(株)丸八木村商店		吉野川市鴨島町鴨島652-1 吉野川市鴨島町鴨島652-1																																																																																															
	40.1 (km)		10,000	m <sup>3</sup>																																																																																														
コンクリート(無筋 有筋)	泉南クリーン(有)(中間処分)		阿南市津乃峰町西分178-1 阿南市津乃峰町西分178-1, 179, 180																																																																																															
	6.9 (km)		800	t																																																																																														
木材	徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号																																																																																															
	1.9 (km)		10,000	t																																																																																														
石膏ボード	樹青藍		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地																																																																																															
	1.9 (km)		23,000	t																																																																																														
鉄骨・軽量鉄骨(有価金属)	(株)日徳	○	阿南市橋町南新田10-29 阿南市橋町南新田10-29																																																																																															
	4.6 (km)		-23,000	t																																																																																														
サッシ スチール(有価金属)	虎尾商事(有)		阿南市橋町東中浜174番地 阿南市橋町東中浜174番地																																																																																															
	6.8 (km)		-25,000	t																																																																																														
サッシ アルミ(有価金属)	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12																																																																																															
	33.2 (km)		-130,000	t																																																																																														
アベスト含有成形板	(株)明和ケーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956																																																																																															
	116.8 (km)		20,000	m <sup>3</sup>																																																																																														

	徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	●図面番号 A-01	
		●図面名 特記仕様書-1	●縮尺 NON	

項目	特記事項
⑤ 施工調査	<p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済の揭示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。</p>
⑥ 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」（電子データ）、「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を行う場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div>

項目	特記事項																																																																																				
⑦ 化学物質を発生する建築材料等	<p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びビステレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎他工事と取り合い区分</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリプ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリプ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンブレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(仏まで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリプ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリプ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンブレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(仏まで)	○					盤、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排水ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○				
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																																
梁、壁、床スリプ入れ		○	○	○																																																																																	
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																	
スリプ開口補強(鉄筋)	○																																																																																				
同上(リンブレン等)	○																																																																																				
床、天井点検口	○																																																																																				
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																	
同上切込み及び開口補強	○																																																																																				
衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																		
縦樋(仏まで)	○																																																																																				
盤、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																	
同上補強	○																																																																																				
給排水ガラリ取り付け	○																																																																																				
空調機器類の基礎工事	○																																																																																				
⑧ 施工	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>○ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>○ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かわらぶき</td> <td>・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td></td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td></td> <td>・ アルミ製室内建具製作作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>○ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	○ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ シーリング防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	○ 内外装板金作業		かわらぶき	・ かわらぶき作業	金属	建築板金	・ 内外装板金作業	左官		・ 左官作業	建具		・ アルミ製室内建具製作作業		サッシ施工	○ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業			・ 鋼製下地工事作業	内装	内装仕上げ施工	・ ボード仕上げ工事作業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																								
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																			
仮設	とび	・ とび作業																																																																																			
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																			
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																			
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																			
鉄骨	鉄工	○ 構造物鉄工作業																																																																																			
防水	防水施工	・ シーリング防水工事作業																																																																																			
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																			
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																			
屋根及びとい	建築板金	○ 内外装板金作業																																																																																			
	かわらぶき	・ かわらぶき作業																																																																																			
金属	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																			
左官		・ 左官作業																																																																																			
建具		・ アルミ製室内建具製作作業																																																																																			
	サッシ施工	○ ビル用サッシ施工作業																																																																																			
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																																			
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																																																			
		・ 鋼製下地工事作業																																																																																			
内装	内装仕上げ施工	・ ボード仕上げ工事作業																																																																																			
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																			
10. 設計変更箇所確認	<p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>																																																																																				


項目	特記事項																							
⑪ 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表より中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類 ・ 竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2(A3折)・原因版) ・ 工事写真(写真帳1部(着手前・工事中・竣工)、電子データ1部) ・ 使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部) ・ 保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査資材(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																						
3千万円未満	—	1回																						
3千万円以上5千万円未満	—	2回																						
5千万円以上1億円未満	1回	2回																						
1億円以上	2回	3回																						
区分	サイズ																							
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
⑫ 完成図等																								
⑬ 火災保険																								

	<p>徳島県県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R1営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築</p>	<p>●図面番号 A-02</p>	
		<p>●図面名 特記仕様書-2</p>	<p>●縮尺 NON</p>	

項目	特記事項				
⑭ 室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。            学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン            学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン            採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材道具等置場 野菜類実習室 花卉類実習室</td> <td>3カ所</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。            測定は、次のいずれかにより行う。            ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法            ・パッシブ型採取機器を用いる方法            パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。            (1) 30分間換気            測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。            (2) 5時間閉鎖            (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。            (3) 測定            イ (2)の状態のままで測定する。            ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。            なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。            ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。            ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。            (4) 分析            測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。            (5) 測定結果の提出            測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	測定対象室	測定箇所数	資材道具等置場 野菜類実習室 花卉類実習室	3カ所
測定対象室	測定箇所数				
資材道具等置場 野菜類実習室 花卉類実習室	3カ所				
⑮ 瑕疵補修	<p>◎徳島県公共工事標準請負契約約款第4-1条第2項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は(1年・<b>②年</b>)とする。            ただし、その瑕が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。</p>				
⑯ デジタル工事写真の小黑板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。            ◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>				
2章 改修仮設工事					
① 一般事項	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p>				
② ベンチマーク	<p>◎設計図の設定は、現況FL-430mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。</p>				
③ 足場等	<p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。            ①労働安全衛生法に基づく構造規格            ②(社)仮設工業会の認定基準            また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。            ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。            届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。            届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。            ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。            ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。            ◎外部足場(種類：枠組本足場手すり先行法域、仕様：2枚布、D=90cm、シート仕様：防災シート)・壁つなぎ間隔(水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下)            ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) <b>手すり据置方式</b>により行うこと。            ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p>				

項目	特記事項																
	<p>◎内部足場(種類：脚立足場、仕様：枚布、D= cm)            ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。            ◎仮囲い(仕様：ガードフェンス、H= 1.8m、L= 8.8m)(図示)            ◎ゲート(有)・無、仕様：ガードフェンス)            ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。            ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。            ◎監督員事務所は(設ける(面積 10㎡程度)・設けない)            ◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。            ◎既存水利用(出来る・出来ない)、水料金(有償・無償)            ◎同用地は、(図示の場所に・用意していないので業者にて)設けること。            ◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則「洋式トイレ」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。            ◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快通トイレ」を標準とする。            ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。            ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。            ○快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div> <p>3章 躯体工事(1) (土工事)            ① 根切り            ◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。            ◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。            ◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。            ◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。            ◎使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機器により締め固める。            ◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。            ◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。            ◎盛土に使用とする。</p> <p>3章 躯体工事(2) (鉄筋工事)            ① 材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295A</td> <td>D10、D13</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状：正方形 寸法：100mm 径：φ6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎材料試験は行わない            ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。            ◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。            ◎鉄筋の継手の位置は図示による。            ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。            ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材質等について監督員の承諾を得ること。            また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。            ただし、地階を有しない階工間を除く。            ◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。            ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10、D13	-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状：正方形 寸法：100mm 径：φ6	
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)														
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10、D13														
-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-														
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状：正方形 寸法：100mm 径：φ6															

項目	特記事項																																				
④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	<p>◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。            ◎目地がある場合のかぶり厚は、目地底からの寸法とする。            ◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図【1節-基礎及び基礎梁の配筋】～【7節-梁貫通孔その他配筋】による。            ◎主要な配筋は、コンクリート打込み前先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。            ◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>調合管理強度 Fm(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ(cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量(t/m<sup>3</sup>)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>有</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>躯体・土間</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。なお、構造体強度補正值(S)は、標仕表6.3.2Iによりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。            ◎コンクリートの強度試験            コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。            ・第4週強度確認            原則、公共試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこととする。            ただし、公共試験機関以外で行う場合は、工事監督者又は監督員立会いの上、行うこととする。            なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 Fm(N/mm <sup>2</sup> )	スランプ(cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量(t/m <sup>3</sup> )	適用箇所	普通	21	21+S	18	有		2.3	躯体・土間																				
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 Fm(N/mm <sup>2</sup> )	スランプ(cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量(t/m <sup>3</sup> )	適用箇所																														
普通	21	21+S	18	有		2.3	躯体・土間																														
⑤ 配筋検査																																					
3章 躯体工事(3) (コンクリート工事) ① 一般事項																																					
② コンクリートの仕上がり	<p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3Iによる。            ◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A・<b>⑥</b>・C)種とする。            ◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕表6.2.5Iによる。</p>																																				
③ 普通コンクリート	<p>◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。            ◎骨材は、標仕6.3.1(b)による。            ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。            ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m<sup>3</sup>以下とし、試験方法は標仕6.5.4Iによる。            ◎試験りは(行う・行わない)。            ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。            ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。            (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制            アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa<sub>2</sub>O換算で3.0kg以下にする。            (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用            JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。            (3) 安全と認められる骨材の使用            骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。            試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」・JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。            ◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。            ◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3(目地寸法)(a)(1)による。</p>																																				
④ レディミクストコンクリート工場の指定	<p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。</p>																																				
⑤ 型枠	<p>◎型枠は、(県産木製型枠・<b>⑧</b>・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>-</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3(b)(1)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td>型枠合板</td> <td>12</td> <td>壁壁</td> </tr> <tr> <td>6.8.3(b)(2)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3(b)(2)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3(b)(2)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>型枠合板</td> <td>12</td> <td>基礎、立上り等</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎打放し仕上げの打ち増し厚さは 20mmとする。</p>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	-	なし				6.8.3(b)(1)	A種	あり	型枠合板	12	壁壁	6.8.3(b)(2)	B種	なし				6.8.3(b)(2)	C種	なし				6.8.3(b)(2)	普通型枠	なし	型枠合板	12	基礎、立上り等
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																
県産木製型枠	-	なし																																			
6.8.3(b)(1)	A種	あり	型枠合板	12	壁壁																																
6.8.3(b)(2)	B種	なし																																			
6.8.3(b)(2)	C種	なし																																			
6.8.3(b)(2)	普通型枠	なし	型枠合板	12	基礎、立上り等																																

	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R1営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	●図面番号 A-03	
		●図面名 特記仕様書-3	●縮尺 NON	

項目	特記事項																								
⑥ 無筋コンクリート	<p>◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する。  <input type="radio"/>捨コンクリート  <input type="radio"/>補強筋を必要としないコンクリート</p> <p>◎設計基準強度 ( 18 ) N/mm<sup>2</sup>、スランプ ( 15 ) cm</p> <p>◎適用箇所：捨てコンクリート</p>																								
⑦ あと施工アンカー工事	<p>◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。</p> <p>◎接着系アンカーD16は施工確認試験を行う。確認強度( 15kN )</p>																								
3章 躯体工事(4) (鉄骨工事1)																									
① 一般事項	<p>◎製作工場は、国土交通大臣の認定による( R )グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。</p> <p>◎鉄骨製作工場には施工管理技術者を( 置く )・置かなくともよい)</p> <p>◎工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板(30×35×45cm)(H.4.9.30 住指発第347号)を掲示すること。</p>																								
② 材料	<p>◎鋼材は次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>規格番号・規格名称等</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>角型鋼管</td> <td>STKR400</td> <td>外壁下地</td> </tr> <tr> <td>H型鋼、薄型構、鋼板</td> <td>SS400</td> <td>庇</td> </tr> <tr> <td>リップ溝形鋼</td> <td>SSC400</td> <td>鋼縁</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎高力ボルトは、( JIS形高力ボルト2種・トルシア形高力ボルト2種・溶融亜鉛めっき高力ボルト ) とする。径は、( M16、M20 ) とし、使用箇所は図示による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号等</th> <th>規格名称等</th> <th>セットの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定</td> <td>トルシア形高力ボルト</td> <td>2種(S10T)</td> </tr> <tr> <td>JIS B 1186</td> <td>JIS形高力ボルト</td> <td>2種(F10T)</td> </tr> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定</td> <td>溶融亜鉛めっき高力ボルト</td> <td>1種</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎普通ボルト及びナットの材質は、( JIS付属品(JIS B 1180及びJIS B 1181) ・ JIS本体規格品(ISO規格) ) とする。径は、( M12 ) とし、使用箇所は図示による。</p> <p>◎構造用アンカーボルトの材質は( SNR400 ・(SNR490) ) とする。</p> <p>◎溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。</p> <p>◎ターンバックル 鋼の種類(割枠式)・パイプ式) ボルトの種類(羽子板ボルト)・両ねじボルト・アイボルト)</p> <p>◎柱底均しモルタルを無収縮モルタルとする場合は次による。  ・セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ポルトランドセメントとする。  ・混和材は、セメント系(酸化カルシウム、カルシウムサルファルミネート等)によって膨張する性質を利用するものとする。  ・砂、配合比等は、製造所の仕様による。  ・無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕 表7.2.6による。</p>	種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所	角型鋼管	STKR400	外壁下地	H型鋼、薄型構、鋼板	SS400	庇	リップ溝形鋼	SSC400	鋼縁	規格番号等	規格名称等	セットの種類	建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア形高力ボルト	2種(S10T)	JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種(F10T)	建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種
種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所																							
角型鋼管	STKR400	外壁下地																							
H型鋼、薄型構、鋼板	SS400	庇																							
リップ溝形鋼	SSC400	鋼縁																							
規格番号等	規格名称等	セットの種類																							
建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア形高力ボルト	2種(S10T)																							
JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種(F10T)																							
建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種																							
③ 材料試験	<p>◎JIS規格品は、材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎トルシア形高力ボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。</p> <p>◎板厚方向の引張試験を( 行う )・(行わない)。</p>																								
④ 工作一般	<p>◎高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの繰端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。</p> <p>◎床書き現寸図は作成( する )・(しない)。</p> <p>◎鉄骨の製作精度は、標準仕様書7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。 H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし 書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。</p> <p>◎仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎仮組を( 実施する )・(実施しない)。</p>																								

項目	特記事項								
⑤ 高力ボルト接合	<p>◎すべり係数試験は( 行う )・(行わない)。 ただし、溶融亜鉛めっき工法の場合は、「13.溶融亜鉛めっき工法」によるものとする。</p> <p>◎ショットブラスト又はグリットブラストにより摩擦面の表面粗度を50μmRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。  (1) 表面粗度測定機による測定  (2) ブラスト機器の性能表による確認  (3) スプライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認  上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験(サンプル試験)を行い、すべり係数0.45以上を確認すること。</p> <p>◎高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS形高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を( 行う )・(行わない)。</p> <p>◎確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。</p> <p>◎トルシア形高力ボルトは、軸力の確認試験を( 行う )・(行わない)。</p> <p>◎締付け施工の確認は、JASS6 6.3〔締付け施工の確認〕に準じる。</p> <p>◎原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。</p>								
⑥ 普通ボルト接合	<p>◎普通ボルトの戻止めは( 二重ナット ) ・ ナットの溶接 ・ ゆるみ防止用特殊ナット ) による。ただし、母屋・鋼縁類の取付用ボルトは、全ねじボルトとし、戻止めを省略できる。</p> <p>◎溶接作業は、工場作業を原則とする。 ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎溶接技能者に対して、技量付加試験を( 行う )・(行わない)。</p> <p>◎開先の形状は構造図による。</p> <p>◎溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。</p> <p>◎スカラップの形状は、図示による。</p> <p>◎エンドタブの切除は( 行う ) ・ 行わない ) 。行う場合は図示による。</p> <p>◎エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1~5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。</p> <p>◎完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を( 行う ) ・ 行わない ) 。試験を行う場合の平均出検品質限界(AOQL)は( 2.5% ) ・ ( 4% ) とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験の種類</th> <th>試験箇所</th> <th>試験数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td>庇柱仕口 ブレース取付プレート</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験の種類	試験箇所	試験数	備考	超音波探傷試験	庇柱仕口 ブレース取付プレート		
試験の種類	試験箇所	試験数	備考						
超音波探傷試験	庇柱仕口 ブレース取付プレート								
⑦ 溶接接合									
⑧ 錆止め塗装	<p>◎素地ごしらは、標仕 表18.2.2( A ・ B ・ C ) 種とする。 ※A種及びB種は製作工場で行うものとする。</p> <p>◎塗料種別 鉄面 標準仕様書 表18.3.1の( A ・ B ・ C ) 種 亜鉛めっき面 標準仕様書 表18.3.2の( A ・ B ・ C ) 種</p> <p>◎塗装種別 鉄面 標準仕様書 表18.3.3の( A ・ B ) 種 (工場1回、現場1回) 亜鉛めっき面 標準仕様書 表18.3.4の( A ・ B ・ C ) 種 (現場1回)</p>								
⑨ 工事現場施工	<p>◎鉄骨建方の精度は、( 社 ) 日本建築学会「建築工事標準仕様書-6.鉄骨工事付則-6.鉄骨精度検査基準」による。 ただし以下のものは図による。  ・特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。  ・軽微な構造物あるいは構造物の部分。</p> <p>◎建方用アンカーボルトを( 使用する ) ・ (使用しない)。</p> <p>◎構造用アンカーボルトを( 使用する ) ・ 使用しない ) 。</p> <p>◎構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状及び寸法は図示による。</p> <p>◎アンカーボルトの保持及び埋込み工法は( A ・ B ・ C ) 種とする。</p> <p>◎柱底均しモルタル工法は( A ・ B ) 種とし、厚さは図示による。 A種の場合の無収縮モルタルは、製造所の仕様による。</p>								
10. 軽量鋼構造	<p>◎普通ボルトには、二重ナットなどにより戻止めを行う。ただし、鋼縁、母屋類は除く。 また、ボルト締め後のネジ山は、3山以上出るようにする。</p> <p>◎形鋼、鋼板類の垂鉛めっきは、標仕 表14.2.2による。</p>								

項目	特記事項																												
⑪ 溶融亜鉛めっき工法	<p>◎摩擦面の処理は、( プラスト処理 ) ・ リン酸塩処理 ) とする。</p> <p>◎プラスト処理とする場合は、5.高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50μmRz以上の確認を行う。</p> <p>◎リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は(すべり試験)とする。 すべり試験の要領は、溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会の「めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。</p>																												
4章 防水改修工事																													
① シーリング	<p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シーリング材の種類</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="2">目地寸法</th> <th rowspan="2">接着性試験 (引張、簡易)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>幅</th> <th>深さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン系</td> <td>外壁取合</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>簡易</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を( 行う )・(行わない)。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験)・引張接着性試験)を行う。</p>	シーリング材の種類	施工箇所	目地寸法		接着性試験 (引張、簡易)	備考	幅	深さ	MS-2	変成シリコン系	外壁取合	15	10	簡易														
シーリング材の種類	施工箇所			目地寸法				接着性試験 (引張、簡易)	備考																				
		幅	深さ																										
MS-2	変成シリコン系	外壁取合	15	10	簡易																								
5章 金属工事																													
① 金属系サイディング	<p>◎防火サイディングセ-15 タテ張 ガルバリウム鋼板t-0.27 フッ素樹脂塗装品 777の模様 (裏面：ポリイソシアレートフォーム断熱材)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>外枠</th> <th>内枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルミ</td> <td>600角</td> <td>鋼縁タイプ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製作所： 評価名簿による。</p>	材種	寸法	形式	外枠	内枠	アルミ	600角	鋼縁タイプ																				
材種	寸法	形式	外枠	内枠																									
アルミ	600角	鋼縁タイプ																											
② 天井点検口																													
6章 建具改修工事																													
① 一般事項	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種</td> <td>S-4</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>70</td> <td>窓</td> <td>747t仕上</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	A種	S-4	A-3	W-4	70	窓	747t仕上														
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理																							
A種	S-4	A-3	W-4	70	窓	747t仕上																							
② アルミニウム製建具																													
③ 鋼製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追従性</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>資材・道具等置場 花弁類実習室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。</p> <p>◎鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。</p> <p>◎鋼板は、JIS G 3317による表面処理溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板とし、Y08を満足するものとする。</p> <p>◎鋼板類の厚さは、建具表による。 ◎製造所： 評価名簿による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追従性</th> <th>使用箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>資材・道具等置場 野菜類実習室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎鋼板類の厚さは、建具表による。</p>	耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追従性	使用箇所	表面処理	—	—	—	—	—	—	資材・道具等置場 花弁類実習室		気密性	遮音性	断熱性	面内変形追従性	使用箇所	備考	—	—	—	—	資材・道具等置場 野菜類実習室	
耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追従性	使用箇所	表面処理																						
—	—	—	—	—	—	資材・道具等置場 花弁類実習室																							
気密性	遮音性	断熱性	面内変形追従性	使用箇所	備考																								
—	—	—	—	資材・道具等置場 野菜類実習室																									
④ 鋼製軽量建具																													
⑤ 建具用金物	<p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕様5.7.1による。</p> <p>◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。 ◎樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕様5.7.3による。 ◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。</p> <p>◎マスターキーは、( 製作する ) ( 組 ) 。</p>																												

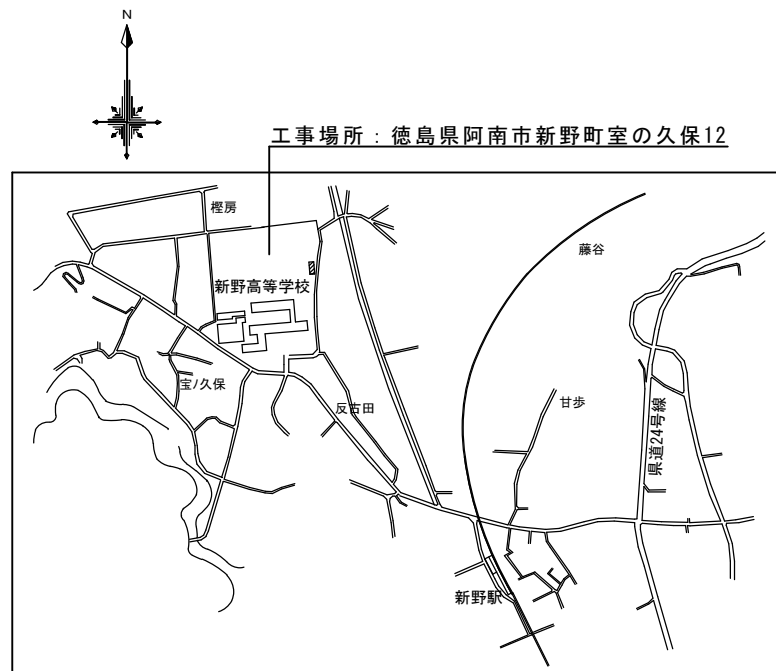
	徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	●図面番号 A-04
		●図面名 特記仕様書-4	●縮尺 NON



項目	特記事項																																																																																		
③ 軽量シャッター	<table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>野菜類実習室 花卉類実習室</td> </tr> <tr> <td>強度</td> <td>耐風圧強度</td> </tr> <tr> <td>開閉装置</td> <td>・ 上部電動式(手動併用) ○ 手動式</td> </tr> <tr> <td>安全装置</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>スラット仕様</td> <td>鋼製t-0.8</td> </tr> <tr> <td>シャッターケース仕様</td> <td>スチール張りケース</td> </tr> <tr> <td>ガイドレール仕様</td> <td>ステンレスレール</td> </tr> <tr> <td>中柱の補強</td> <td>ステンレス中柱(増強付)</td> </tr> <tr> <td>座板</td> <td>ステンレス座板t-2.0</td> </tr> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎板ガラス</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>品 種</th> <th>厚 さ</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>ト-I</td> <td>70-板ガラス</td> <td>5mm</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。</p> <p>◎ガラス留め材の種類</p> <table border="1"> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材 種</th> <th>ガラス溝の大きさ</th> </tr> <tr> <td>鋼 製</td> <td>SR-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td>SR-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ステンレス製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木 製</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修 ・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(a)参照</p> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(a)(1)による</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td rowspan="5">部分的な不良箇所に対する指示を記入 また、木床組の場合、撤去範囲を記入</td> </tr> <tr> <td>○合成樹脂塗床</td> <td>機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(a)(2)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>○フローリング張床</td> <td>改標仕6.2.2(a)(3)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(a)(4)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>○床組</td> <td>改標仕6.2.2(a)(5)</td> <td>同 上</td> </tr> </table> <p>・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(b)参照</p> <table border="1"> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備 考 欄</th> </tr> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>○サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td>合成樹脂床のクラックは Uカット・リペア材充填工法にて補修</td> </tr> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>○モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td> </tr> </table> <p>②壁改修 ・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(b)、(c)及び(d)参照</p> <table border="1"> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>○壁下地を含む全面 ボード面まで</td> <td>既存床、天井も全て改修</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td></td> </tr> </table> <p>③天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>天井下地を含む全面 ボード面まで</td> <td>既存壁は全て改修</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td></td> </tr> </table> <p>・既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。 ○既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。</p>	設置場所	野菜類実習室 花卉類実習室	強度	耐風圧強度	開閉装置	・ 上部電動式(手動併用) ○ 手動式	安全装置	—	スラット仕様	鋼製t-0.8	シャッターケース仕様	スチール張りケース	ガイドレール仕様	ステンレスレール	中柱の補強	ステンレス中柱(増強付)	座板	ステンレス座板t-2.0	種類	品 種	厚 さ	備 考	ト-I	70-板ガラス	5mm		建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ	鋼 製	SR-1		アルミニウム製	SR-1		ステンレス製			木 製			種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(a)(1)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入 また、木床組の場合、撤去範囲を記入	○合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(a)(2)	同 上	○フローリング張床	改標仕6.2.2(a)(3)	同 上	床タイル	改標仕6.2.2(a)(4)	同 上	○床組	改標仕6.2.2(a)(5)	同 上	下地の状況	下地処理方法	備 考 欄	凹凸部処理	○サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床のクラックは Uカット・リペア材充填工法にて補修	欠損部 下地モルタル撤去部	○モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修	撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	○壁下地を含む全面 ボード面まで	既存床、天井も全て改修	ボード面を残し仕上げのみ		撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面 ボード面まで	既存壁は全て改修	ボード面を残し仕上げのみ	
設置場所	野菜類実習室 花卉類実習室																																																																																		
強度	耐風圧強度																																																																																		
開閉装置	・ 上部電動式(手動併用) ○ 手動式																																																																																		
安全装置	—																																																																																		
スラット仕様	鋼製t-0.8																																																																																		
シャッターケース仕様	スチール張りケース																																																																																		
ガイドレール仕様	ステンレスレール																																																																																		
中柱の補強	ステンレス中柱(増強付)																																																																																		
座板	ステンレス座板t-2.0																																																																																		
種類	品 種	厚 さ	備 考																																																																																
ト-I	70-板ガラス	5mm																																																																																	
建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ																																																																																	
鋼 製	SR-1																																																																																		
アルミニウム製	SR-1																																																																																		
ステンレス製																																																																																			
木 製																																																																																			
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																																																
ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(a)(1)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入 また、木床組の場合、撤去範囲を記入																																																																																
○合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(a)(2)	同 上																																																																																	
○フローリング張床	改標仕6.2.2(a)(3)	同 上																																																																																	
床タイル	改標仕6.2.2(a)(4)	同 上																																																																																	
○床組	改標仕6.2.2(a)(5)	同 上																																																																																	
下地の状況	下地処理方法	備 考 欄																																																																																	
凹凸部処理	○サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床のクラックは Uカット・リペア材充填工法にて補修																																																																																	
欠損部 下地モルタル撤去部	○モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																																																																	
撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																		
○壁下地を含む全面 ボード面まで	既存床、天井も全て改修																																																																																		
ボード面を残し仕上げのみ																																																																																			
撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																																																		
天井下地を含む全面 ボード面まで	既存壁は全て改修																																																																																		
ボード面を残し仕上げのみ																																																																																			
7章 内装改修工事 ① 一般事項																																																																																			
② 撤去並びに下地補修																																																																																			

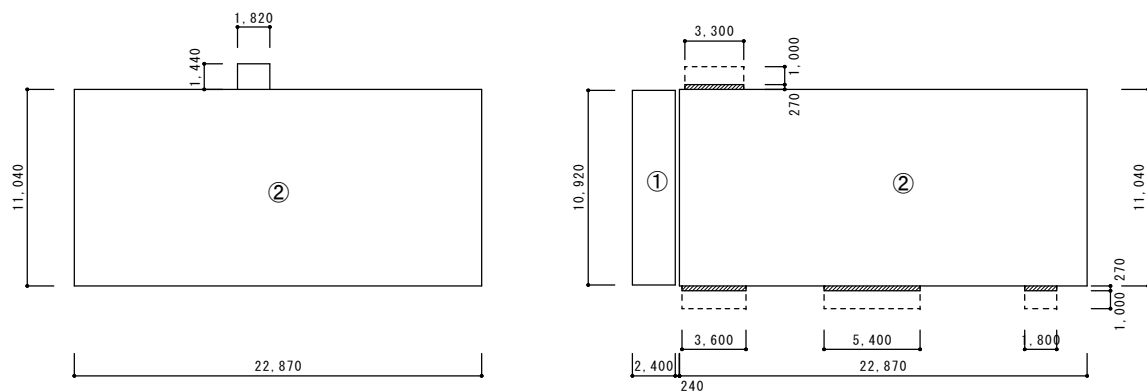
項目	特記事項																																																																																																																																																	
③ 木工事	<p>◎工事現場搬入時の含水率は(A・B)種とする。</p> <p>◎木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものである。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸透度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・樹種及び等級</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>材料の等級</th> <th>形 状</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>含水率</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">下 地 材</td> <td>野縁</td> <td>杉</td> <td>45×21</td> <td>特1等</td> <td>平割</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野縁受</td> <td>杉</td> <td>45×45</td> <td>特1等</td> <td>正割</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">造 作 材</td> <td>見切材</td> <td>米桐</td> <td>30×30</td> <td>上小節</td> <td>A(B)C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A・B・C</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。</p> <p>◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。</p> <p>◎防腐処理に用いる木材保存剤は人体への安全性及び環境について配慮した表面処理用木材保存剤((社)日本木材保存協会の認定薬剤等とする。)とし、2回塗りとする。</p> <p>◎防蟻処理は、(社)日本木材保存協会及び(社)日本しろあり対策協会の認定品とし、2回塗り又は吹き付けとし、次の表の箇所及び部分に行うものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称</th> <th>塗 り 面</th> </tr> <tr> <td>大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等</td> <td>全 面</td> </tr> </table> <p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎スタッド、ランナーの種類は、(50,90型)とし、改標仕表6.7.11による。</p> <p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.11による。</p> <table border="1"> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>材 質</th> <th>仕 上 げ の 種 類</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>野菜類実習室</td> <td>ウレタン系</td> <td>防滑仕上</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐材)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工 法</th> <th>厚 さ (mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">せっこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td>壁</td> <td>目透し 突付け</td> <td>12.5 12.5+9.5</td> <td>不燃 準耐火</td> <td></td> <td>LGS</td> <td>間仕切壁</td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>目透し</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td></td> <td>LGS,木</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">吸音用穴あきせっこうボード JIS A 6301の規格品</td> <td>壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>目透し</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td></td> <td>木</td> <td></td> </tr> <tr> <td>けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品</td> <td>壁 天井</td> <td>目透し</td> <td>8</td> <td>不燃</td> <td></td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">形状/寸法 (mm)</th> <th colspan="3">吸水率による区分</th> <th colspan="2">役物</th> <th colspan="2">色</th> <th colspan="2">再生材の</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th rowspan="2">耐滑り性</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th>部ゆう</th> <th>部ゆう</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>標準</th> <th>特注</th> <th>適用</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> <tr> <td>水洗い場</td> <td>50×50</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>無</td> <td>○</td> <td></td> <td>無</td> </tr> </table> <p>○壁タイル張り工法(マスク張り)</p> <p>◎タイルの製造所： 評価名簿による。 ◎見本焼きを(行う・行わない)。 ◎試験張りを(行う・行わない)。 ◎既製調合モルタルの製造所： 評価名簿による。 ◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。</p>	施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	表面の仕上げ	含水率	備 考	下 地 材	野縁	杉	45×21	特1等	平割	—		野縁受	杉	45×45	特1等	正割	—									造 作 材	見切材	米桐	30×30	上小節	A(B)C							A・B・C			防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称	塗 り 面	大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等	全 面	施 工 箇 所	材 質	仕 上 げ の 種 類	備 考	野菜類実習室	ウレタン系	防滑仕上		材種・規格品	施工箇所	工 法	厚 さ (mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考	せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	目透し 突付け	12.5 12.5+9.5	不燃 準耐火		LGS	間仕切壁	天井	目透し	12.5	不燃		LGS,木		吸音用穴あきせっこうボード JIS A 6301の規格品	壁							天井	目透し	12.5	不燃		木		けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁 天井	目透し	8	不燃		LGS		施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			役物		色		再生材の		耐凍害性		耐滑り性	備考	I類	II類	III類	部ゆう	部ゆう	有	無	標準	特注	適用	有	無	水洗い場	50×50	○			○			○	○		無	○		無
施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	表面の仕上げ	含水率	備 考																																																																																																																																											
下 地 材	野縁	杉	45×21	特1等	平割	—																																																																																																																																												
	野縁受	杉	45×45	特1等	正割	—																																																																																																																																												
造 作 材	見切材	米桐	30×30	上小節	A(B)C																																																																																																																																													
					A・B・C																																																																																																																																													
防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称	塗 り 面																																																																																																																																																	
大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等	全 面																																																																																																																																																	
施 工 箇 所	材 質	仕 上 げ の 種 類	備 考																																																																																																																																															
野菜類実習室	ウレタン系	防滑仕上																																																																																																																																																
材種・規格品	施工箇所	工 法	厚 さ (mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考																																																																																																																																											
せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	目透し 突付け	12.5 12.5+9.5	不燃 準耐火		LGS	間仕切壁																																																																																																																																											
	天井	目透し	12.5	不燃		LGS,木																																																																																																																																												
吸音用穴あきせっこうボード JIS A 6301の規格品	壁																																																																																																																																																	
	天井	目透し	12.5	不燃		木																																																																																																																																												
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁 天井	目透し	8	不燃		LGS																																																																																																																																												
施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			役物		色		再生材の		耐凍害性		耐滑り性	備考																																																																																																																																				
		I類	II類	III類	部ゆう	部ゆう	有	無	標準	特注	適用	有			無																																																																																																																																			
水洗い場	50×50	○			○			○	○		無	○		無																																																																																																																																				
④ 製材																																																																																																																																																		
⑤ 軽量鉄骨地下																																																																																																																																																		
⑥ 軽量鉄骨天井地下																																																																																																																																																		
⑦ 合成樹脂塗床																																																																																																																																																		
⑧ せっこうボードその他 ボード及び合板張り																																																																																																																																																		
⑨ タイル張り																																																																																																																																																		

項目	特記事項																																											
8章 塗装改修工事 ① 一般事項	<p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td>○</td> <td>RB</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄部</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>RB</td> <td>A</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>下地調整</th> <th>上塗りの等級</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>垂鉛ノリ面</td> <td>屋外</td> <td>B種</td> <td>1級</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>下地調整</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>ボード面</td> <td>B種</td> <td>B、RB</td> <td></td> </tr> </table>	区 分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考	屋外	屋内	屋外	屋内	木部		○	RB				鉄部	○	○	RB	A	B		区 分	種 別	下地調整	上塗りの等級	備 考	垂鉛ノリ面	屋外	B種	1級		区 分	種 別	下地調整	備 考	ボード面	B種	B、RB	
区 分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考																																						
	屋外	屋内		屋外	屋内																																							
木部		○	RB																																									
鉄部	○	○	RB	A	B																																							
区 分	種 別	下地調整	上塗りの等級	備 考																																								
垂鉛ノリ面	屋外	B種	1級																																									
区 分	種 別	下地調整	備 考																																									
ボード面	B種	B、RB																																										
② 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)																																												
③ 耐候性塗料塗り(OP)																																												
④ 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)																																												
9章 アスベスト含有建材の処理工事																																												
① 一般事項	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う・行わない)。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定を行う場合、アスベスト除去工法の仕様による。 ・測定機関は、徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を( )部作成し監督員に提出すること。</p> <p>◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p> <p>◎養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場(種類： , 仕様 枚布、D= cm、シート種類： ) 仮囲い高さ：H= m</p> <p>◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきかけて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。</p> <p>(3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。</p> <p>(4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。</p> <p>(5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <tr> <th>階数</th> <th>室 名</th> <th>箇所</th> <th>建 材 種 別</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>1F</td> <td>軒天</td> <td>1</td> <td>フレキシブルボード</td> <td>31.5m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。</p>	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	1F	軒天	1	フレキシブルボード	31.5m <sup>2</sup>																																	
階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積																																								
1F	軒天	1	フレキシブルボード	31.5m <sup>2</sup>																																								
③ アスベスト含有成形板の除去																																												



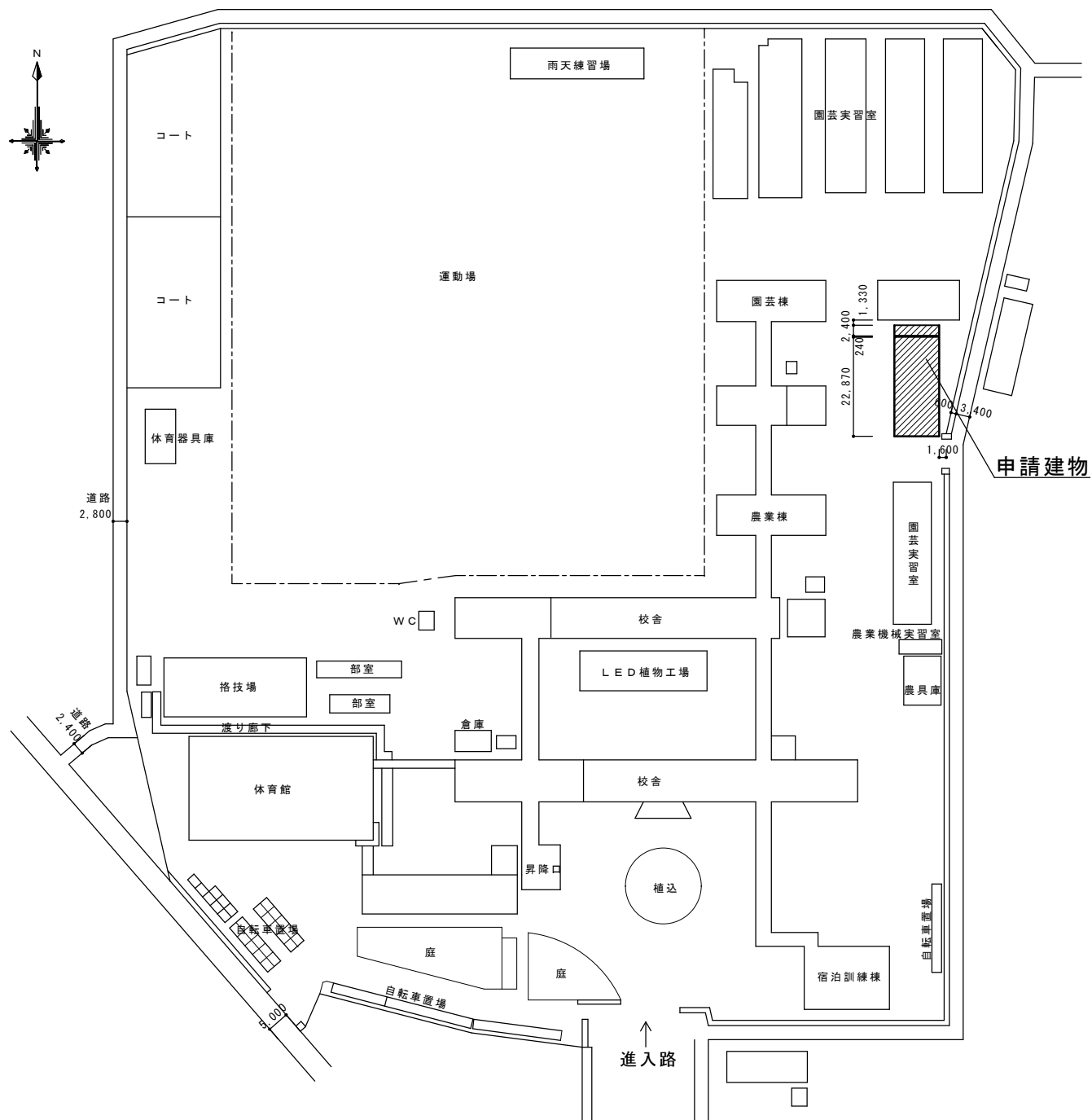
附近見取図

- ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。



新築 ①	
延床面積	2.40 × 10.92
	26.208
	26.20 m <sup>2</sup>
建築面積	
	26.20 m <sup>2</sup>

大規模な模様替 ②			
延床面積（現況）	22.87 × 11.04	延床面積（改修後）	22.87 × 11.04
	252.484		252.484
	1.82 × 1.44		
	2.620		
	255.10 m <sup>2</sup>		252.48 m <sup>2</sup>
建築面積（現況）		建築面積（改修後）	
		(3.6+5.4+1.8+3.3) × 0.27=3.807	
	255.10 m <sup>2</sup>	252.48+3.807=256.287	256.28 m <sup>2</sup>



配置図 1/1000

・ 図中 印は工事範囲を示す。

徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	●図面番号 A-06
	●図面名 附近見取図・配置図・面積表	●縮尺 1/1000

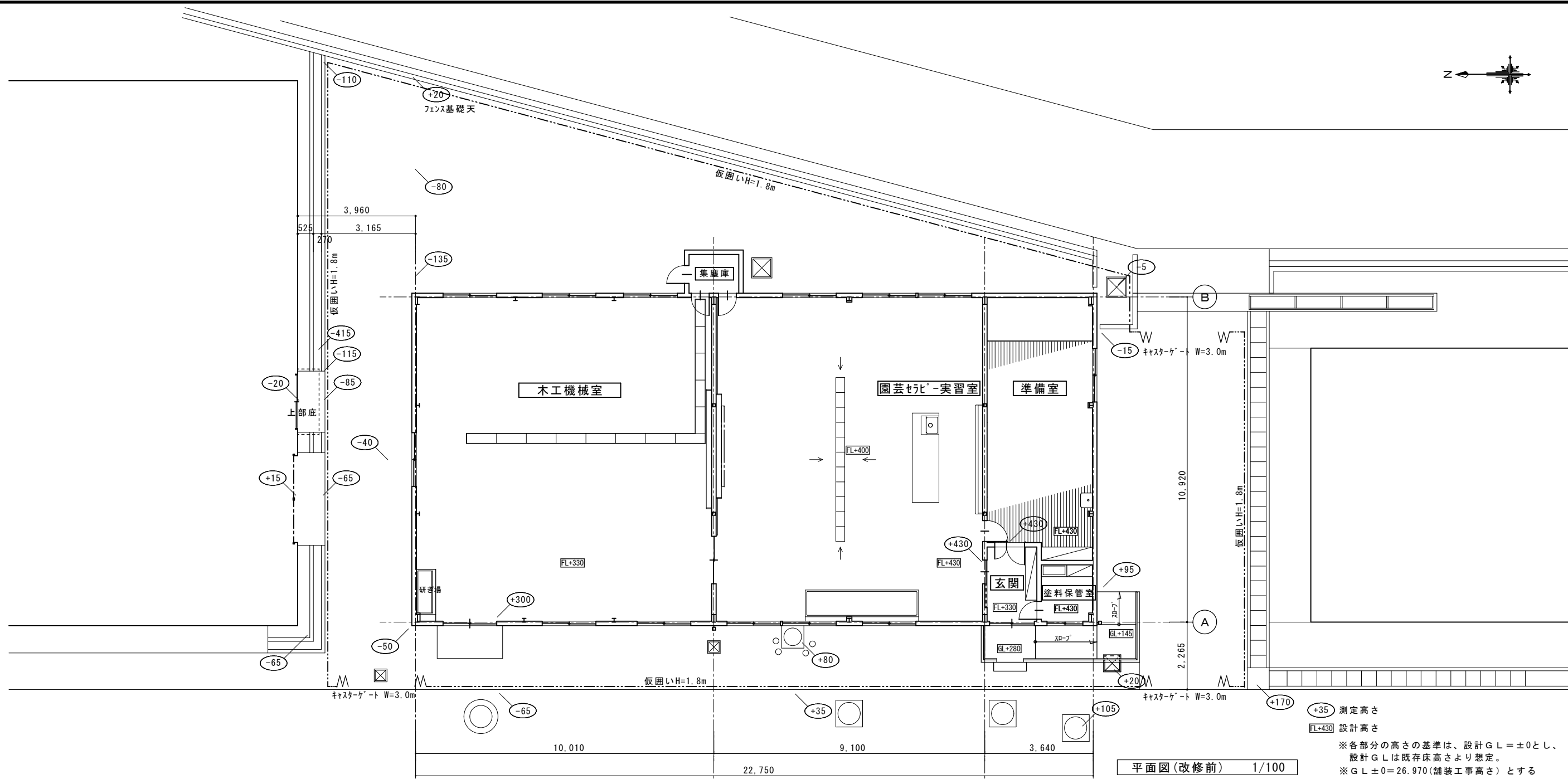


外部仕上表							
位置	現況	既存処理	改修後		現況	既存処理	改修後
外壁	角波カー鉄板t-04 間柱:105×35@455 胴縁:45×21@600	撤去 間柱:撤去 胴縁:撤去	金属系防火サイディングt-15 胴縁:C-100×50×20×2.3 @600+透湿防水シート (資材・道具等置場廻り)GW t-100結	庇	屋根:鉄骨下地杉板t-12+カー鉄板t-0.4 軒天:フレキシブルボードt-4+VP塗 軒先:ラワンt-25×185+カー鉄板t-0.4巻	撤去	7.5ミ軽量ユニット庇 D=1200
巾木	モルタル刷毛引	撤去	(新設部分)モルタル刷毛引	樋	軒樋:亜鉛引鉄板29#100×150(内部コーラル塗) 縦樋:□-100×100×2.3+OP塗	撤去	軒樋:塩ビ軒樋 W=200 (下屋) W=150 縦樋:塩ビ軒樋(カー) 75φ (下屋) 50φ
屋根	長尺カー鉄板瓦棒葺t-0.4(働き巾364) 木毛板t-20+アスファルトフィニッシュ20k (自然換気用ベンチレータ計4カ所)	ケレン+錆止塗装 既存のまま 撤去	アスファルトフィニッシュk 22+カー-ルーフ(カー)ルーフ鋼板t-0.4) システム排煙棟新設	集塵庫	屋根:モルタル金コテ 外壁:モルタル刷毛引 内部:防水モルタル金コテ	撤去	外壁新設
軒裏	フレキシブルボード(アスベスト含有)t-4+VP塗	撤去	ケイカル板t-6(一部、有孔ボード)+EP塗	スロープ	土間コンクリート+モルタル塗 手摺:ステンレス 42.7φ×3.0 HL	撤去	土間コンクリート(勾配付)刷毛引
軒先、ケラバ	軒先:ラワンt-25×320+カー鉄板巻 ケラバ:ラワンt-25×185+カー鉄板巻	鉄板:撤去 鉄板:撤去	カールーフ鋼板t-0.4巻 カールーフ鋼板t-0.4巻	下屋	—————	—————	柱、梁:鉄骨構造溶融亜鉛メッキ処理+DP塗 屋根:折板 H-108nt(カー)ルーフ鋼板 t-0.8)

内部仕上表													
階	室名 (改修前)	区分	床	FLH	巾木	H	腰壁	壁	天井	GH	廻縁	備考	
1階	資材・道具等置場 (玄関)	現況	土間コンクリート t-100+モルタル金コテ (全面撤去)	GL+330	木製 OP塗	100	シタニヤ t-5.5 目透張 OP塗 (撤去) 木軸下地 (撤去)	シタニヤ t-5.5 目透張 OP塗 (撤去) 木軸下地 (撤去)	PB t-9.5 EP塗 (撤去) 木下地 (撤去)	2,400	塩ビ見切縁 (撤去)	下駄箱 撤去	
		改修後	土間コンクリート t-150金コテ	GL+430	ソフト巾木 H=100 モルタル金コテ H=100	100	LGS+PB t-12.5 目透張 EP塗 (間仕切壁) 木軸下地 PB t-12.5+9.5 EP塗	LGS+PB t-12.5 目透張 EP塗 (間仕切壁) 木軸下地 PB t-12.5+9.5 EP塗	PB t-9.5 EP塗 LGS下地	3,000	塩ビ見切縁	床排水ピット	
	資材・道具等置場 (塗料保管室)	現況	土間コンクリート t-100+モルタル金コテ (全面撤去)	GL+430	モルタル金コテ VP塗	100	CB t-100+モルタル金コテ VP塗 (撤去)	ラスボード t-9.0+モルタル金コテ VP塗 (撤去) 木軸下地 (撤去)	PB t-9.5 EP塗 (撤去) 木下地 (撤去)	2,300	塩ビ見切縁 (撤去)	人研ぎ流し台、塗料保管庫 撤去	
		改修後	土間コンクリート t-150金コテ	GL+430	モルタル金コテ H=100	100	LGS+PB t-12.5 目透張 EP塗	LGS+PB t-12.5 目透張 EP塗	PB t-9.5 EP塗 LGS下地	3,000	塩ビ見切縁		
	資材・道具等置場 (準備室)	現況	ナフローリンク t-15 (全面撤去) 下地木組 (全面撤去) 一部土間コンクリート t-100+モルタル金コテ (全面撤去)	GL+430	木製 OP塗	100	シタニヤ t-5.5 目透張 OP塗 (撤去) ラスボード t-9.0+モルタル金コテ VP塗 (撤去) 木軸下地 (撤去)	シタニヤ t-5.5 目透張 OP塗 (撤去) 木軸下地 (撤去)	PB t-9.5 EP塗 (撤去) 木下地 (撤去)	3,000	塩ビ見切縁 (撤去)	手洗い、工具戸棚 撤去	
		改修後	土間コンクリート t-150金コテ	GL+430	モルタル金コテ H=100	100	LGS+PB t-12.5 目透張 EP塗 (間仕切壁) 木軸下地 PB t-12.5+9.5 EP塗	LGS+PB t-12.5 目透張 EP塗 (間仕切壁) 木軸下地 PB t-12.5+9.5 EP塗	PB t-9.5 EP塗 LGS下地	3,000	塩ビ見切縁	ステンレス流し台 フライト フライトボックス	
	野菜類実習室 (園芸科実習室)	現況	土間コンクリート t-150+モルタル金コテ 防塵塗装 (既存のまま)	GL+400 ~430	ステンレス PL-1.0 (一部撤去) (ステンレス止め)	100	シタニヤ t-5.5 目透張 OP塗 (撤去) コンクリート t-100 (撤去) CB t-100+モルタル金コテ EP塗 (撤去) 木軸下地 (撤去)	シタニヤ t-5.5 目透張 OP塗 (撤去) T1ラワンニヤ t-4 掲示板用クロス張 (撤去) 木軸下地 (撤去)	PB t-9.5 EP塗 (一部撤去) 有孔PB t-9.5 EP塗 (一部撤去) 木下地 (一部撤去)	3,000 ~3,900	塩ビ見切縁 (撤去)	コンクリート腰壁+ステンレス流し台 撤去 上下フロイトボード 取外し OHPスクリーン 取外し	
		改修後	ケレン系塗床 (ひび割れ補修、ウツシール充填工法)	GL+400 ~430	モルタル金コテ H=100	100	LGS+PB t-12.5 目透張 EP塗 (間仕切壁) 木軸下地 PB t-12.5+9.5 EP塗	LGS+PB t-12.5 目透張 EP塗 (間仕切壁) 木軸下地 PB t-12.5+9.5 EP塗	(既存天井)素地調整の上 EP塗替 (新設天井)PB t-9.5+有孔PB t-9.5 EP塗 木下地 (一部新設)	3,000 ~3,900	塩ビ見切縁	ステンレス流し台 フライト フライトボックス 床排水ピット 7.5ミ棒掲示板 2カ所 上下フロイトボード、OHPスクリーン 再取付け	
	花卉類実習室 (木工機械室)	現況	土間コンクリート t-120+モルタル金コテ (モルタル全面撤去)	GL+330	木製 OP塗	100	シタニヤ t-5.5 目透張 OP塗 (撤去) コンクリート t-100+モルタル金コテ EP塗 (撤去) 木軸下地 (撤去)	シタニヤ t-5.5 目透張 OP塗 (一部撤去) T1ラワンニヤ t-4 掲示板用クロス張 (クロス撤去) 木軸下地 (一部撤去)	木毛板あらかし (既存のまま) 鉄部 OP塗	—	—	人研ぎ流し台、黒板 撤去	
		改修後	土間コンクリート t-100~130金コテ	GL+400 ~430	モルタル金コテ H=100	100	コンクリート打直し補修 LGS+ケイカル板 t-8 目透張 EP塗 (間仕切壁) PB t-15+ケイカル板 t-8 EP塗	LGS+PB t-12.5 目透張 EP塗 (間仕切壁) 木軸下地 PB t-12.5+9.5 EP塗	鉄部 ケレン+錆止塗装 SOP塗	—	—	ステンレス流し台 フライト フロイトボード 4,000W×1,200H 7.5ミ棒掲示板 3,430W×1,200H 床排水ピット	
									*防火上主要な間仕切り壁の小室裏部分も PB t-12.5+9.5(両面共)とする				

[下地記号]	[塗装記号]	[認定番号:不燃材料,準不燃材料,難燃材料等]	・特記事項
W :木造下地 RC :鉄筋コンクリート造 S :鉄骨 CB :コンクリートブロック LGS :軽量鉄骨	SOP:合成樹脂調合ペイント塗 GL:クリヤーラッカー EP-G:つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗 2-UE:2液形ポリウレタンエナメル塗 UC:ウレタン樹脂ワニス塗 OS:オイルステン塗	PB(7)9.5 (GB-R) QM-9828 PB(7)12.5 (GB-R) NM-8619 強化PB(7)12.5 (GB-F) NM-8615 防水PB(7)12.5 (GB-S) NM-9364 化粧石膏ボード(7)9.5 (GB-D) QM-9824 ロックウール化粧吸音板(7)12 NM-8599	ケイカル板(7)6 (7)8 NM-8578 化粧ケイカル板(7)5 NM-0458 ビニールクロス張り NM-1149 難燃シタ合板(7)5.5 RM-9340 防火サイディング(7)15 QM-0902
			・補修後欄に仕上げ書き込み無き場合は、既存のままを示す。

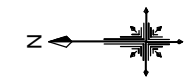




平面図(改修前) 1/100

●+35 測定高さ  
 ●FL+430 設計高さ  
 ※各部分の高さの基準は、設計GL=±0とし、  
 設計GLは既存床高さより想定。  
 ※GL±0=26.970(舗装工事高さ)とする

徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R1宮精 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	●図面番号 A-08	
	●図面名 平面図(現況)	●縮尺 1/100	



防火上主要な間仕切壁を示す(45分準耐火構造)  
木軸下地+PB12.5+PB9.5塗(両面共)  
(花卉実習室腰部分、LGS=100+PB15+ケイカル板t-8+EP塗)

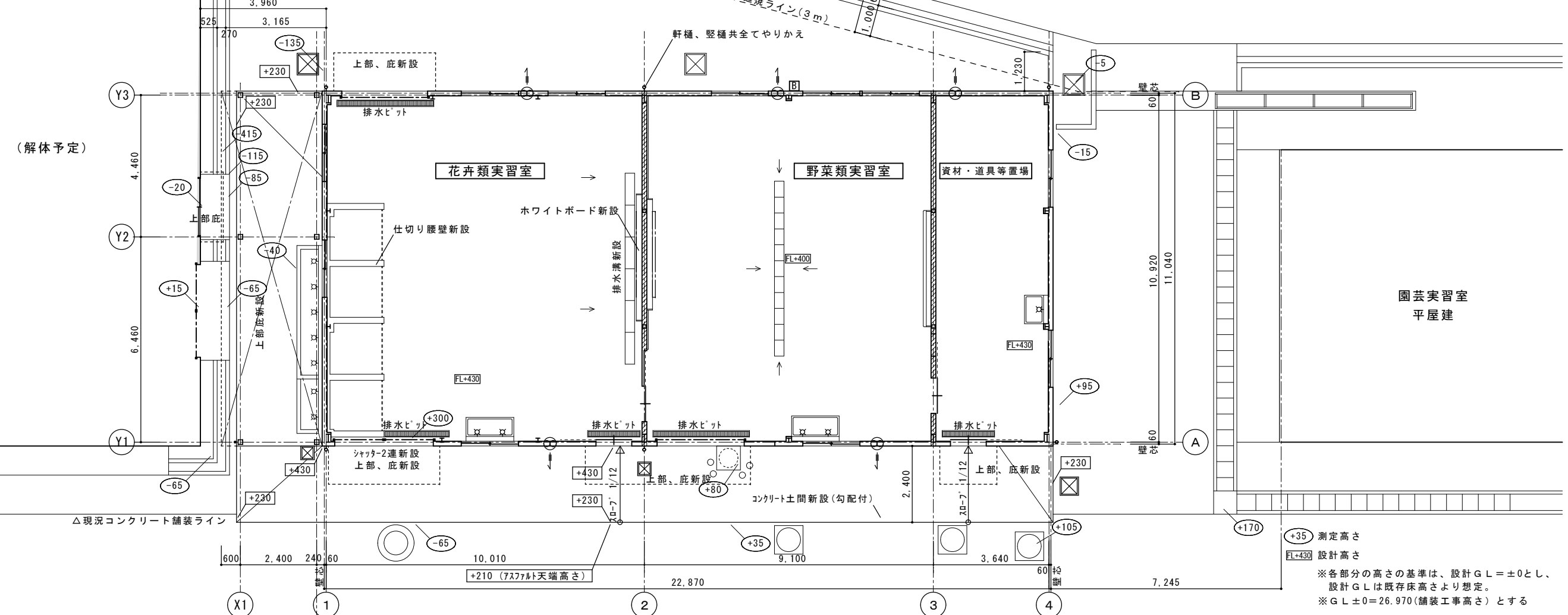
(解体予定)

(解体予定)

(解体予定)

(解体予定)

(解体予定)

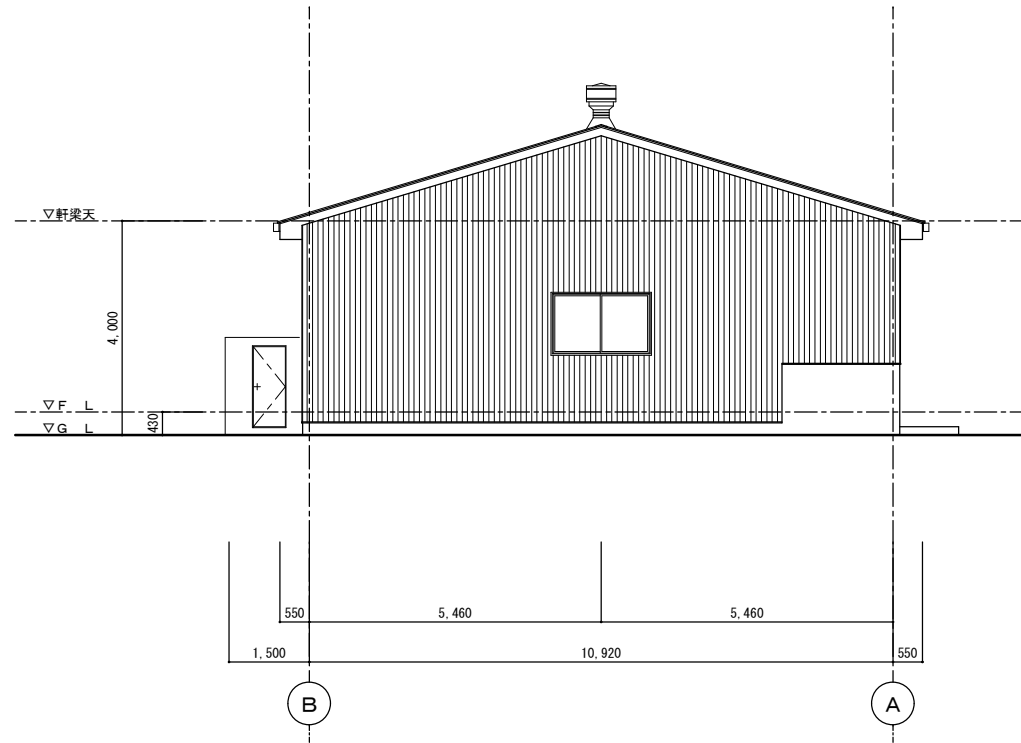


●+35 測定高さ  
■FL+430 設計高さ  
※各部分の高さの基準は、設計GL=±0とし、  
設計GLは既存床高さより想定。  
※GL±0=26.970(舗装工事高さ)とする

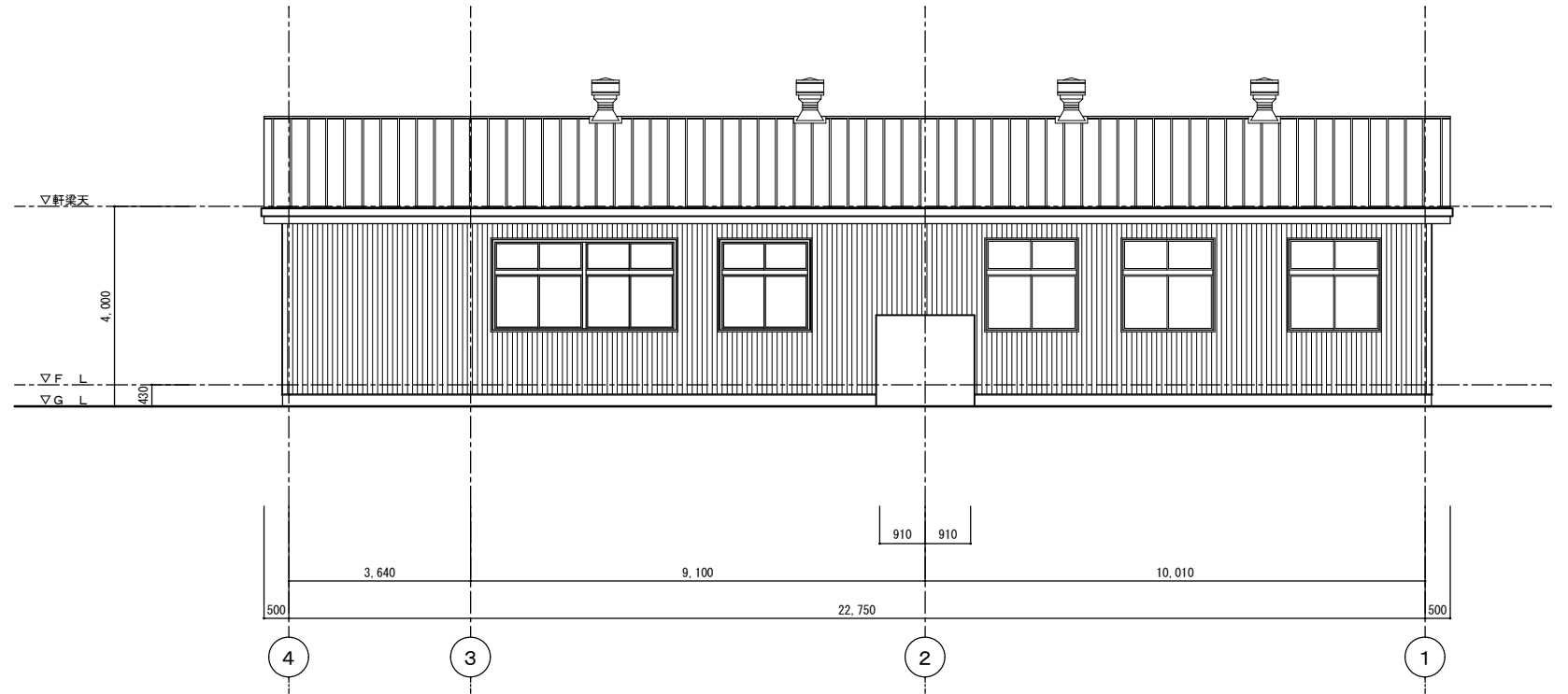
平面図(改修後) 1/100

徳島県教育委員会施設整備課	●工事名	R1宮精 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	●図面番号	A-09
	●図面名	平面図(改修後)	●縮尺	1/100

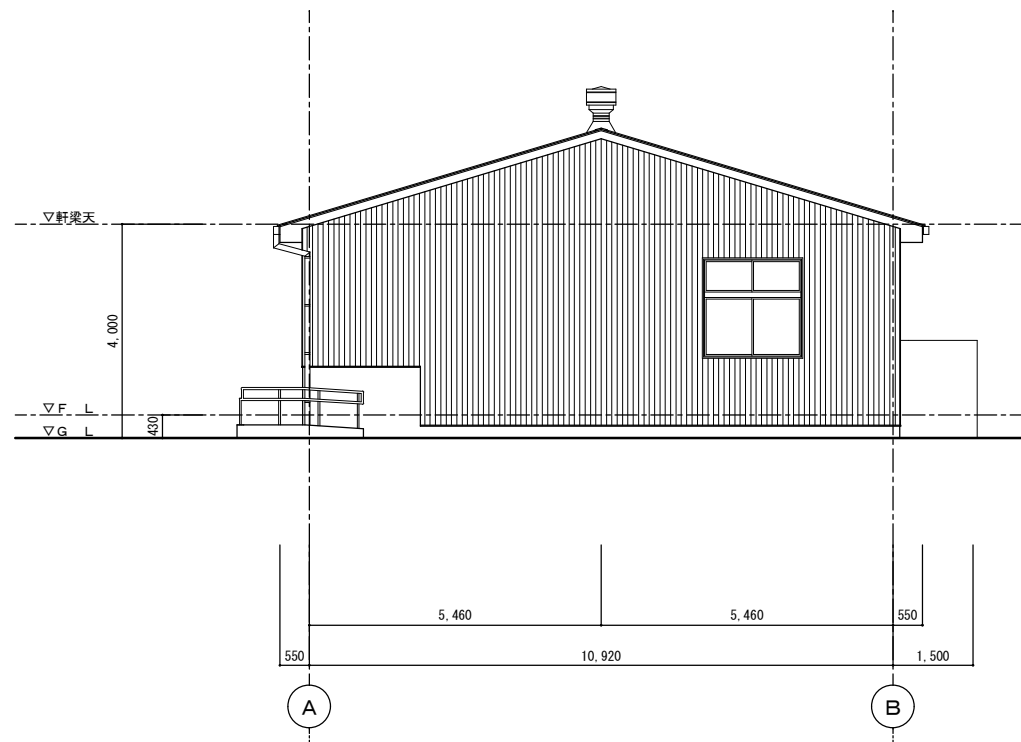




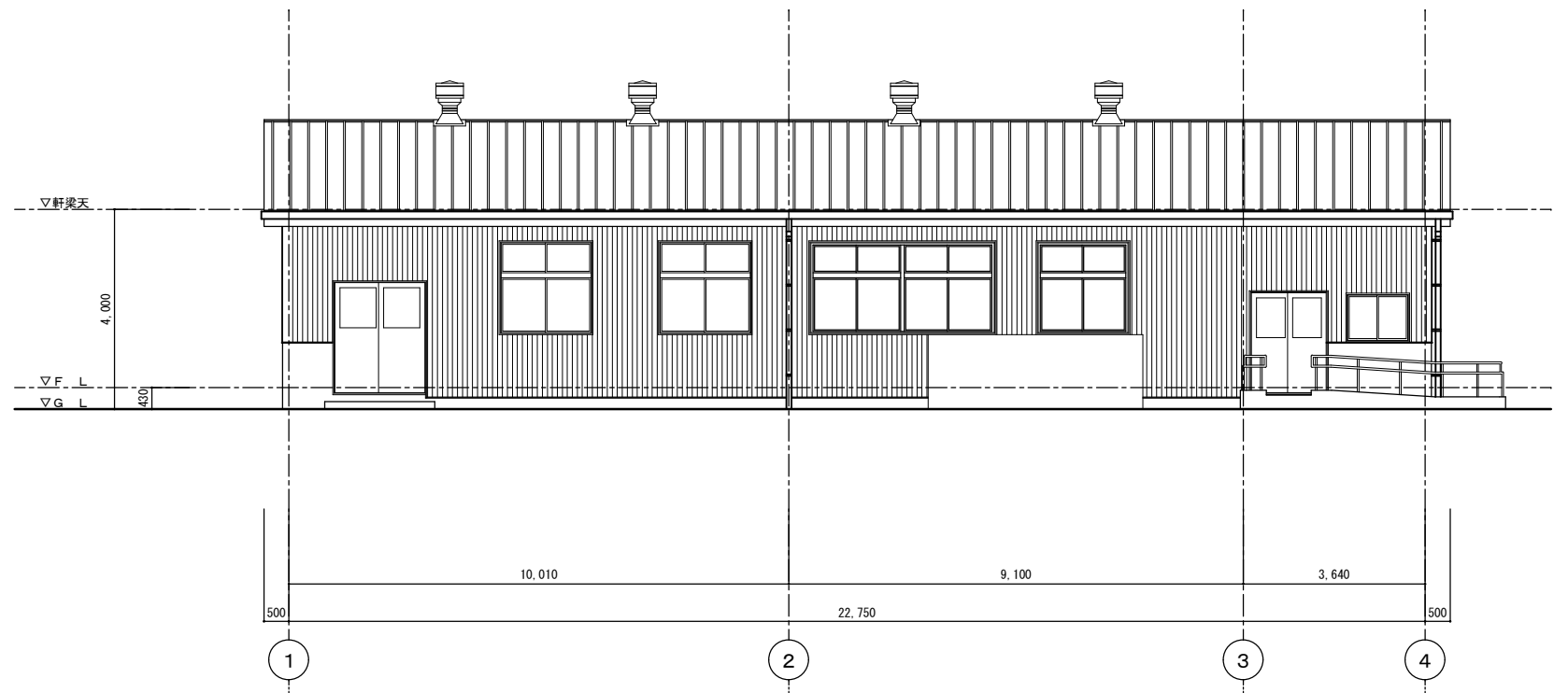
北側立面図(改修前) 1/100



東側立面図(改修前) 1/100

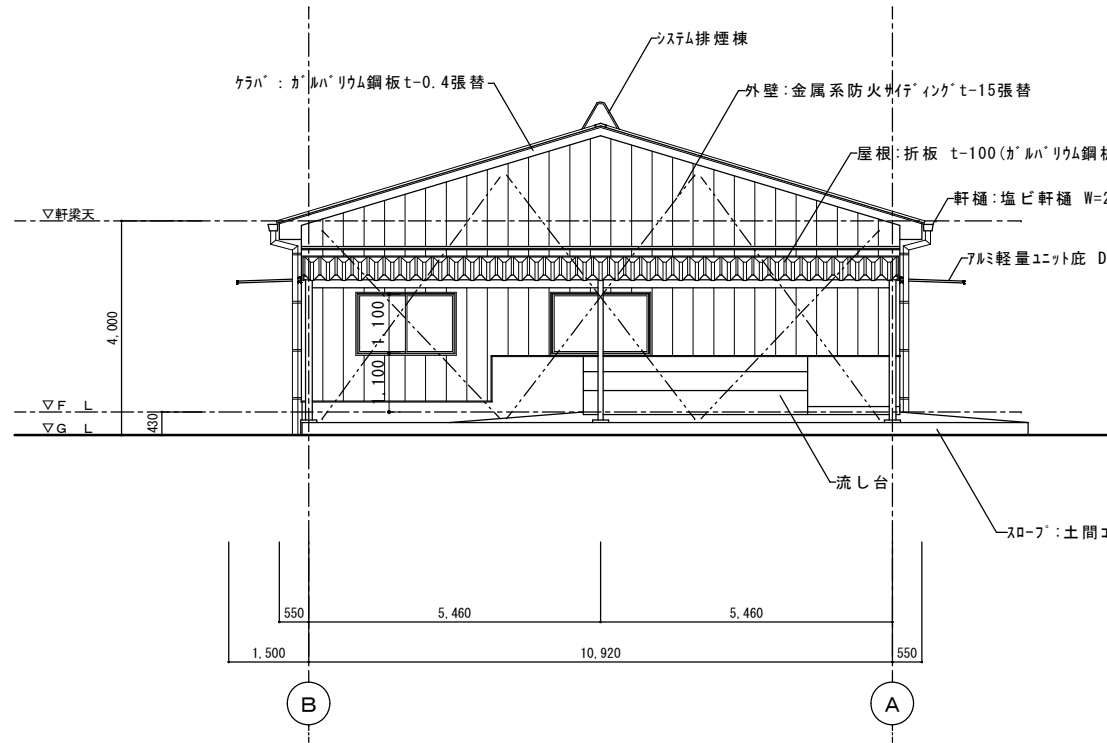


南側立面図(改修前) 1/100

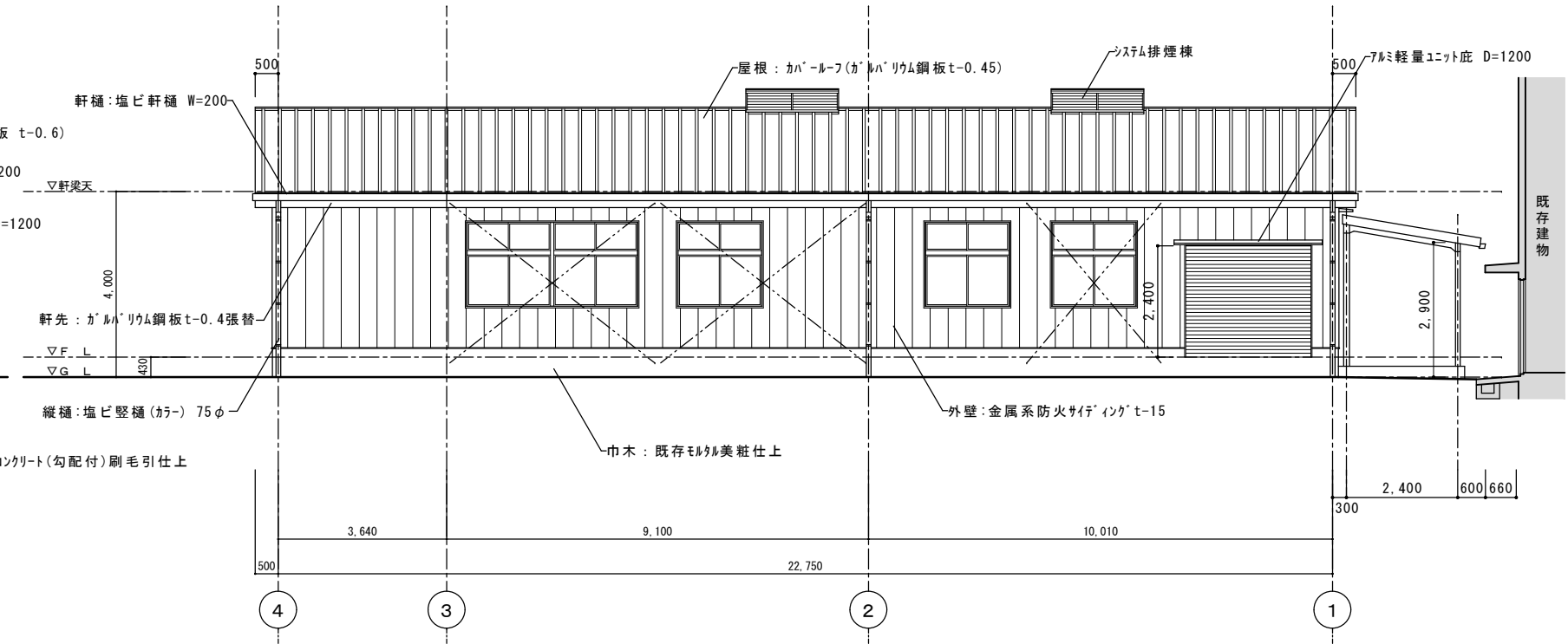


西側立面図(改修前) 1/100

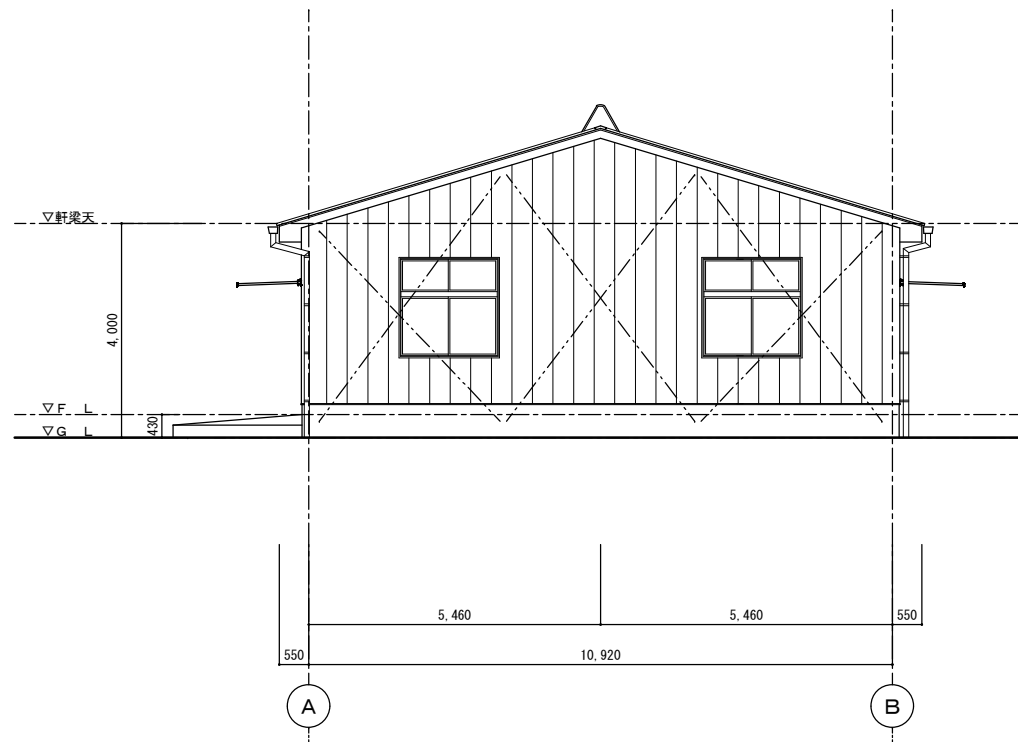
	●工事名 R1 宮精 阿南光高等学校 阿南・新野 徳島県教育委員会施設整備課 林産実習室耐震改修他工事建築	●図面番号 A-10	
	●図面名 立面図(現況)	●縮尺 1/100	



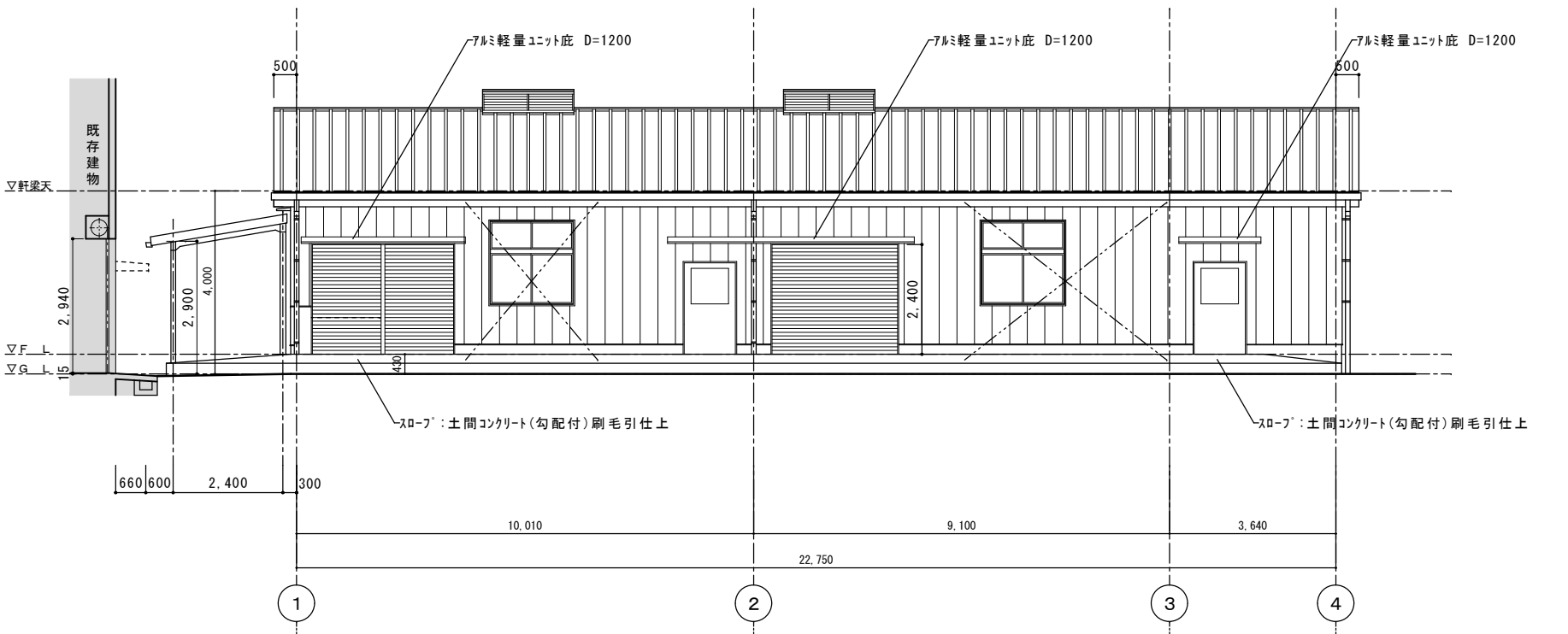
北側立面図 (改修後) 1/100



東側立面図 (改修後) 1/100

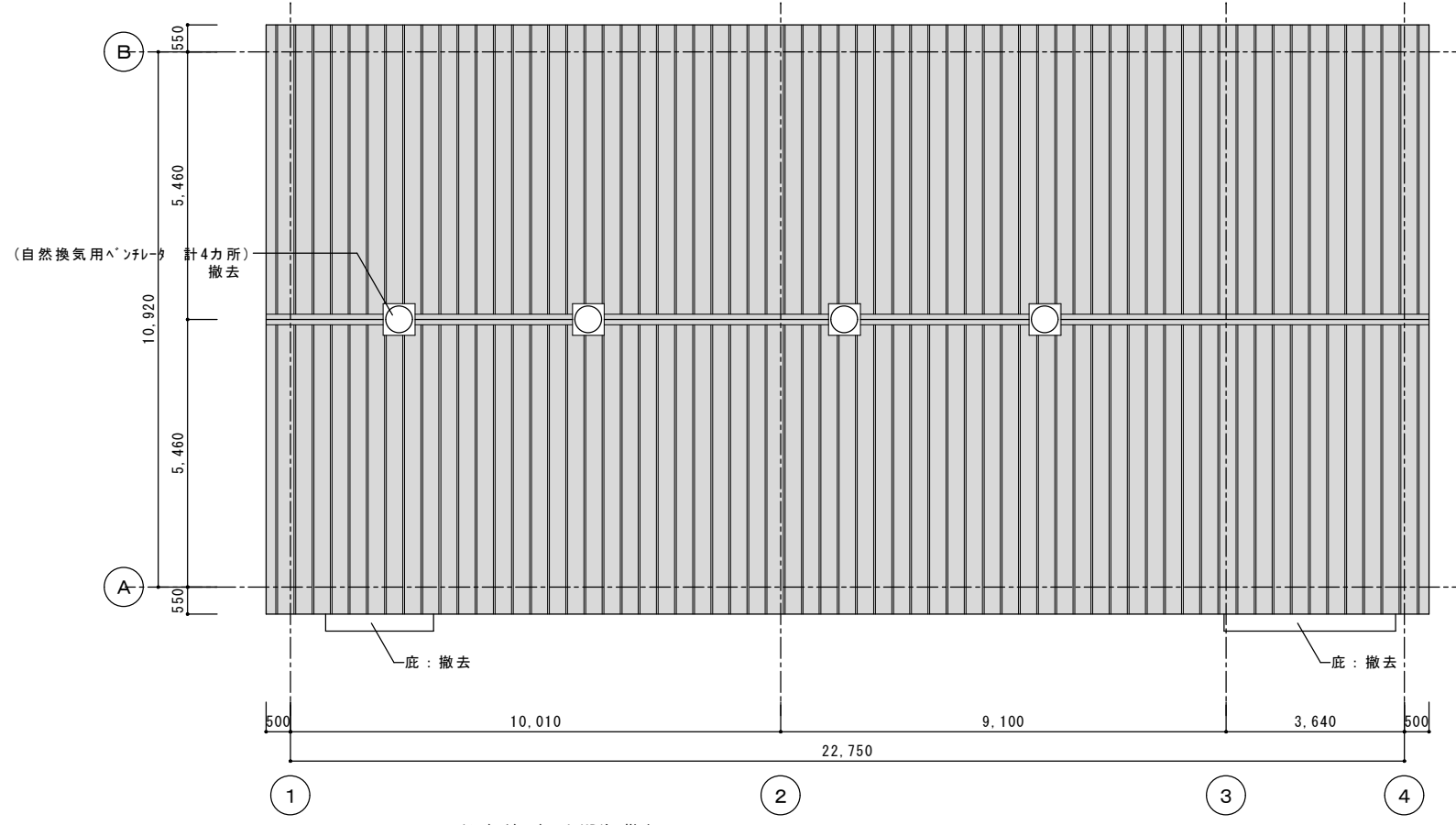


南側立面図 (改修後) 1/100

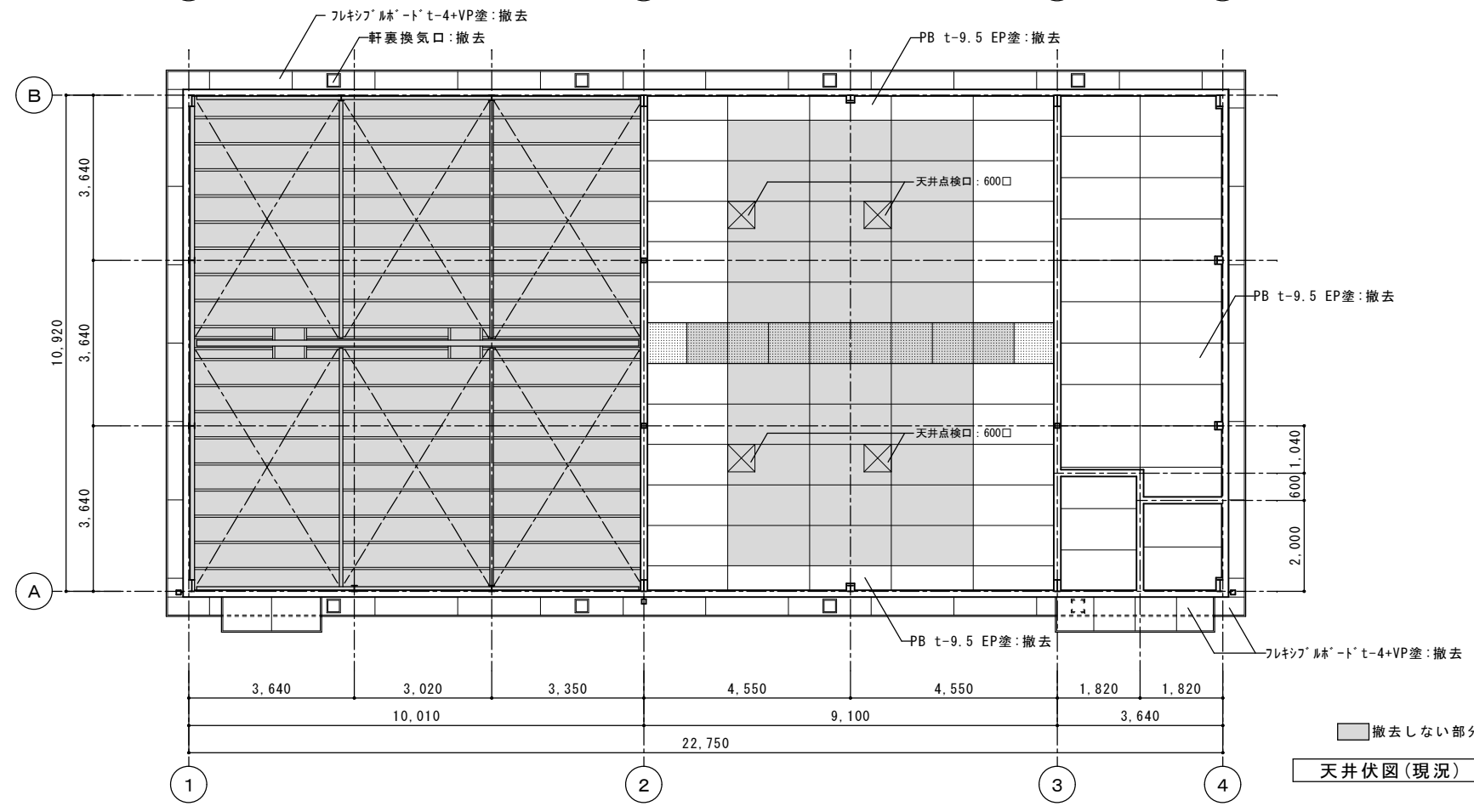


西側立面図 (改修後) 1/100

徳島県教育委員会施設整備課	●工事名	R1 宮精 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	●図面番号	A-11
	●図面名	立面図 (改修後)	●縮尺	1/100



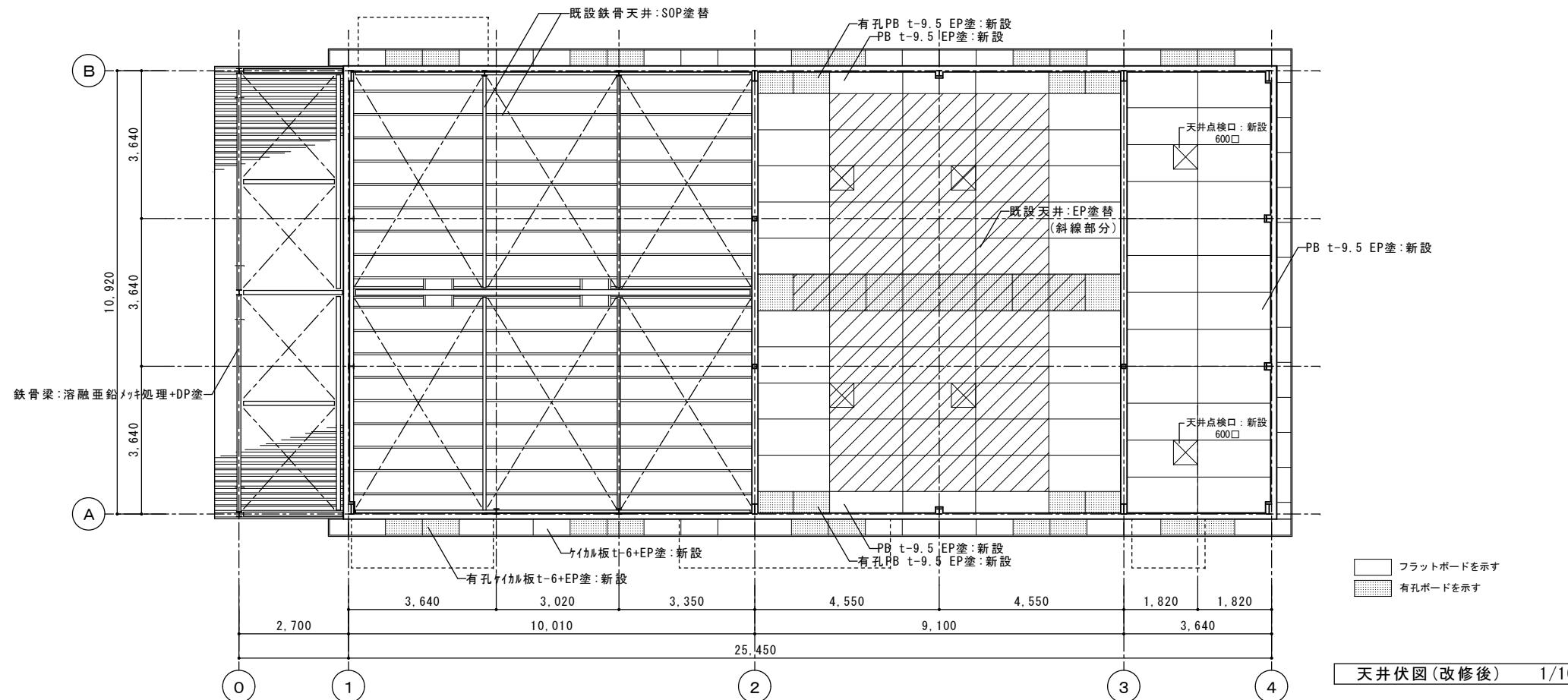
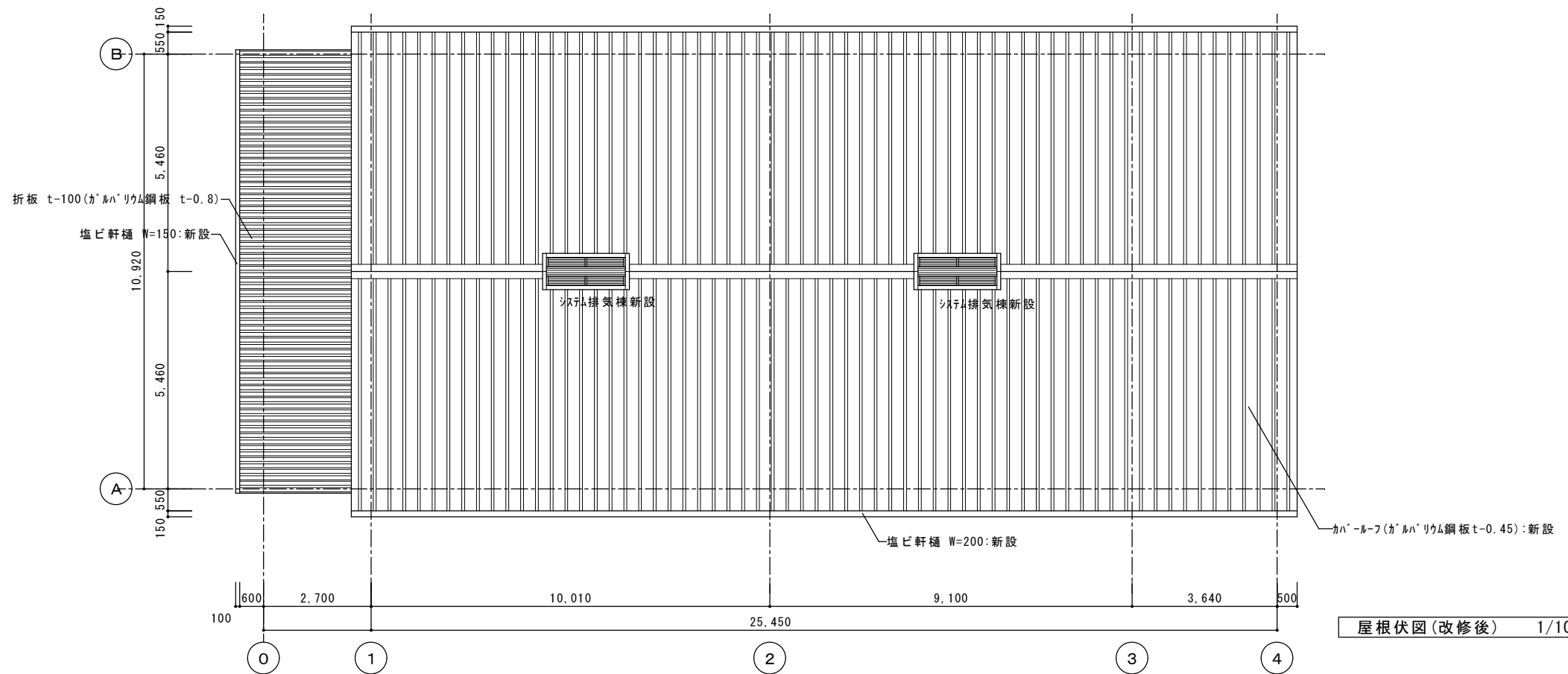
屋根伏図(現況) 1/100



天井伏図(現況) 1/100

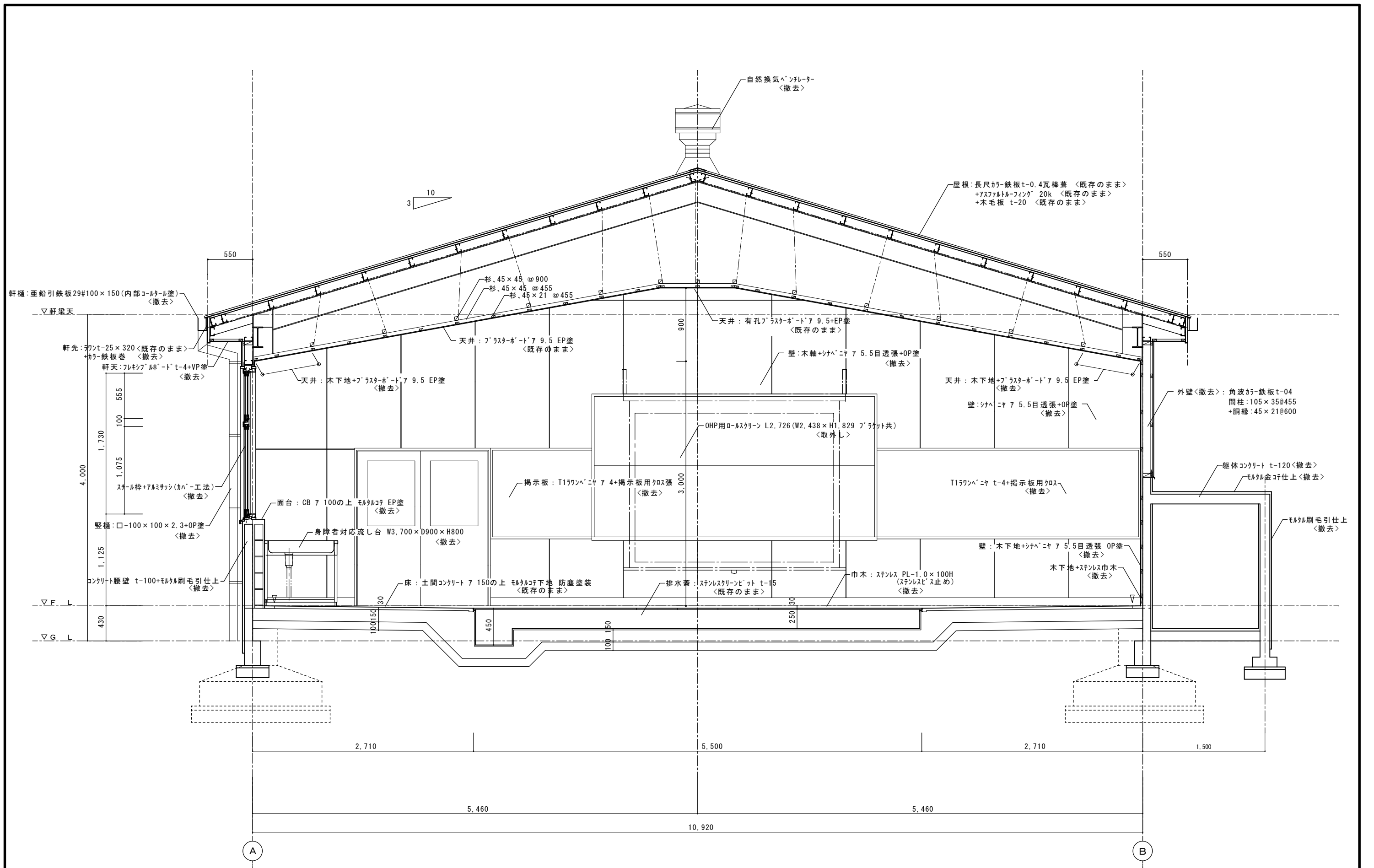
	徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R1 宮崎 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	●図面番号 A-12
		●図面名 天井伏図・屋根伏図(現況)	●縮尺 1/100





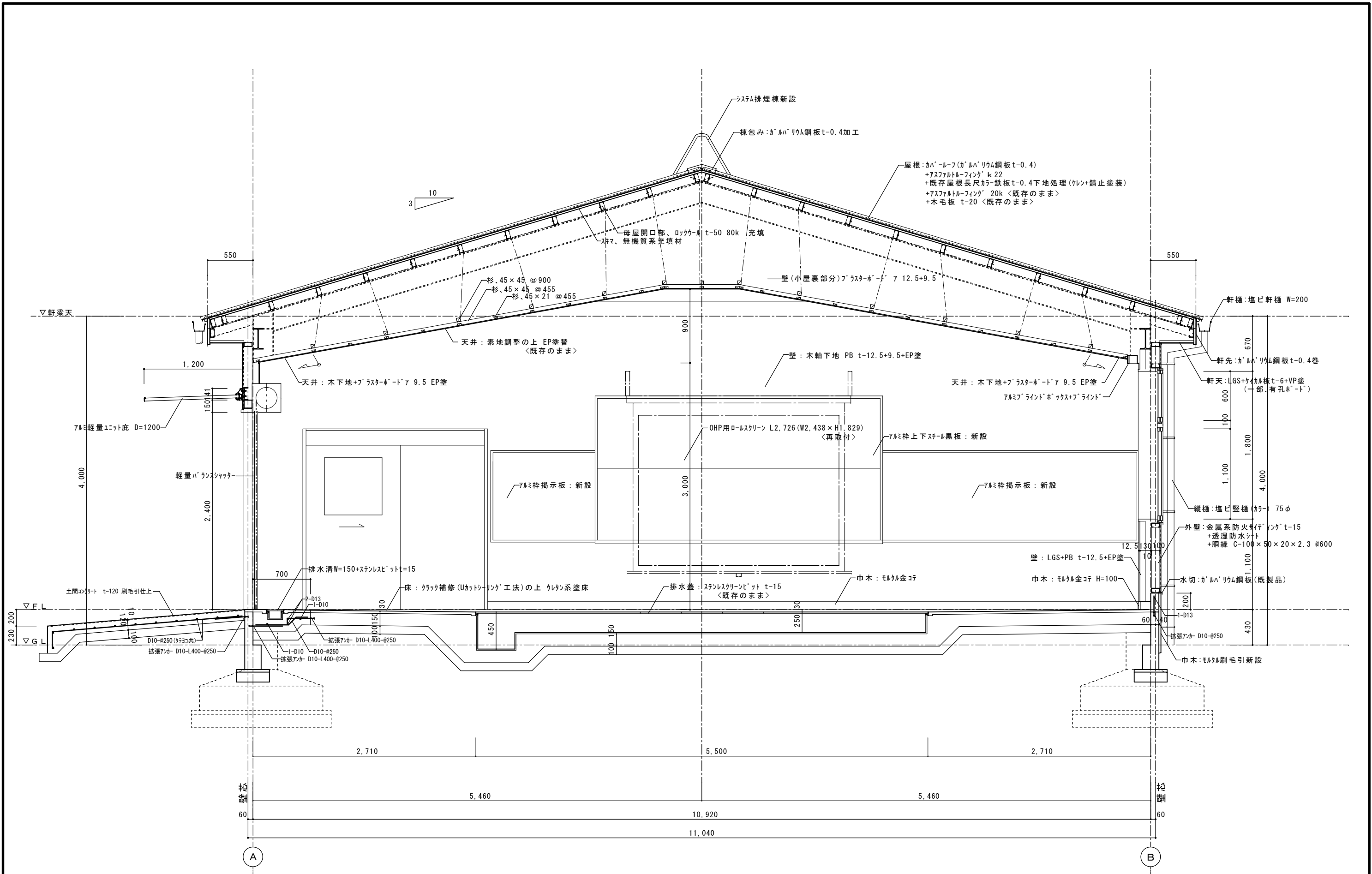
徳島県教育委員会施設整備課	●工事名	R1 宮橋 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室新築改修他工事建築	●図面番号	A-13
	●図面名	天井伏図・屋根伏図 (改修後)	●縮尺	1/100




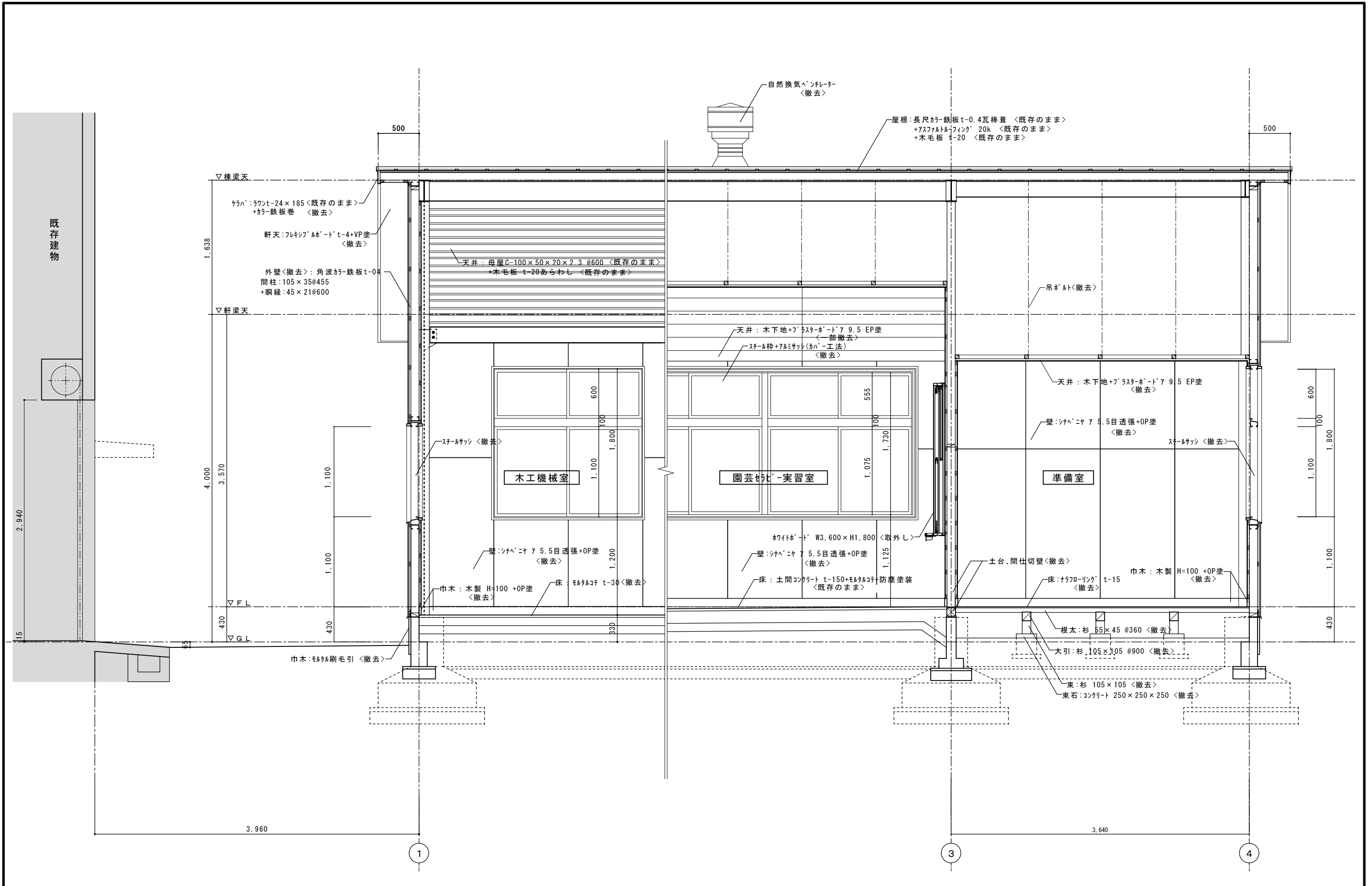



徳島県教育委員会施設整備課	<b>●工事名</b> R1 宮橋 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	<b>●図面番号</b> A-14	TEAM28 平島 弘之 + TEAM28 HIRAYAMA HIROYUKI ARCHITECTS TEAM28
矩計図-1 (現況)	<b>●縮尺</b> 1/30		

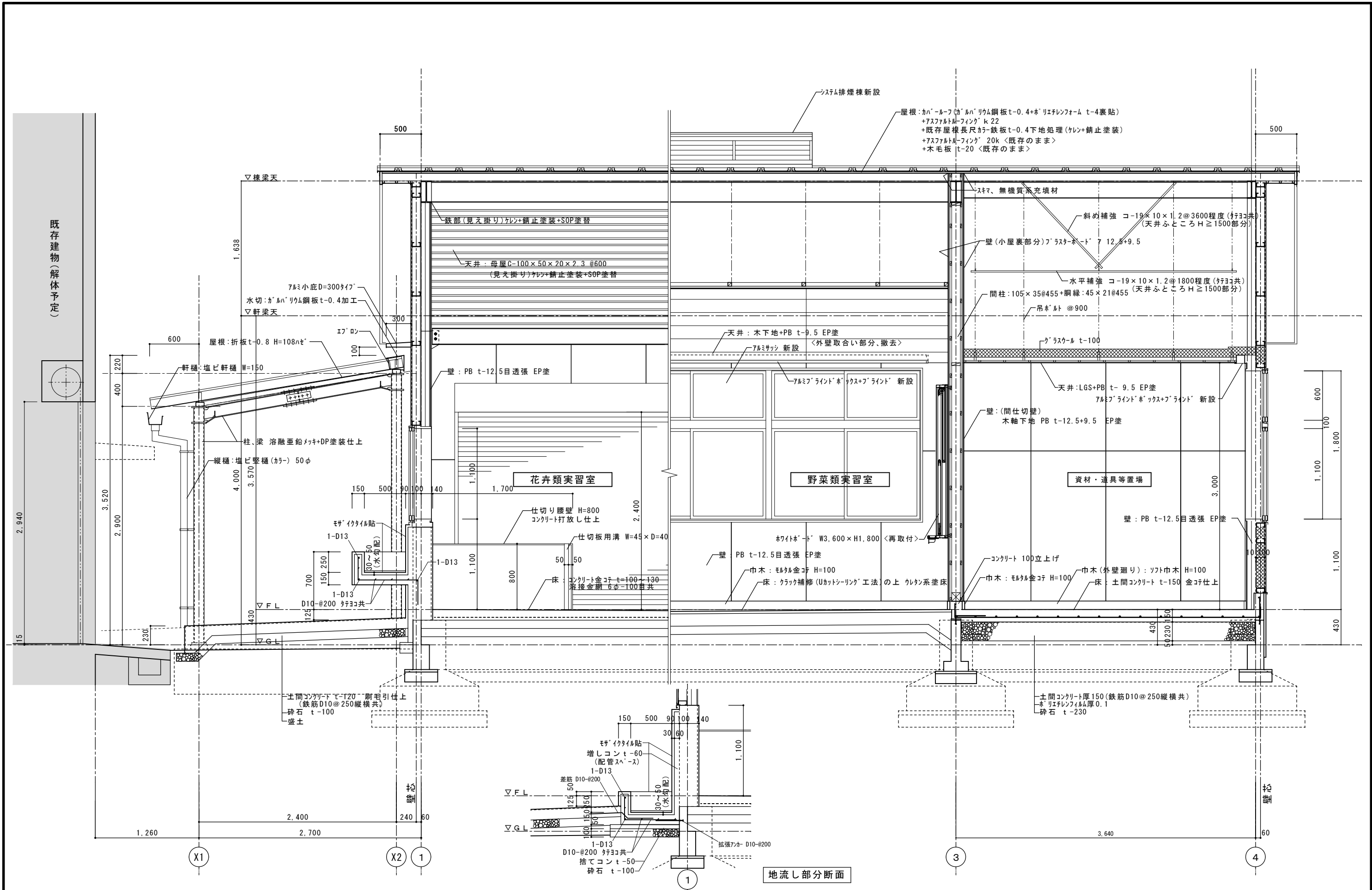




徳島県教育委員会施設整備課	<b>●工事名</b> R1 宮橋 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	<b>●図面番号</b> A-15	 TEAM28 <small>平島弘之+TEAM28</small>
	<b>●図面名</b> 矩計図-1 (改修後)	<b>●縮尺</b> 1/30	

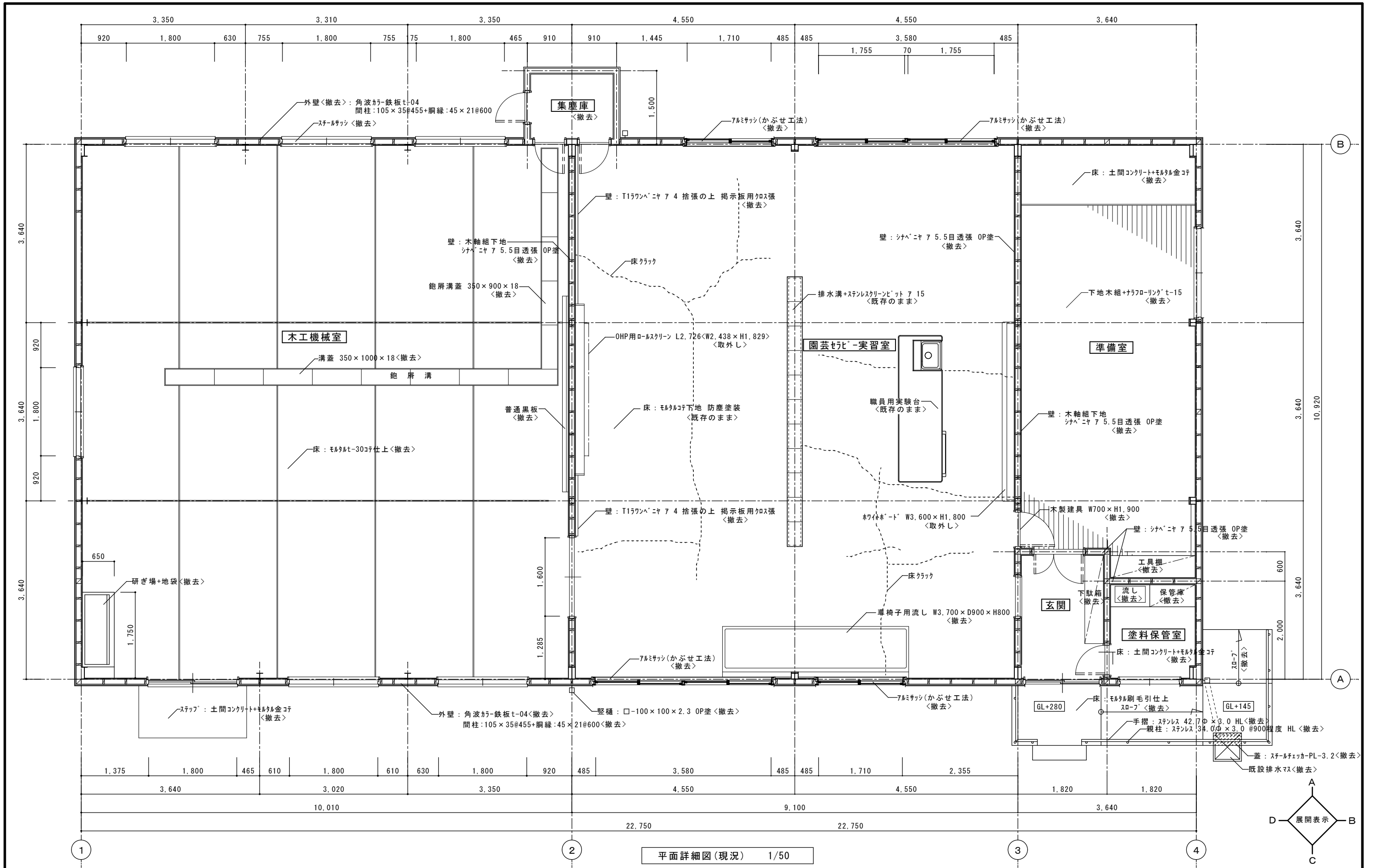


徳島県教育委員会施設整備課 ●工事名 R1営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築 ●図面名 矩計図-2(現況)	●図面番号 A-16 ●縮尺 NON	
--	-----------------------	---



徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R1営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修工事建築	●図面番号 00 A-17
	●図面名 矩計図(改修後)	●縮尺 1/30

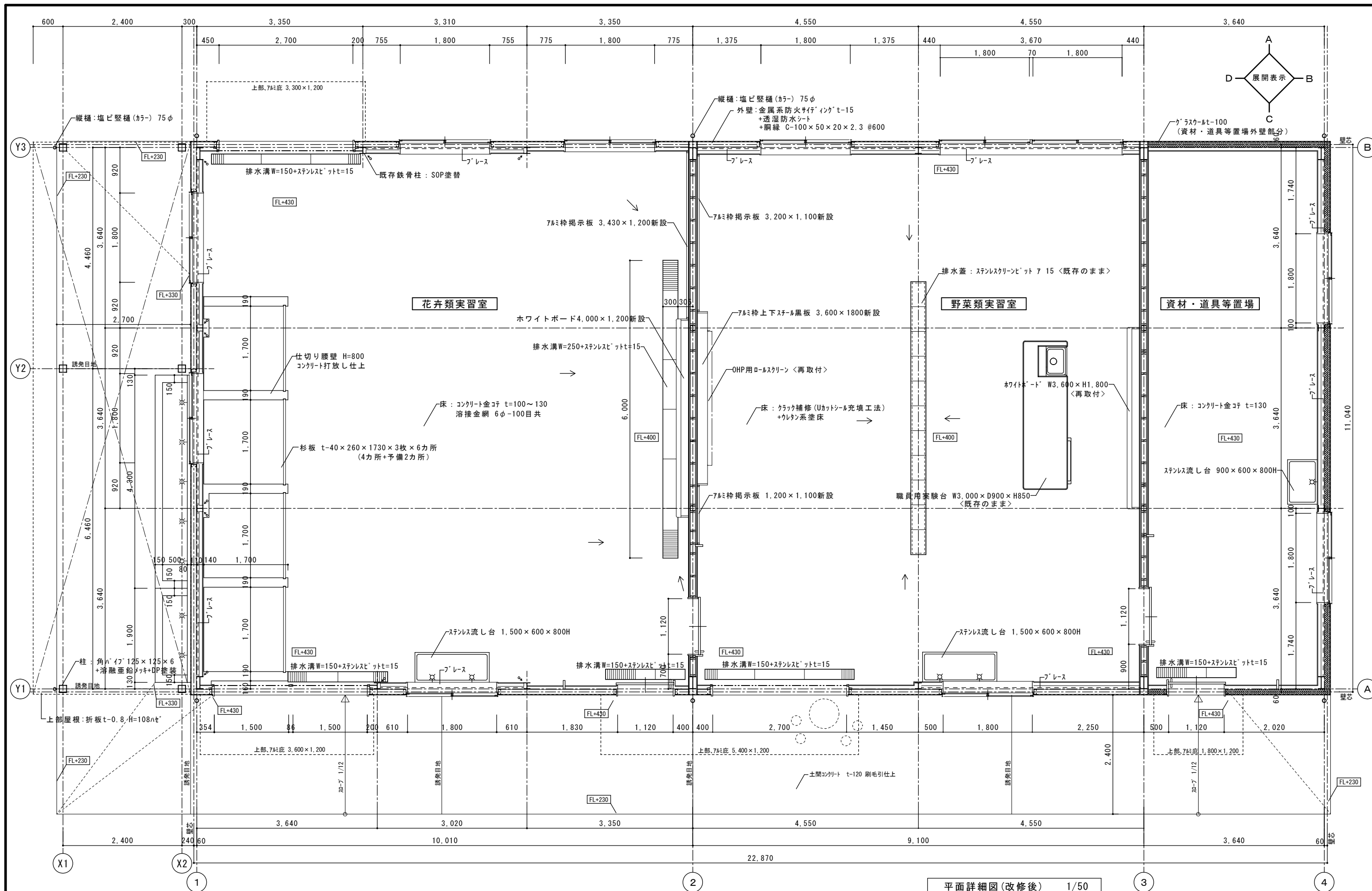




平面詳細図(現況) 1/50

徳島県教育委員会施設整備課	●工事名	R1 宮橋 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	●図面番号	A-18
	●図面名	平面詳細図(現況)	●縮尺	1/50

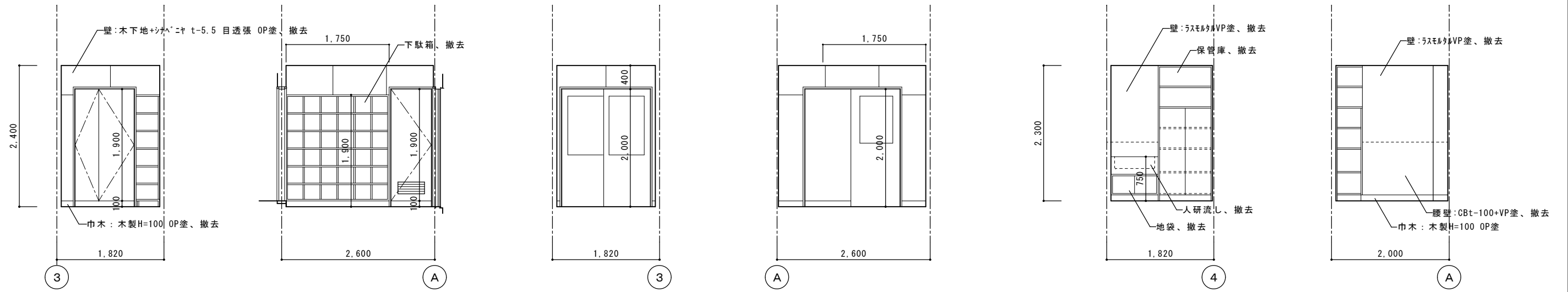




平面詳細図(改修後) 1/50

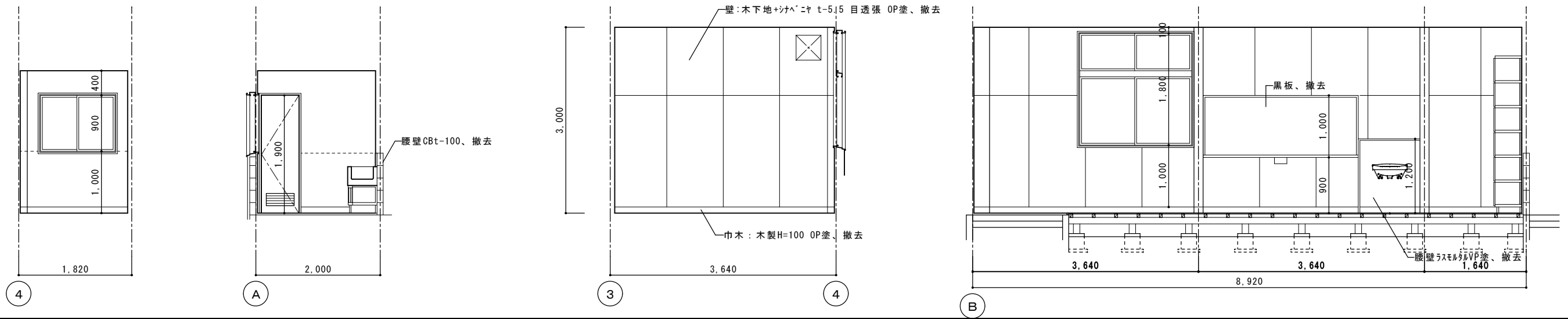
徳島県教育委員会施設整備課	●工事名	R1 宮精 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	●図面番号	A-19
	●図面名	平面詳細図(改修後)	●縮尺	1/50



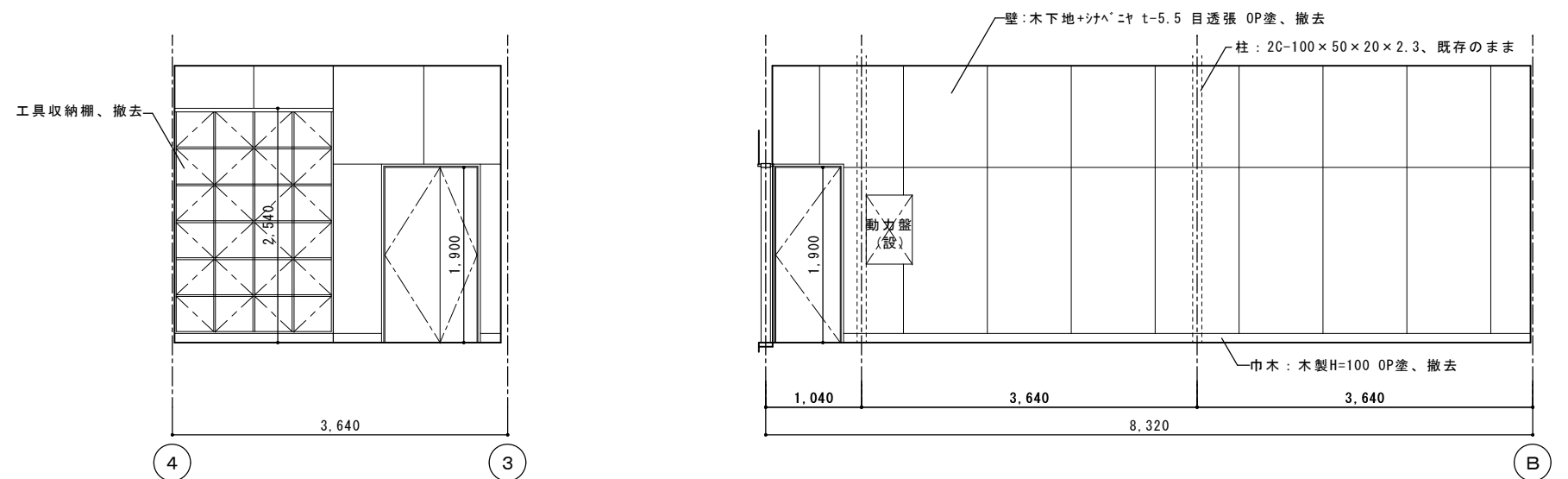


玄関 (現況)

塗料保管室 (現況)



準備室 (現況)



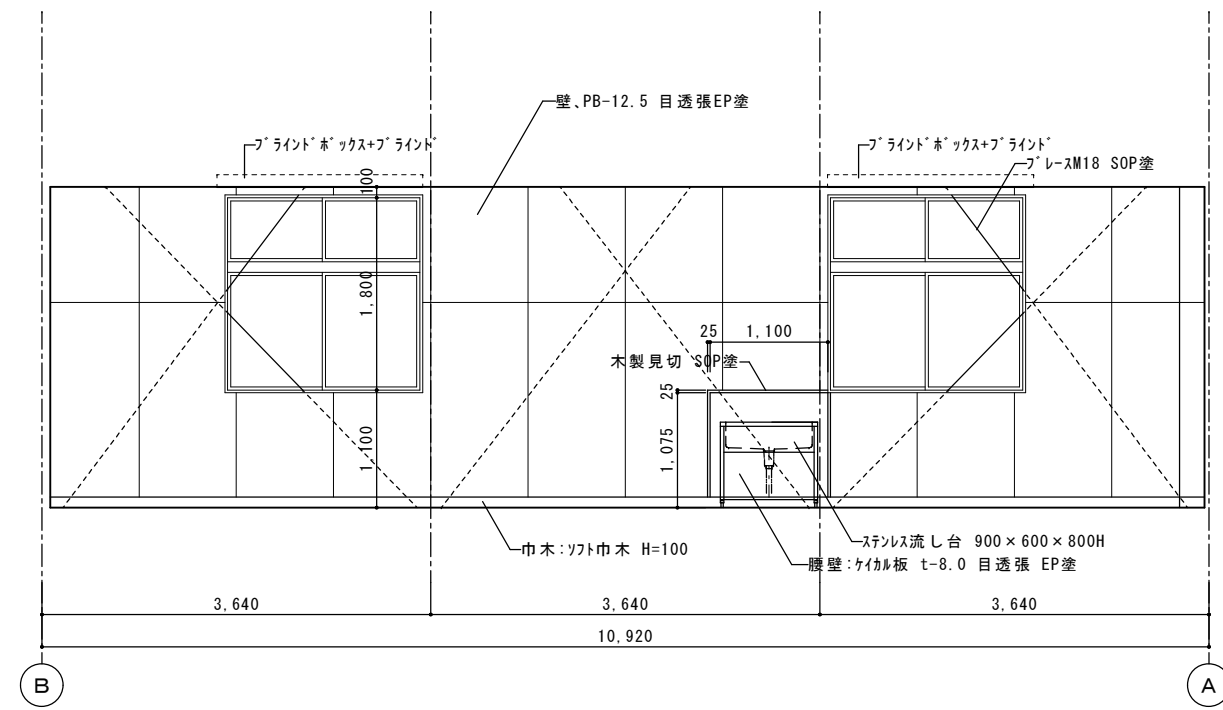
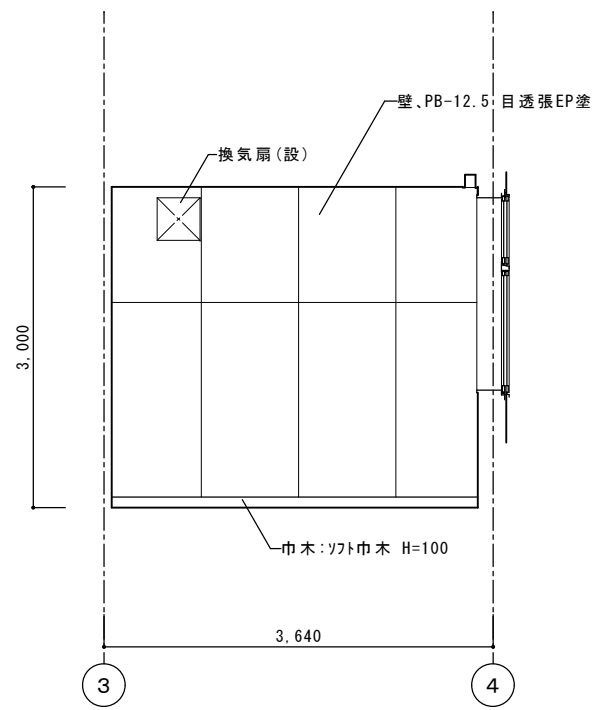
徳島県教育委員会施設整備課

●工事名 R1 宮精 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築

●図面番号 A-20

●図面名 展開図 (現況) - 1

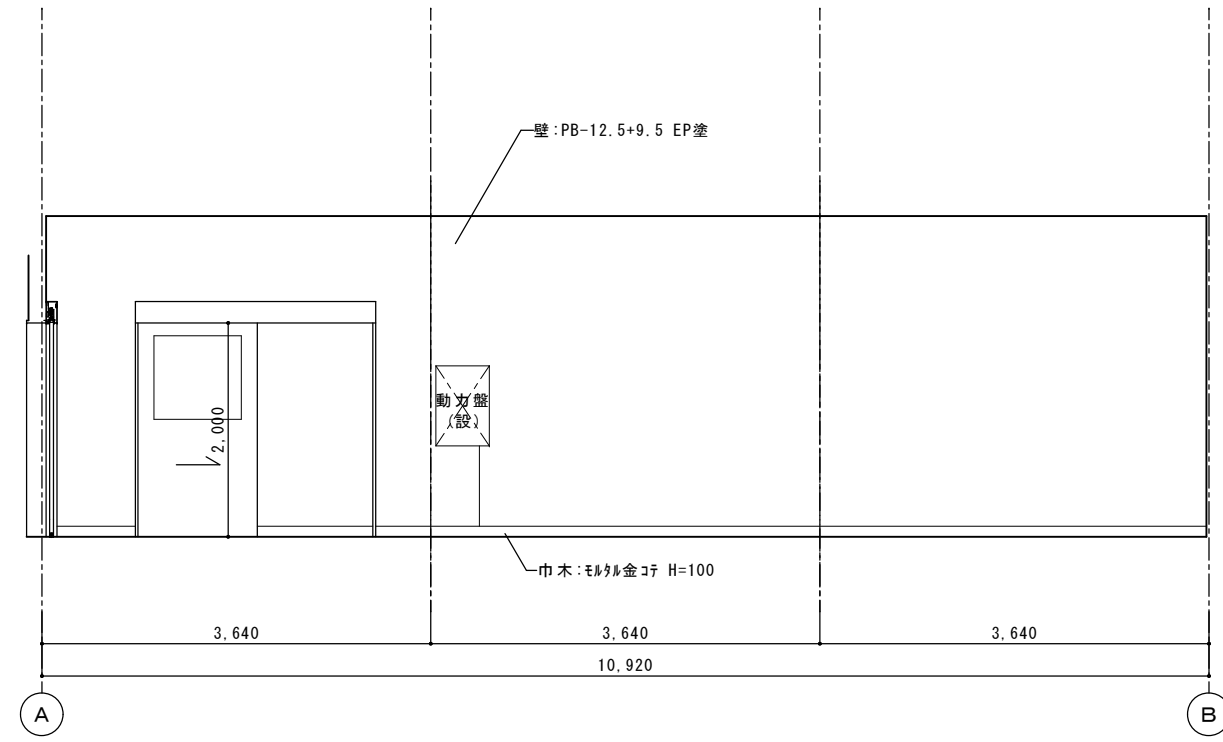
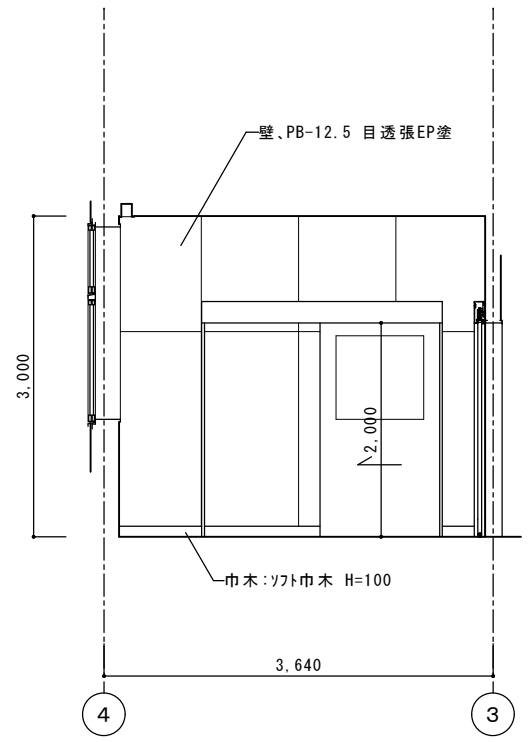
●縮尺 1/50



園芸セラビ-実習室(改修後)

(A)

(B)



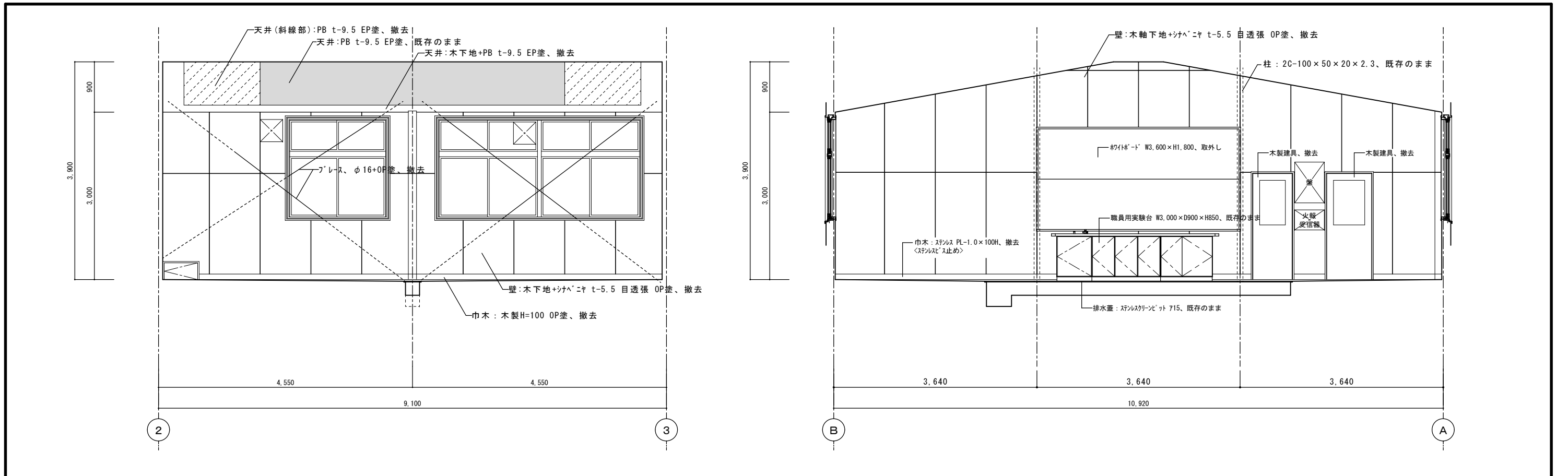
(C)

(D)

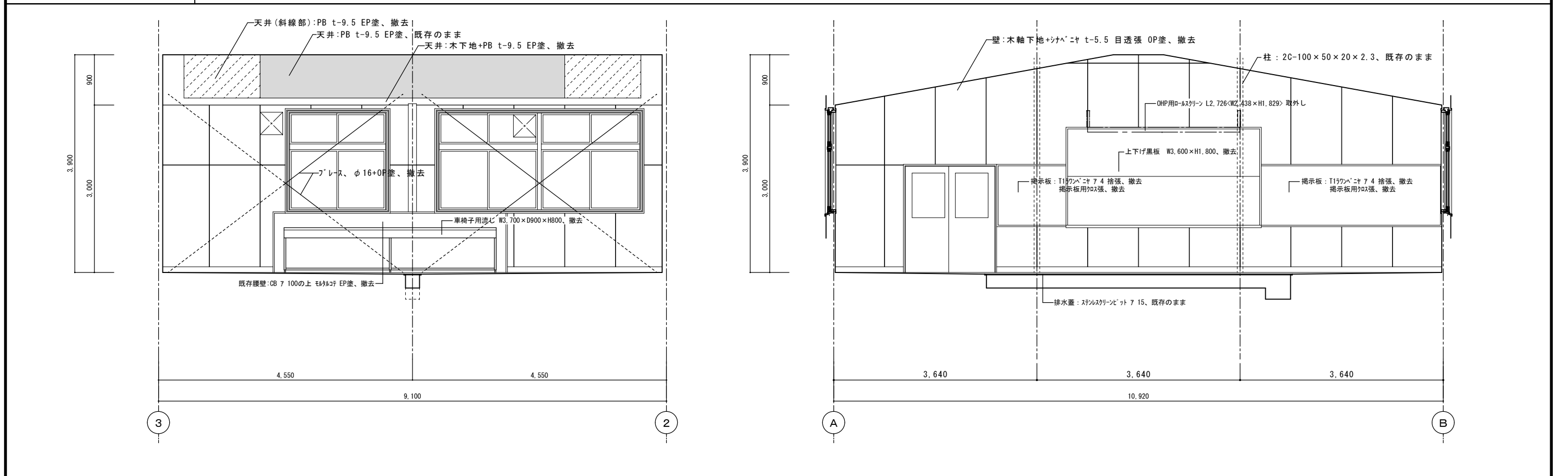
徳島県教育委員会施設整備課		●工事名 R1 宮橋 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	●図面番号 A-21
		●図面名 展開図(改修後)-1	●縮尺 1/50





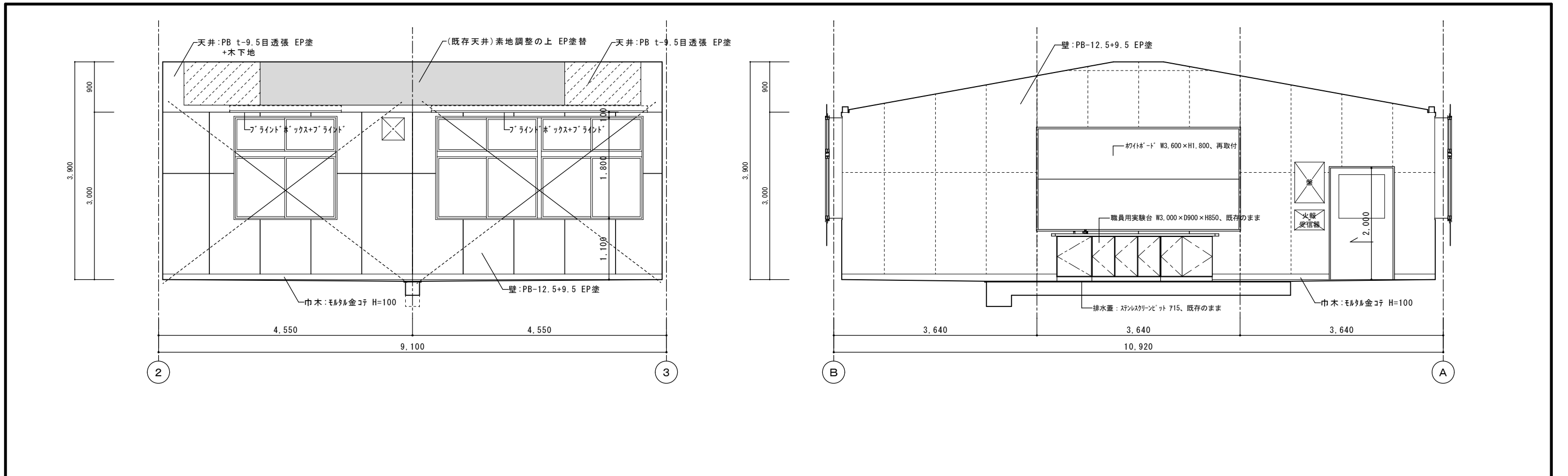


園芸セラピー-実習室(現況)

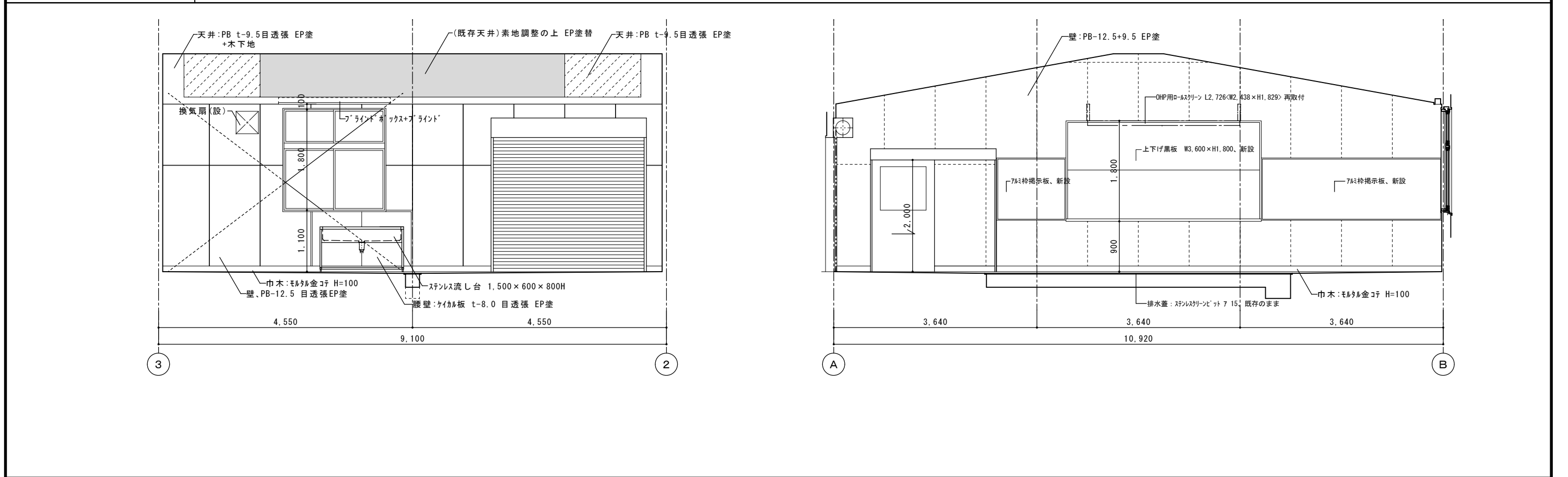


園芸セラピー-実習室(計画)

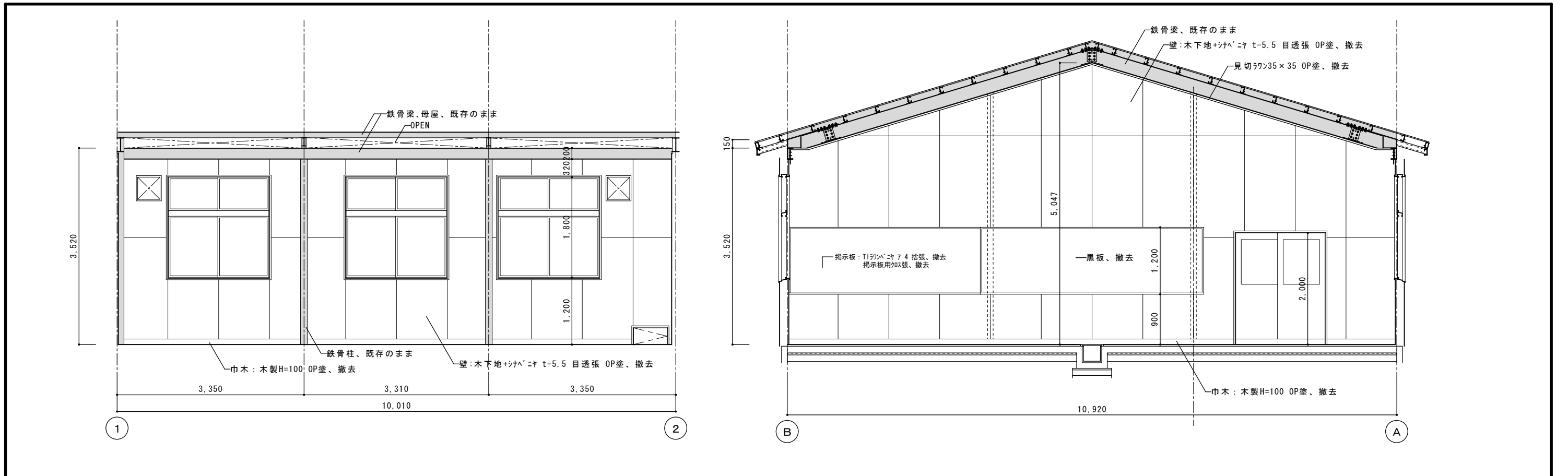
<p>徳島県教育委員会施設整備課</p>	<p>●工事名 R1宮精 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築</p> <p>●図面名 展開図(現況)-2</p>	<p>●図面番号 A-22</p> <p>●縮尺 1/50</p>	<p>平島弘之+TEAM28</p> <p>HIROSHI HIRAYAMA ARCHITECT TEAM28</p> <p>〒760-0001 徳島県徳島市東区南町1-2-26</p>
----------------------	---	-----------------------------------	---



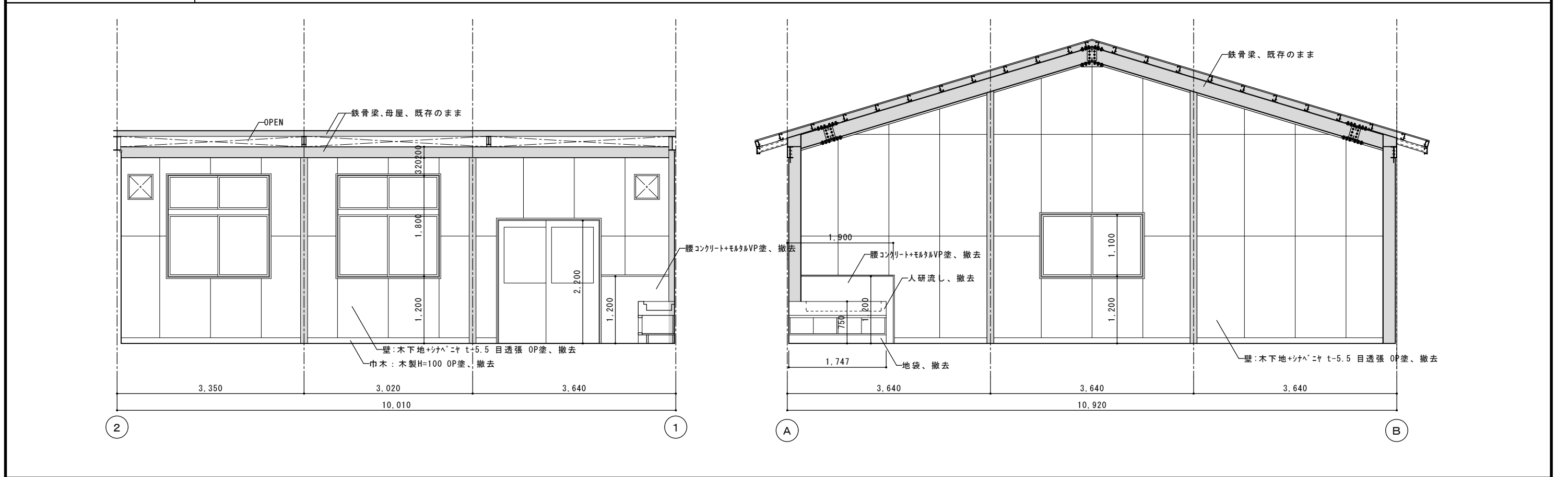
野菜類実習室(改修後)

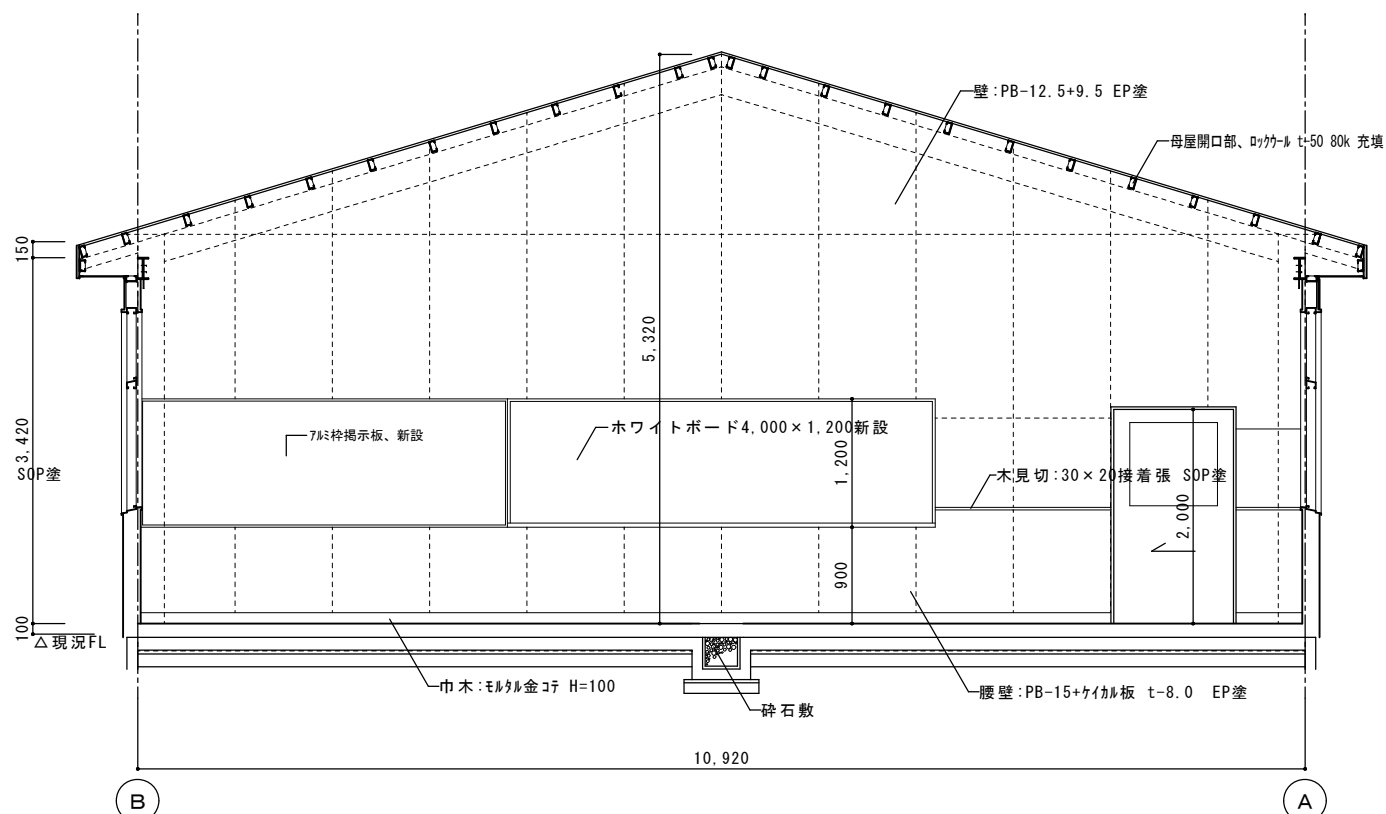
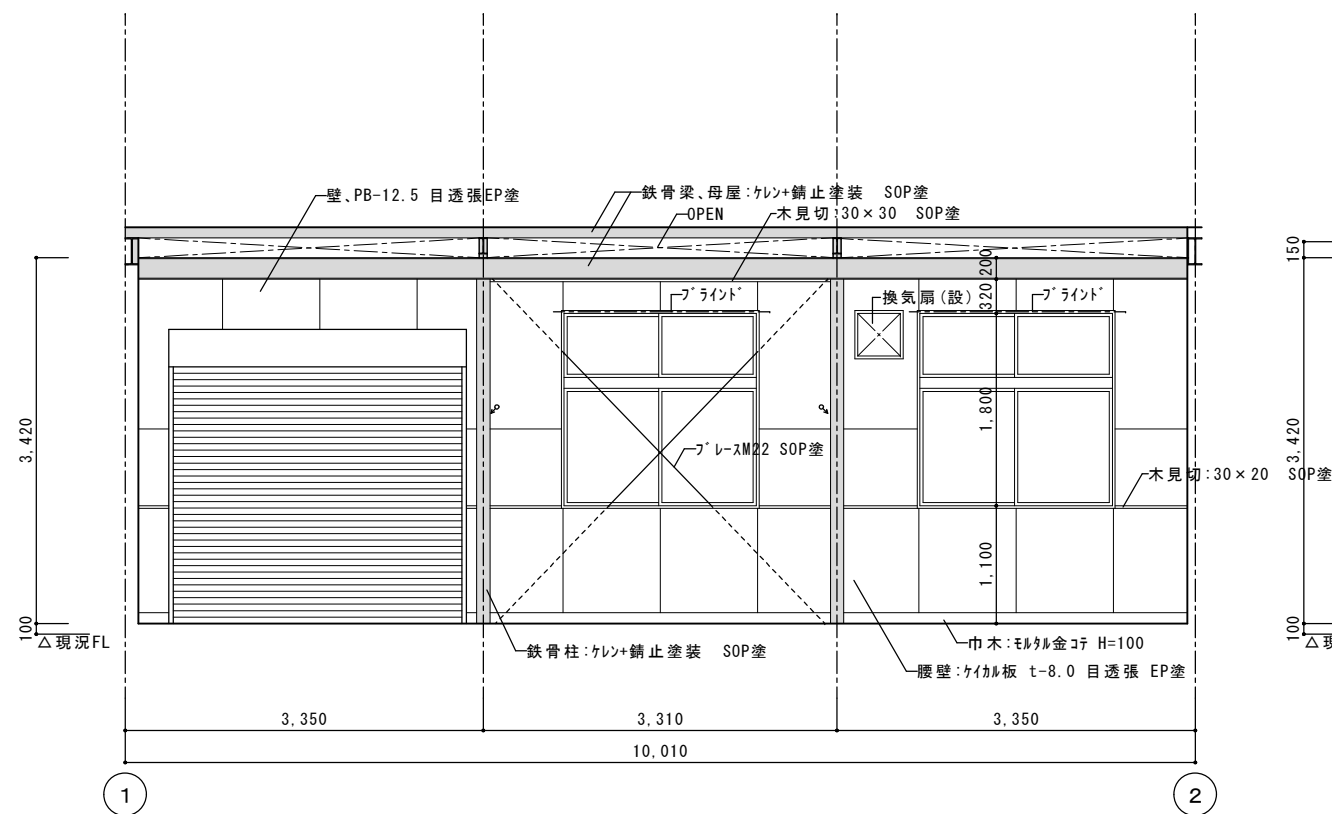


<p>徳島県教育委員会施設整備課</p>	<p>●工事名 R1 宮橋 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築</p>	<p>●図面番号 A-23</p>	<p>TEAM28</p>
	<p>●図面名 展開図(改修後)-2</p>	<p>●縮尺 1/50</p>	



木工機械室 (現況)

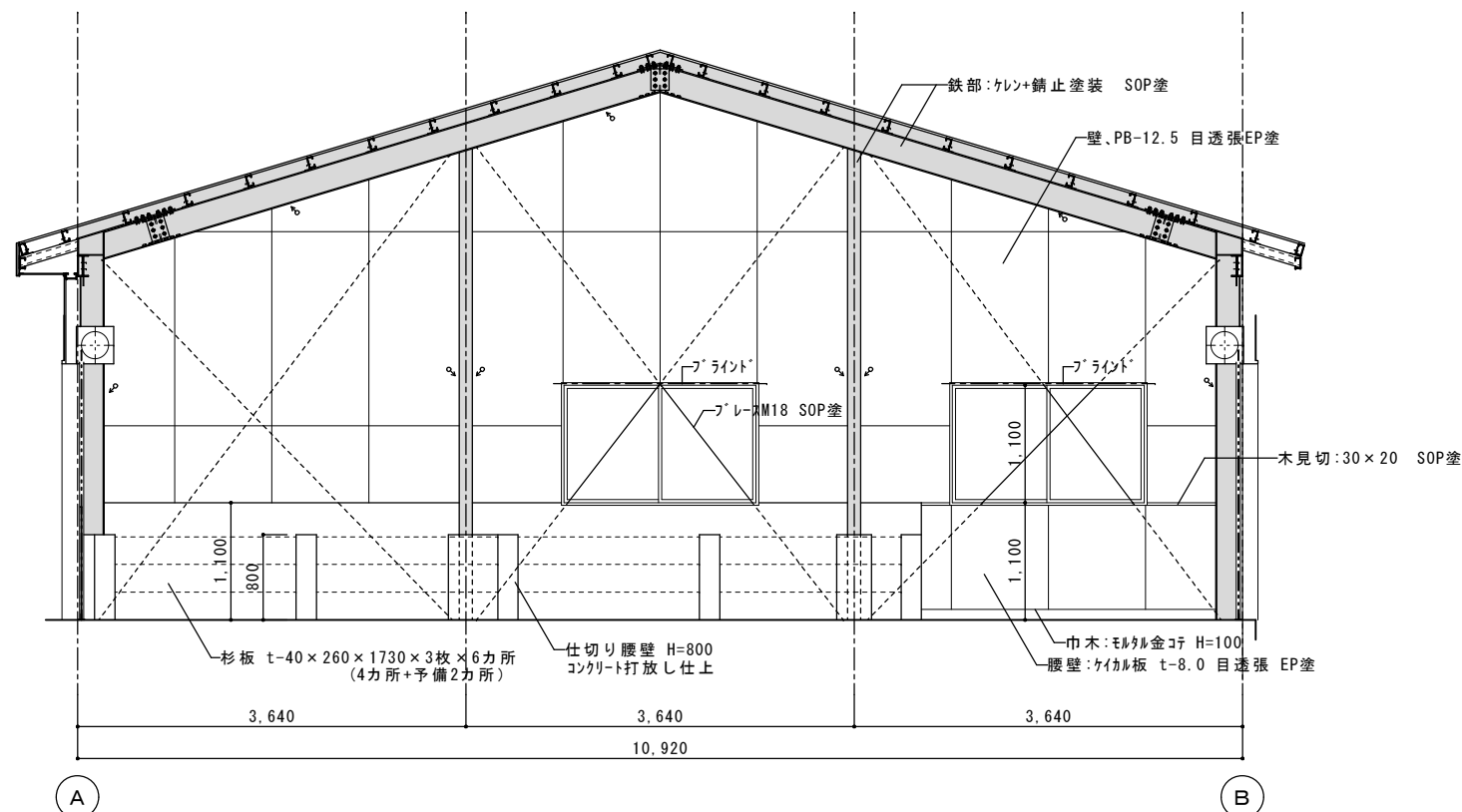
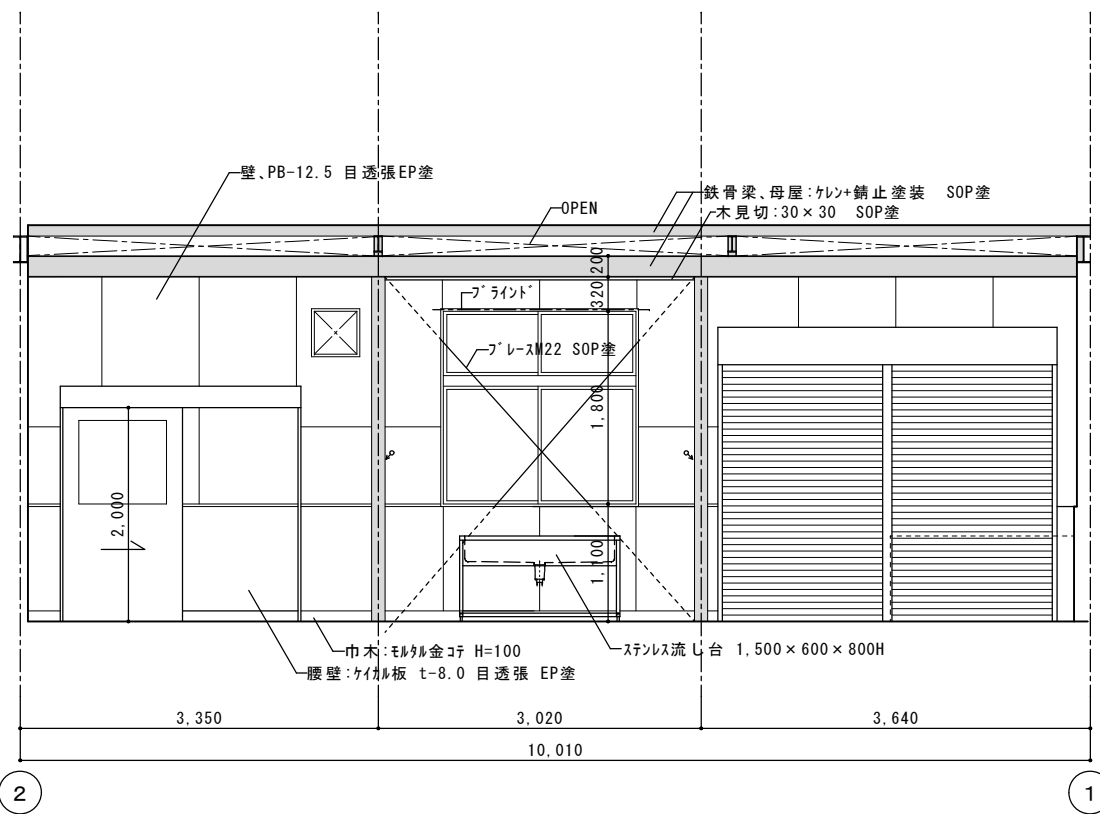




花卉類実習室(改修後)

(A)

(B)



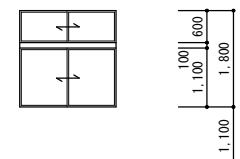
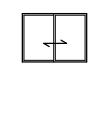
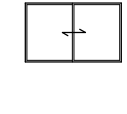
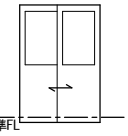
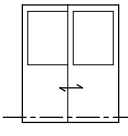
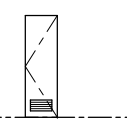
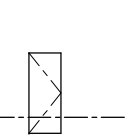
(C)

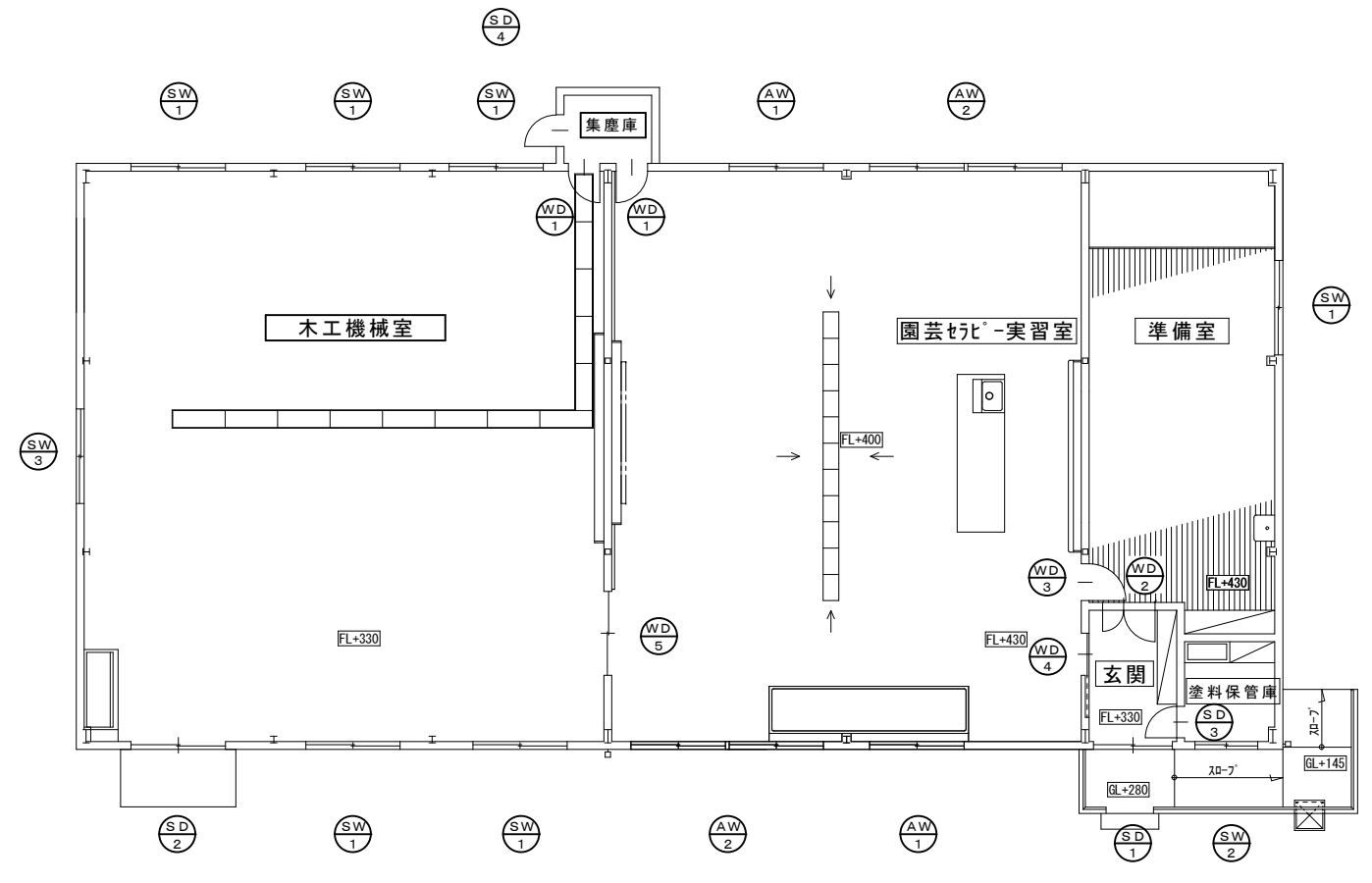
(D)

徳島県教育委員会施設整備課	●工事名	R1 宮崎 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	●図面番号	A-25
	●図面名	展開図(改修後)-3	●縮尺	1/50

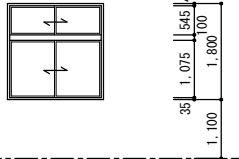
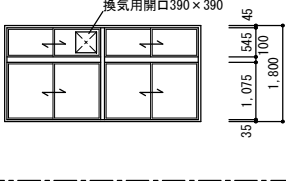

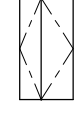
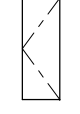
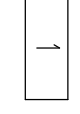
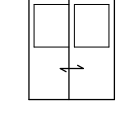


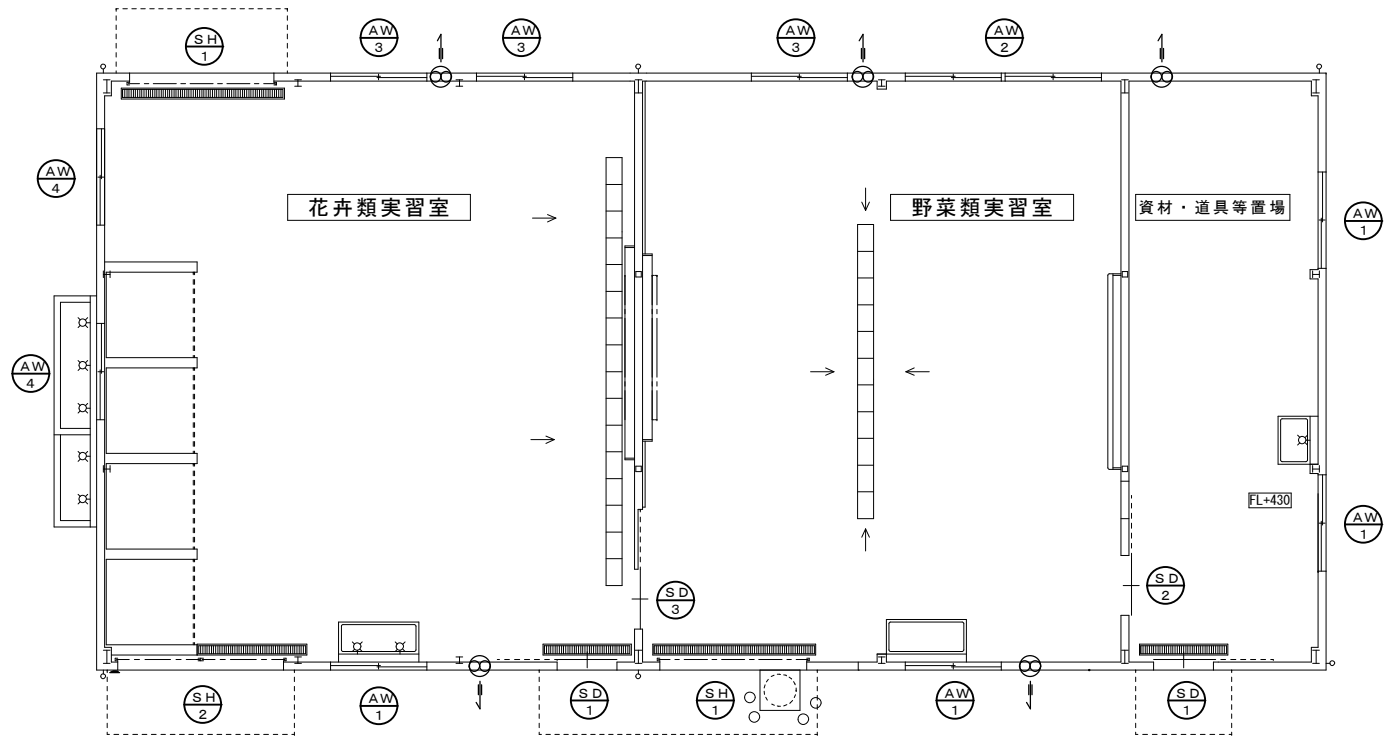
建具表 (現況) S=1/100

名称	数量	SW1	ランマ付鋼製引違い窓	6	SW2	鋼製引違い窓	1	SW3	鋼製引違い窓	1			
形状													
場所		木工機械室 準備室			塗料保管庫			木工機械室					
材質		スチール			スチール			スチール					
仕上		OP塗			OP塗			OP塗					
見込		86			86			86					
硝子		FL-3			FL-3			FL-3					
建具金物		クレント 吊車手 引手			クレント 吊車手 引手			クレント 吊車手 引手					
備考													
名称	数量	SD1	鋼製引違い戸	1	SD2	鋼製引違い戸	1	SD3	鋼製片開きフラッシュ戸	1	SD4	鋼製片開きフラッシュ戸	1
形状													
場所		玄関			木工機械室			塗料保管庫			集塵庫		
材質		スチール			スチール			スチール			スチール		
仕上		OP塗			OP塗			OP塗			OP塗		
見込		86			86			86			86		
硝子		FL-3			FL-3								
建具金物		角レール、戸車、引手、差込み錠			角レール、戸車、引手、差込み錠			Pピン、ロック錠、DC			Pピン、ロック錠、7-4ストップ		
備考													



建具伏図 S=1/100

名称	数量	AW1	スチール枠+7&ミサツカハ-工法	2	AW2	スチール枠+7&ミサツカハ-工法	2	WD1	木製片開きフラッシュ戸	2	WD2	木製親子開きフラッシュ戸	1	WD3	木製片開きフラッシュ戸	1	WD4	木製片引ききフラッシュ戸	1	WD5	木製引違いフラッシュ戸	1
形状																						
場所		園芸セラビ-実習室			園芸セラビ-実習室			園芸セラビ-実習室 木工機械室			準備室			園芸セラビ-実習室			園芸セラビ-実習室			木工機械室		
材質		アルミ スチール枠			アルミ スチール枠			T15クハニヤ 米栓			T15クハニヤ 米栓			T15クハニヤ 米栓			T15クハニヤ 米栓			T15クハニヤ 米栓		
仕上		アルマイトシルバー OP塗			アルマイトシルバー OP塗			OP塗			OP塗			OP塗			OP塗			OP塗		
見込		70			70			30			36			36			36			36		
硝子		FL-5			FL-5															FL-3		
建具金物		クレント、吊車、引手			クレント、吊車、引手			丁番、取手、スプリングキャッチ			丁番、シリンダ-錠、フラス落し、DC			丁番、シリンダ-錠、DC			角レール、戸車、引手、杉錠			角レール、戸車、引手、杉錠		
備考																						

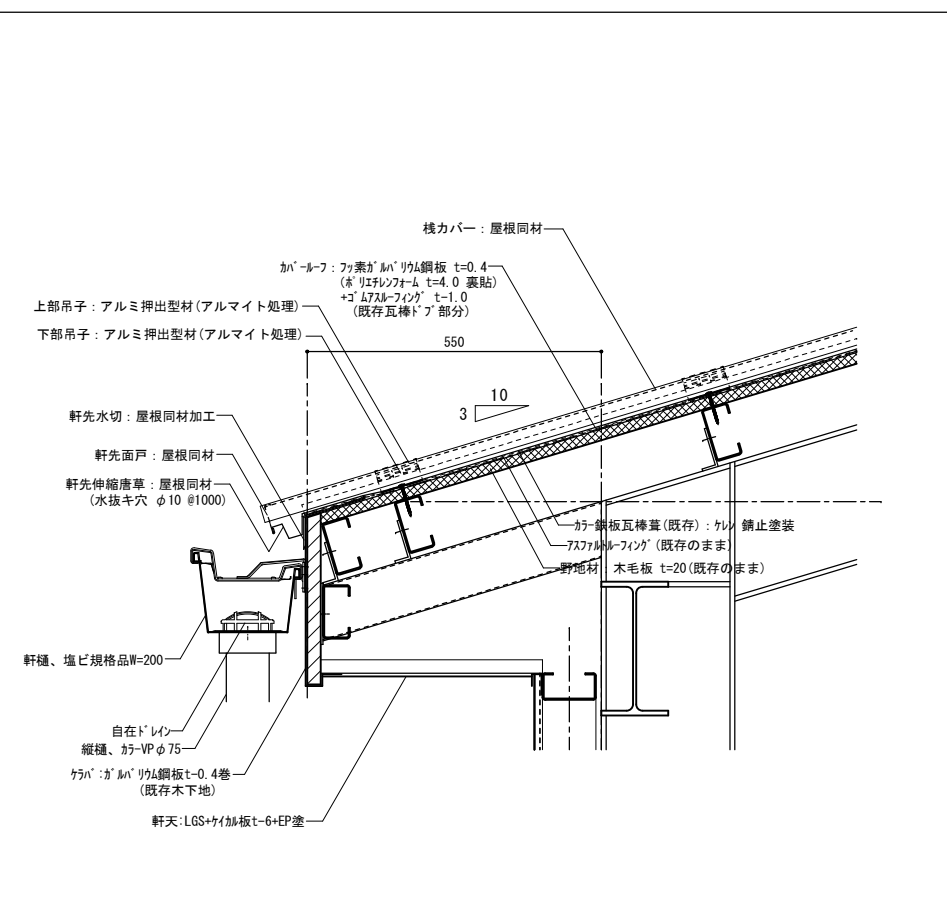


建具伏図 S=1/100

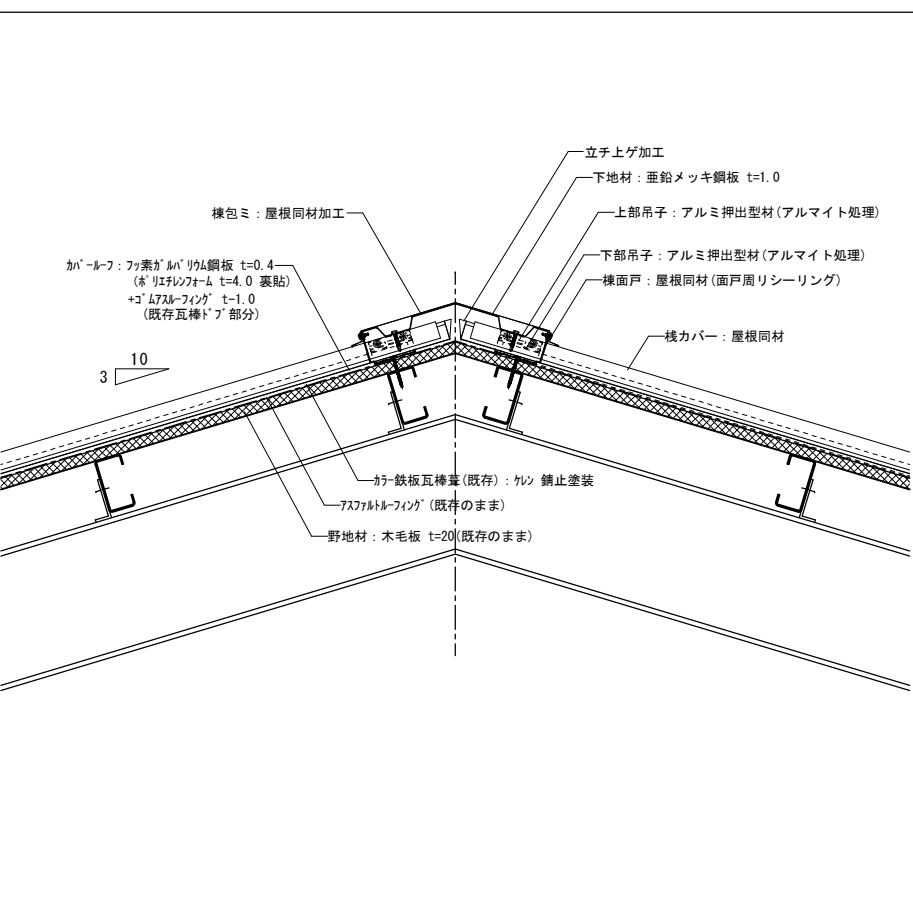
一般事項	
1. 本図及び建具表は建具工事に関する一括表であるが、本図に含まれない建具は家具工事、本工事等 建具工事外とする。	
2. アルミサッシの性能は下記による。	
耐風圧性 S-4<2000Pa>	水密性 W-4<350Pa>
気密性 A-3<8等線級>	
3. 建具符号	
(SH) スチールシャッター	(SD) 鋼製ドア
(AW) アルミ製窓(鉄骨用汎用サッシ)	
4. ガラス	
FL: フロートガラス	F: 型板ガラス
SG: スリガラス	
FW: 網入型板ガラス	PW: 網入ミガキガラス
特記事項	
1. 建具金物はステンレス製とし、見本品提出の上 承認を得ること。	
2. 全て製作図作成の上 承認を得ること。	

建具表 S=1/100											
名称	数量	(SH1)	鋼製軽量シャッター	2	(SH2)	2連鋼製軽量シャッター	1	(SD1)	鋼製片引きハコドア(屋外タイプ)	2	
形状				2,400		2,400			2,000		
場所			野菜類実習室 花卉類実習室		花卉類実習室			資材・道具等置場 花卉類実習室			
材質			垂鉛メッキ鋼板 t-0.8		垂鉛メッキ鋼板 t-0.8			垂鉛メッキ鋼板 t-0.8			
仕上			カラー		カラー			カラー			
見込			38		38			250			
硝子								FL-5			
建具金物			内外錠、他付属金物一式		内外錠、他付属金物一式			取手、サムターン・シリンダー・鍵錠			
備考			露出ケース、3方枠W=160		露出ケース、3方枠W=160、中柱			他付属金物一式			
名称	数量	(SD2)	(SD3)	鋼製片引きハコドア	2			(AW1)	ランマ付引違いアルミサッシ	4	
形状					2,000				1,800		
場所				資材・道具等置場 野菜類実習室				資材・道具等置場 野菜類実習室 花卉類実習室			
材質				化粧鋼板 t-0.8				アルミ			
仕上				カラー				アルマイトシルバー			
見込				275(SD-2) 220(SD-3)				70			
硝子				FL-5				FL-5			
建具金物				取手、サムターン・シリンダー・鍵錠				クレセント、吊車、引手			
備考				他付属金物一式				内部7mm額縁			
名称	数量	(AW2)	(AW3)	ランマ付2連引違いアルミサッシ	1	(AW3)	ランマ付引違いアルミサッシ	3	(AW4)	引違いアルミサッシ	2
形状					3,670		1,800		1,800		
場所				野菜類実習室		野菜類実習室 花卉類実習室		花卉類実習室			
材質				アルミ		アルミ		アルミ			
仕上				アルマイトシルバー		アルマイトシルバー		アルマイトシルバー			
見込				70		70		70			
硝子				FL-5		FL-5		FL-5			
建具金物				クレセント、吊車、引手		クレセント、吊車、引手		クレセント、吊車、引手			
備考				内部7mm額縁		内部7mm額縁		内部7mm額縁			

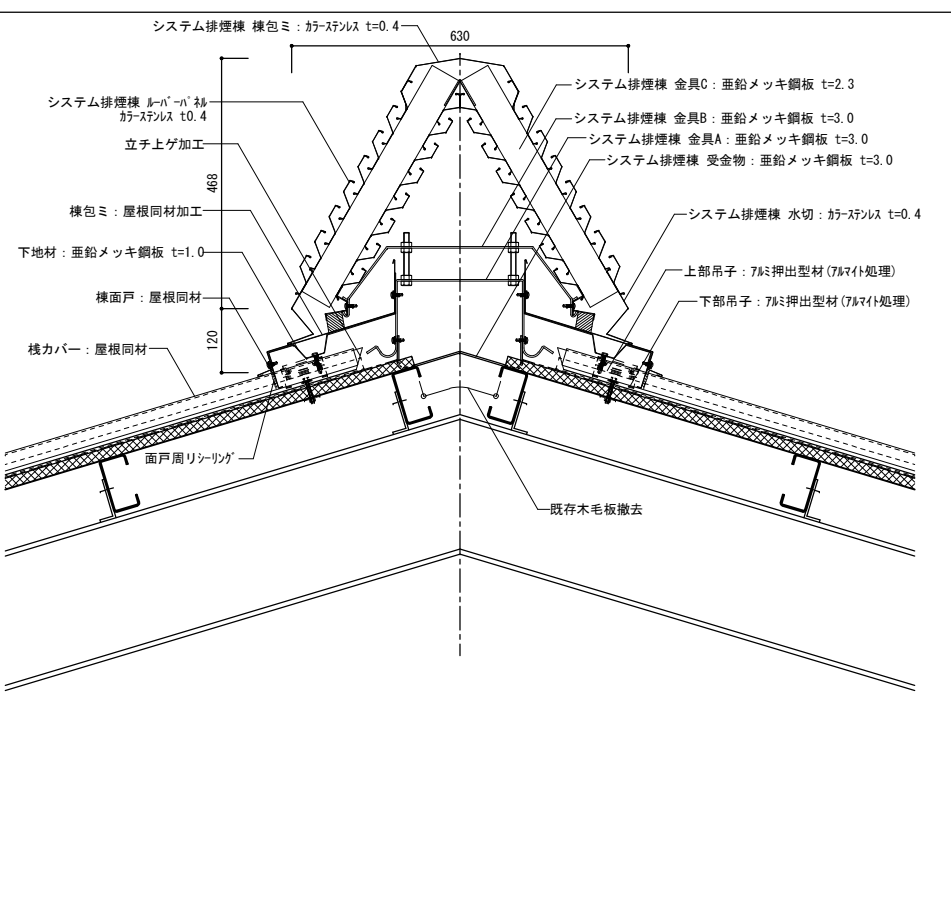
屋根詳細図 (軒先) 1/10



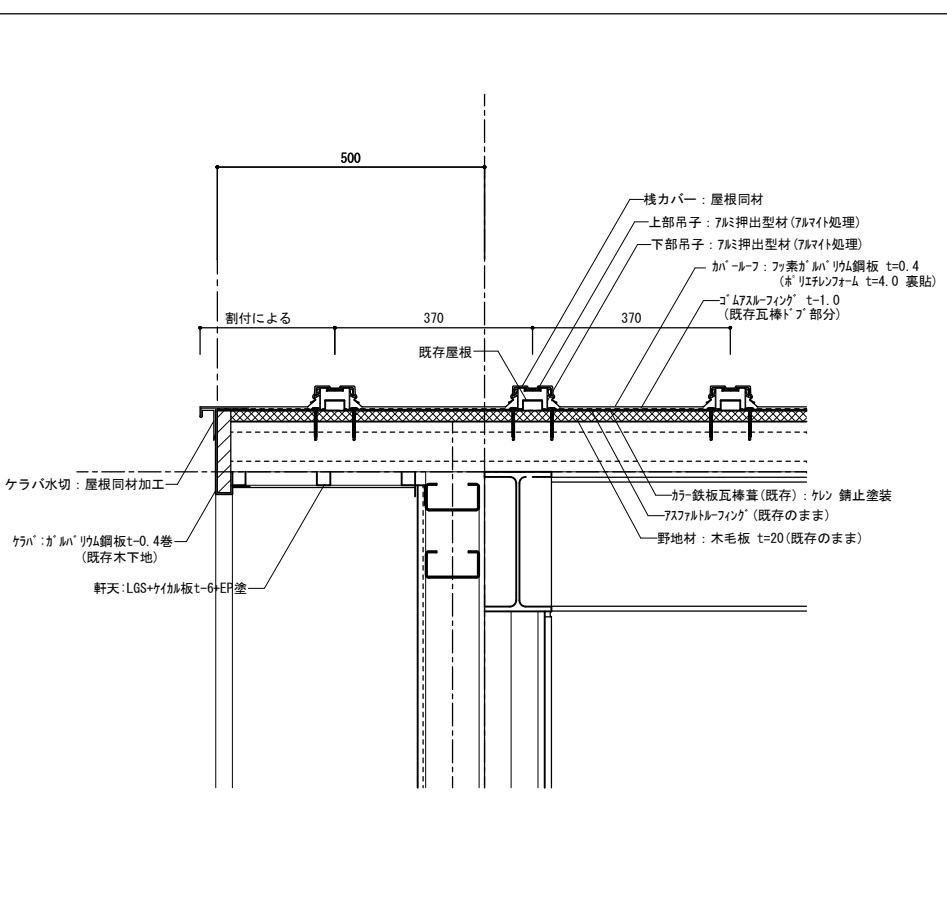
屋根詳細図 (棟) 1/10



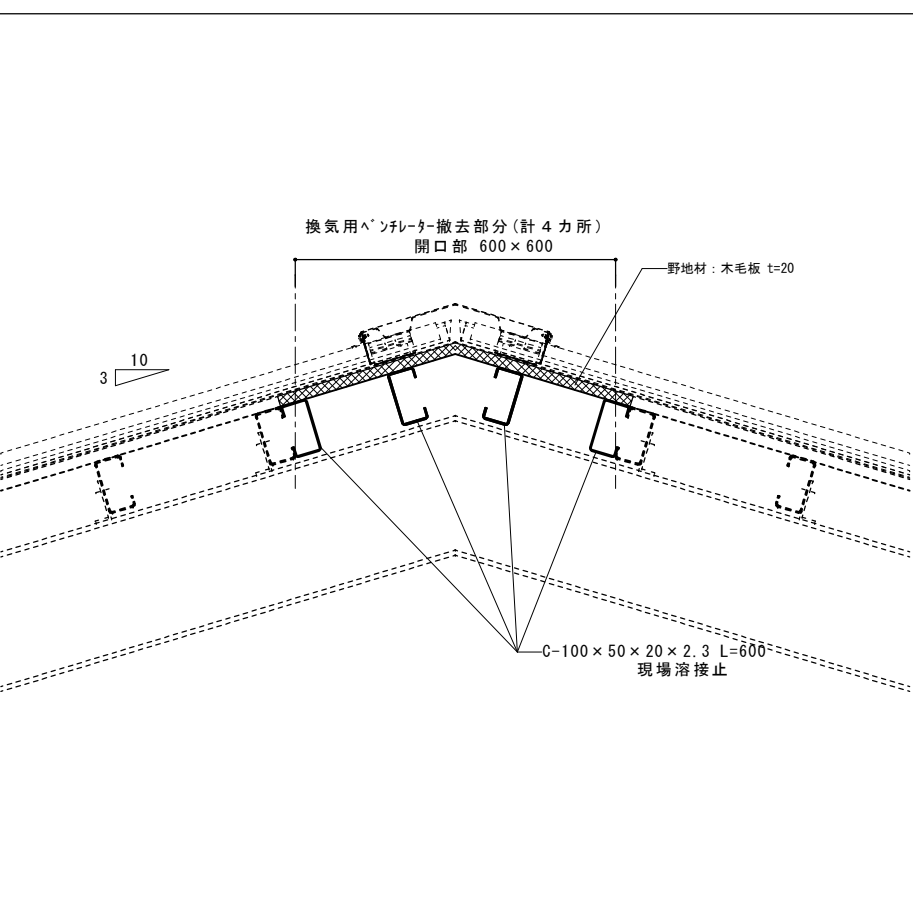
屋根詳細図 (システム排煙棟) 1/10



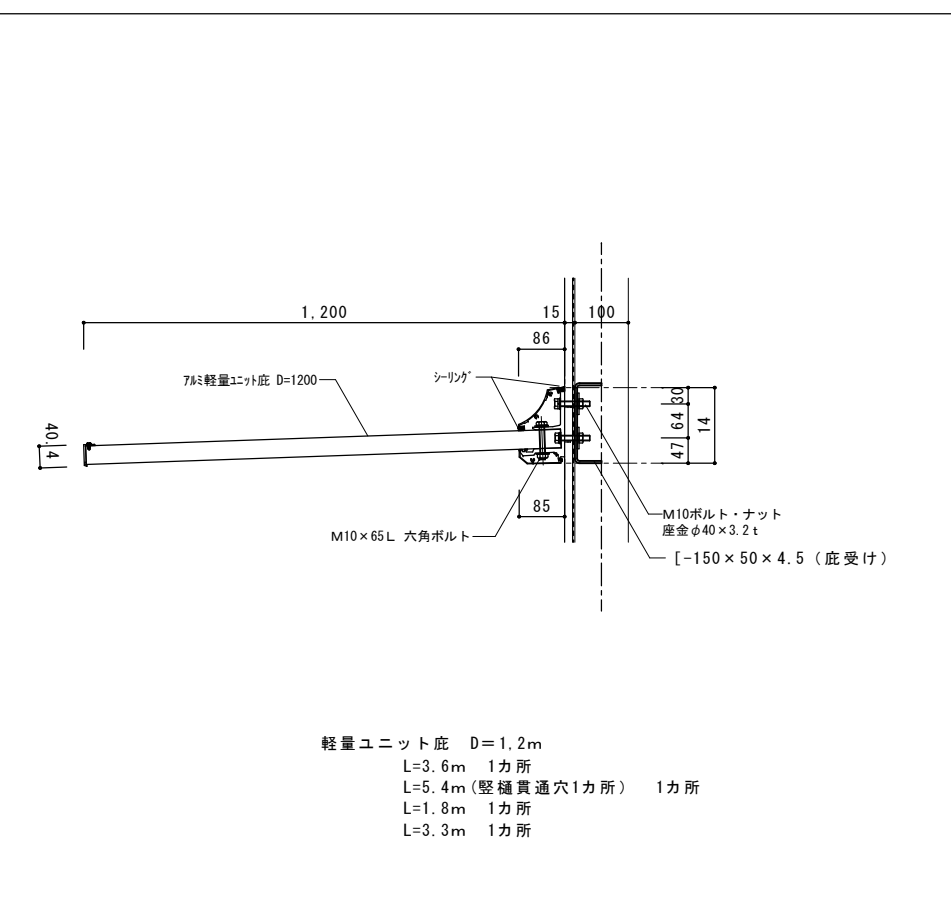
屋根詳細図 (ケラバ) 1/10



屋根詳細図 (開口補修) 1/10

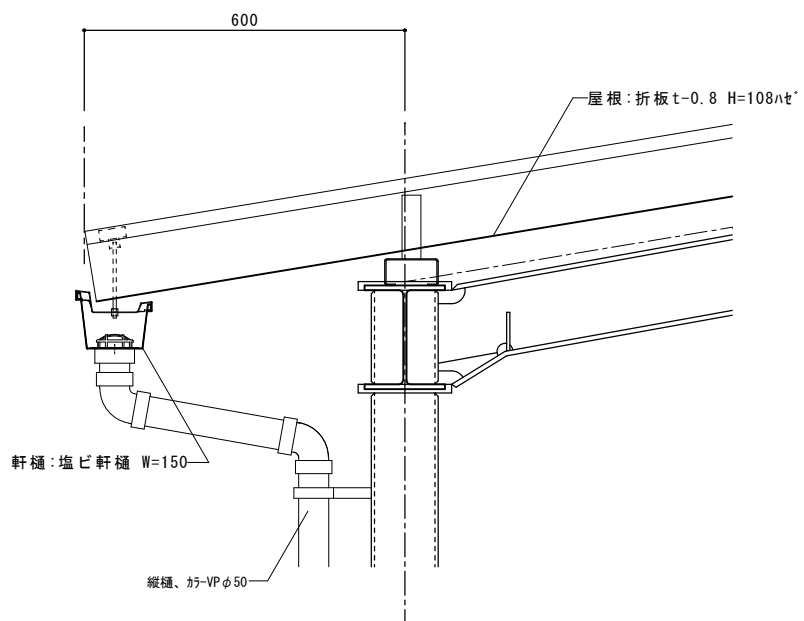


底詳細図 1/10

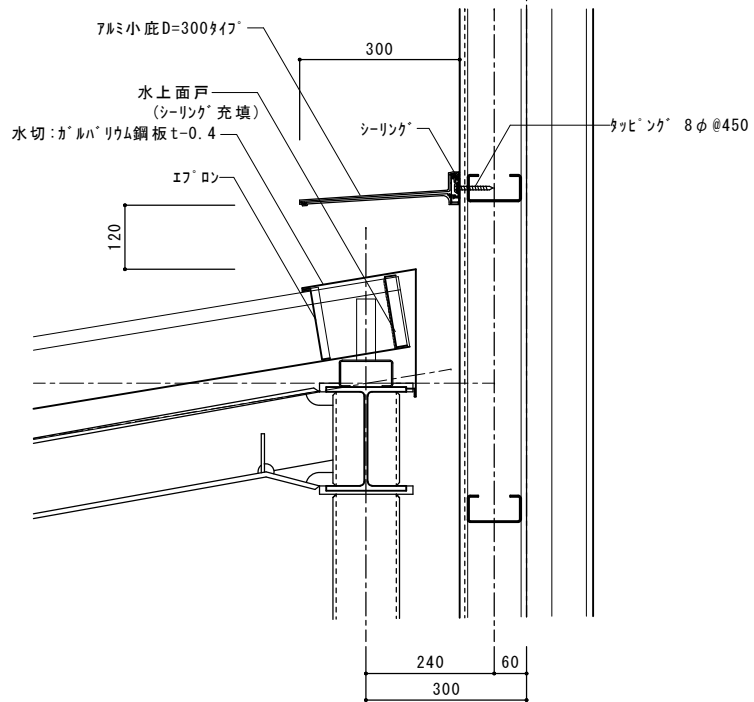




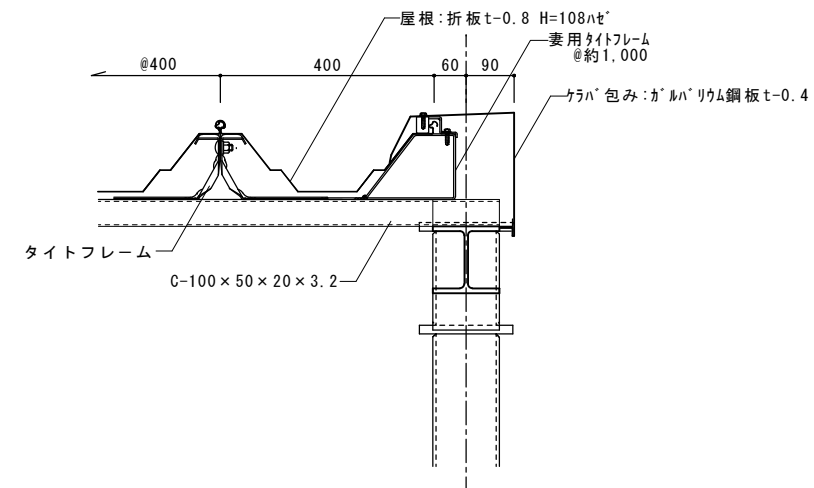
屋根詳細図 (下屋軒先) 1 / 10



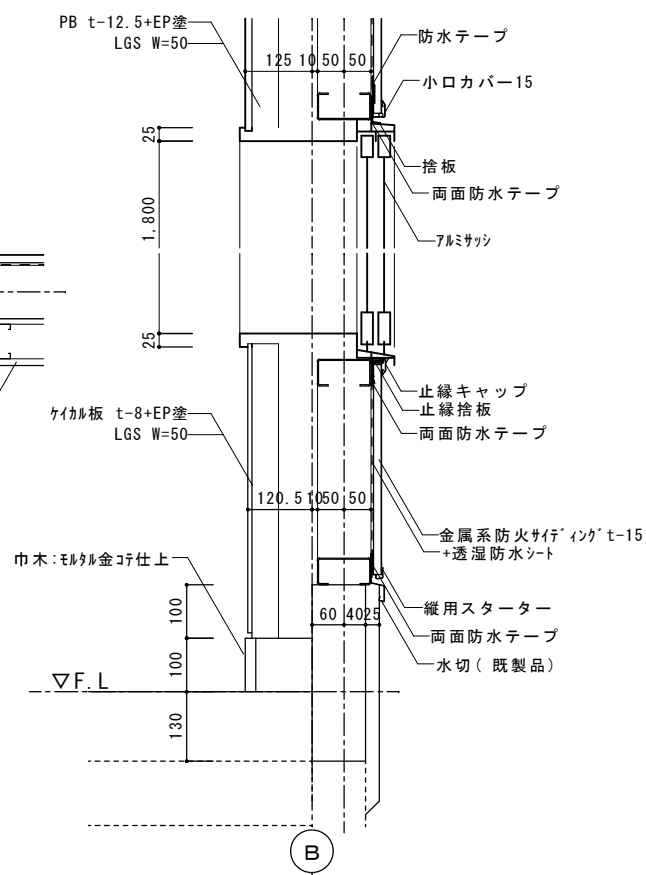
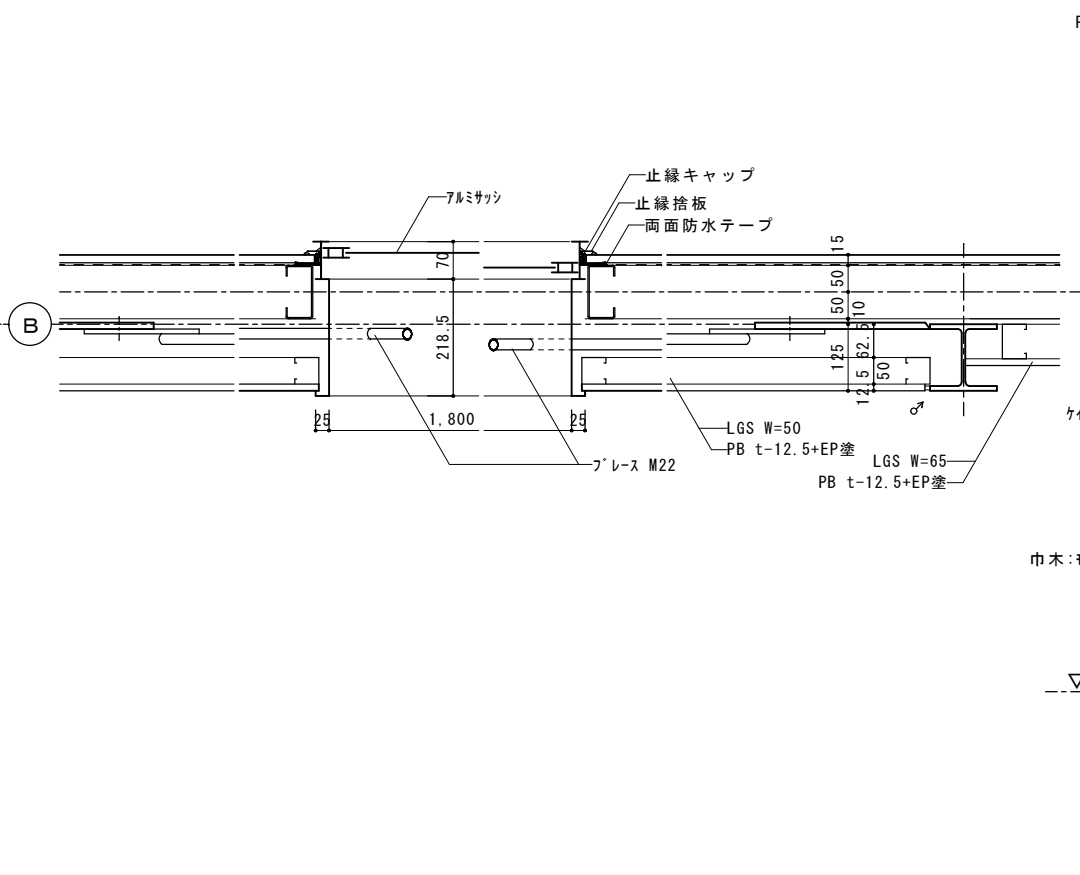
屋根詳細図 (下屋片流れ棟) 1 / 10



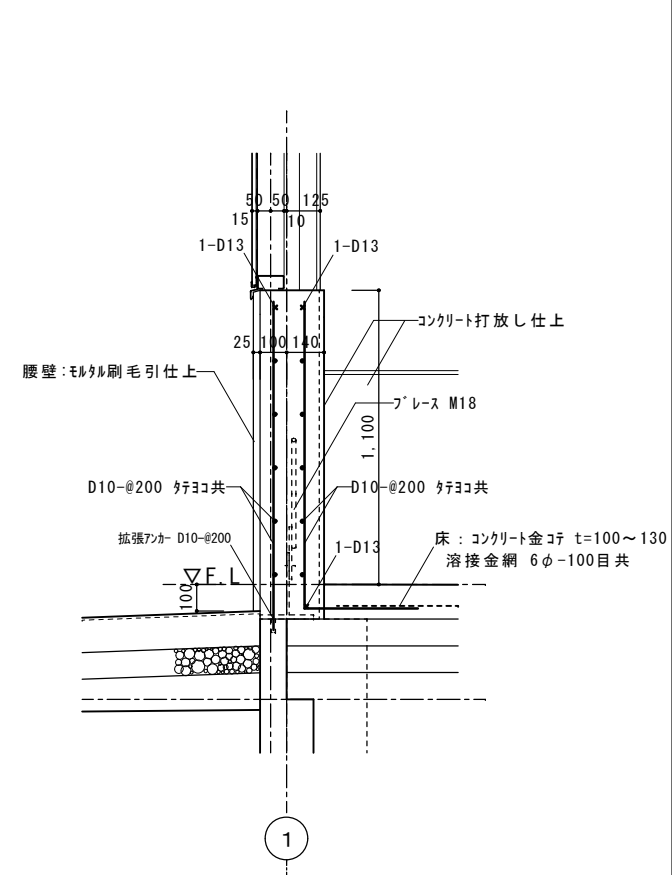
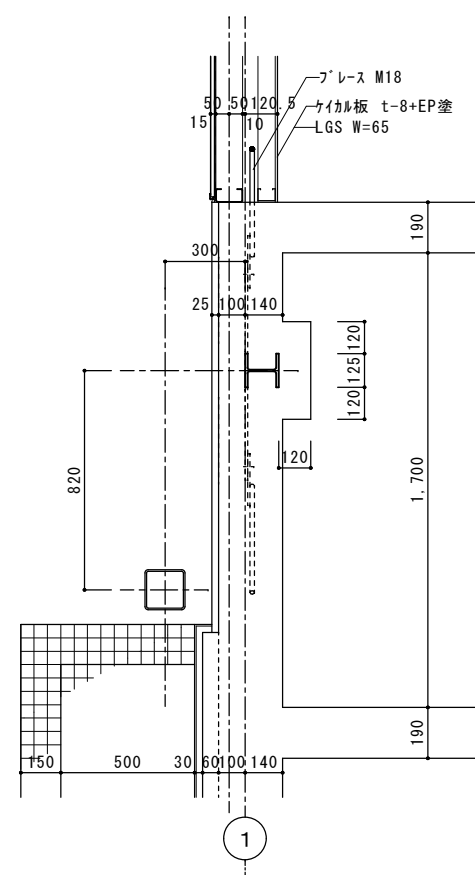
屋根詳細図 (下屋ケラバ) 1 / 10



壁ブレース廻り詳細図 1 / 10



壁ブレース廻り詳細図 (裏面) 1 / 20

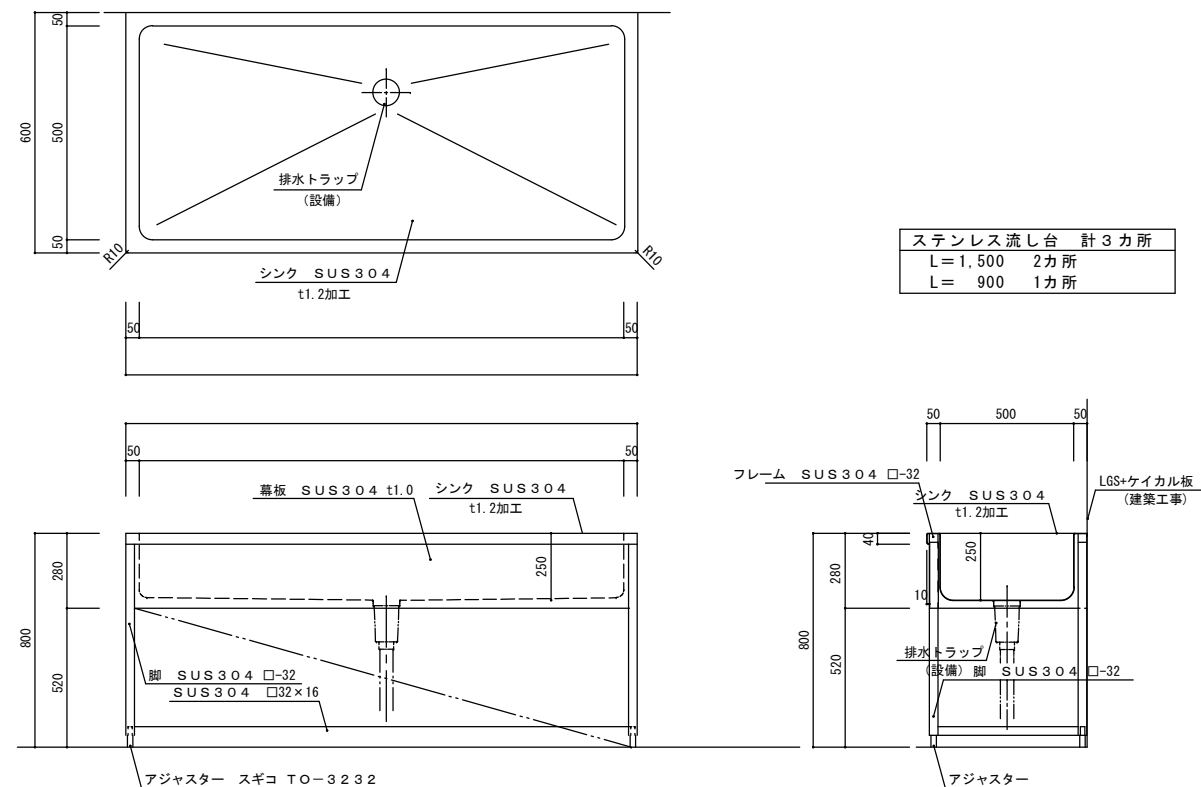


徳島県教育委員会施設整備課

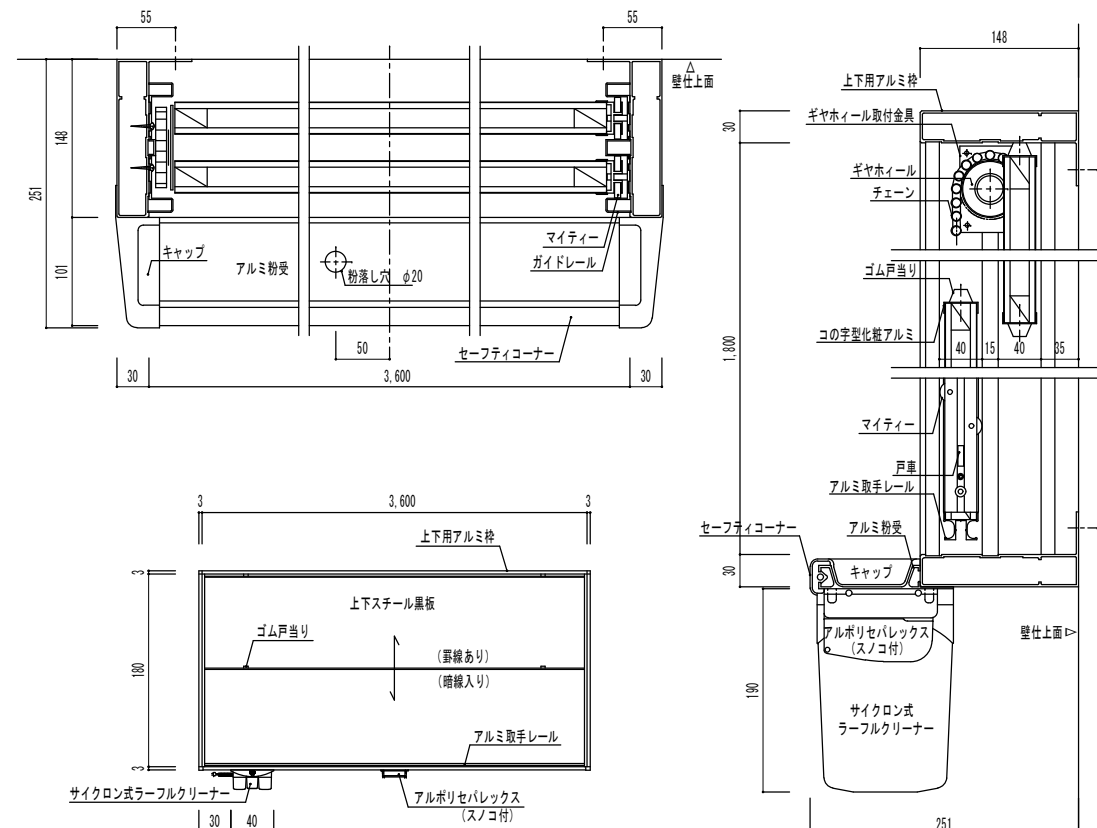
●工事名 R1 宮崎 阿南光高等学校 阿南・新野  
林産実習室耐震改修地工建築  
●図面名 部分詳細図-2

●図面番号 A-29  
●縮尺 1/20, 1/10

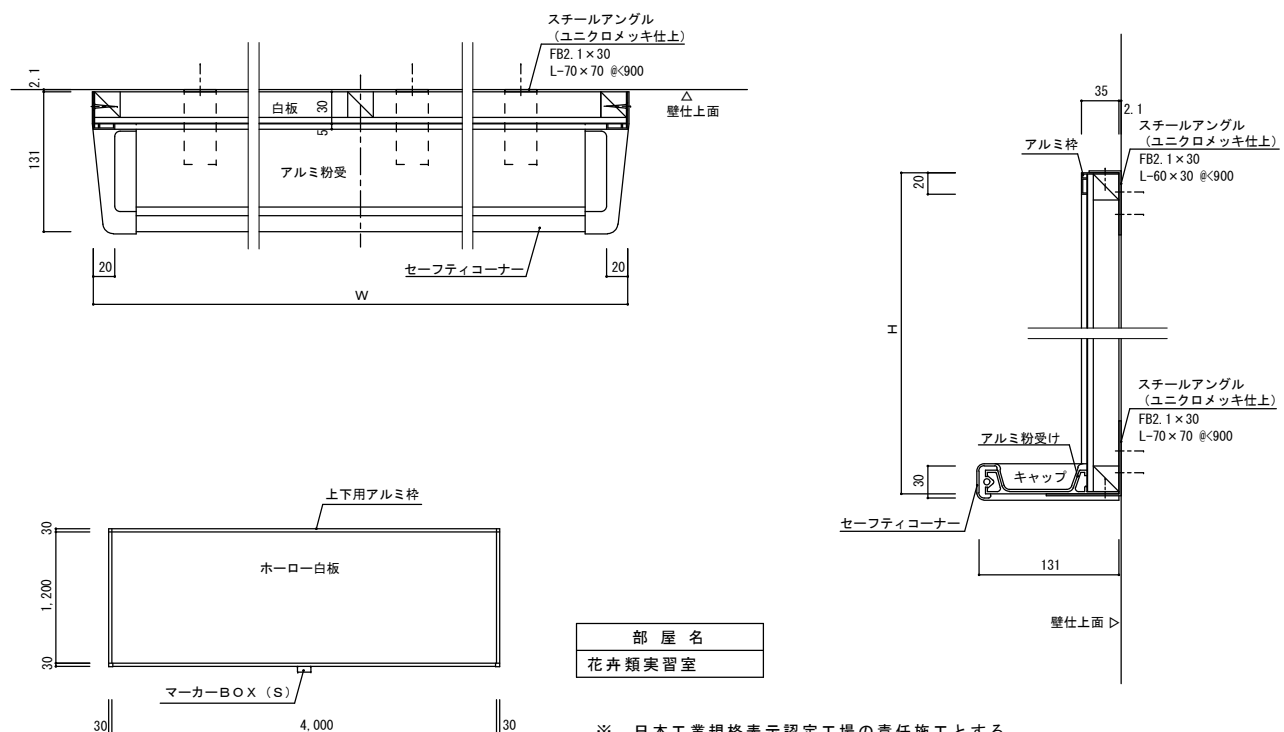
TEAM28  
平島弘之 + TEAM28  
ARCHITECTS



S:1/20



※ JISマーク表示認定工場の責任施工とする。  
上下枠内部の壁仕上は建築工事とする。



S:1/5

